

令和5年3月 3日から
令和5年3月 9日まで

標 茶 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月3日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	18
総務経済委員会所管事務調査報告	24
厚生文教委員会所管事務調査報告	26
広報員会所管事務調査報告	27
一般質問	28
黒沼俊幸君	28
鴻池智子君	32
深見迪君	36
櫻井一隆君	47
渡邊定之君	54
松下哲也君	61
延会の宣告	70

第2号（3月6日）

開議の宣告	76
一般質問	76
本多耕平君	76
鈴木裕美君	84
議員提案第1号 標茶町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	94
報告第1号 専決処分した事件の承認について	96
議案第2号 土地の処分について	97
議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第4号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	100

議案第 5 号	標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	102
議案第 6 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	102
議案第 7 号	標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制 定について	124
議案第 8 号	標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	127
議案第 9 号	標茶町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について ...	129
議案第 10 号	標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	132
議案第 11 号	標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	134
議案第 12 号	標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	135
議案第 13 号	令和 4 年度標茶町一般会計補正予算	136
議案第 14 号	令和 4 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ...	136
議案第 15 号	令和 4 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	136
議案第 16 号	令和 4 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	136
議案第 17 号	令和 4 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	136
議案第 18 号	令和 4 年度標茶町上水道事業会計補正予算	136
延会の宣告		138

第 3 号（3月7日）

開議の宣告		143
議案第 13 号	令和 4 年度標茶町一般会計補正予算	143
議案第 14 号	令和 4 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ...	143
議案第 15 号	令和 4 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	143
議案第 16 号	令和 4 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	143
議案第 17 号	令和 4 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	143
議案第 18 号	令和 4 年度標茶町上水道事業会計補正予算	143
議案第 19 号	令和 5 年度標茶町一般会計予算	153
議案第 20 号	令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	153
議案第 21 号	令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計予算	153
議案第 22 号	令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	153

議案第 2 3 号	令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	153
議案第 2 4 号	令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	153
議案第 2 5 号	令和 5 年度標茶町病院事業会計予算	153
議案第 2 6 号	令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算	153
延会の宣告		164

第 4 号 (3月8日)

開議の宣告		169
議案第 1 9 号	令和 5 年度標茶町一般会計予算	169
議案第 2 0 号	令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	169
議案第 2 1 号	令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計予算	169
議案第 2 2 号	令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	169
議案第 2 3 号	令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	169
議案第 2 4 号	令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	169
議案第 2 5 号	令和 5 年度標茶町病院事業会計予算	169
議案第 2 6 号	令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算	169

第 5 号 (3月9日)

開議の宣告		185
議案第 2 7 号	令和 4 年度標茶町一般会計補正予算	185
議案第 1 9 号	令和 5 年度標茶町一般会計予算	187
議案第 2 0 号	令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	187
議案第 2 1 号	令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計予算	187
議案第 2 2 号	令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	187
議案第 2 3 号	令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	187
議案第 2 4 号	令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	187
議案第 2 5 号	令和 5 年度標茶町病院事業会計予算	187
議案第 2 6 号	令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算	187

(令和 5 年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

意見書案第 1 号	新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5 類」に移行しても、 医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書	187
意見書案第 2 号	安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書	188
意見書案第 3 号	岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書	189

閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	189
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	189
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	189
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	189
閉議の宣告	190
閉会の宣告	190

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年3月3日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 広報委員会所管事務調査報告
- 第 8 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 渡 邊 定 之 君 | 2 番 櫻 井 一 隆 君 |
| 3 番 長 尾 式 宮 君 | 4 番 松 下 哲 也 君 |
| 5 番 熊 谷 善 行 君 | 6 番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7 番 齊 藤 昇 一 君 | 8 番 深 見 迪 君 |
| 9 番 本 多 耕 平 君 | 10 番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11 番 鴻 池 智 子 君 | 12 番 後 藤 勲 君 |
| 13 番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 ・ 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 選 管 事 務 局 長 | |
| 企 画 財 政 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山 崎 浩 樹 君 |
| 農 林 課 長 兼 | 村 山 尚 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | |

住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

8番・深見君、 9番・本多君、 10番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの7日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月9日までの7日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤・彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項によりご報告いたします。

令和4年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めておりました「標茶中茶安別線道路改良舗装工事」の請負契約について、当初契約金額2億4,310万円を設計変更により55

万円減額し、2億4,255万円に変更したものです。

変更の理由としましては、当初不確定であった準備工、排水構造物工、道路付属施設工、構造物撤去工について、数量が確定されたことにより、設計書精査の結果、金額が減額となったものであります。

2点目は、令和5年度の町立病院診療体制について、ご報告いたします。

令和4年4月から常勤医師として北海道から自治医科大学卒業医師の派遣をいただいております。西畑淳也先生につきましては、派遣期間が令和5年3月31日までの1年間となっております。

後任の医師が未定でありますため、内科につきましては、院長、副院長の2名体制となりますが、引き続き常勤医師の確保に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

内科外来の診療につきましては、平成26年4月から内科常勤医師の業務負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日に合わせて火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、令和5年度におきましても継続をさせていただきますとともに、常勤医が2名になったことから、さらに木曜日の午後につきましても休診とさせていただきますことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

常勤内科医師の業務負担軽減を図るために、日曜日の宿直医師を札幌市の「札幌第一病院」から月1回の派遣、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が火曜日の宿直業務を月1回行っていただけるほか、月に数回程度、平日の宿直業務を行っていただける医師が1名、日曜日の宿直医師につきましても引き続き確保ができる見込みであります。

外科は、北大消化器外科Ⅰから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおり対応していただけることになっております。

小児科につきましては、旭川医大小児科から昨年と同様、毎週1回、火曜日とインフルエンザの予防接種期間については月1回、水曜日の医師派遣をしていただけることになっております。

産婦人科は、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、昨年度と同様、月1回木曜日及び金曜日の2日間、派遣していただけることになっております。

診療日程等につきましては、町広報紙や病院のホームページなどを通じて周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この間、道内三医大関係医局の状況は、医局員が増えないという大変厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣をしていただけることとなり、心より感謝申し上げる次第です。

また、令和4年12月以降の看護師不足から、特に本年3月以降、病棟看護師による従来の夜勤体制が組めないという状況になる可能性があることから、救急体制維持に支障が生じることを懸念しておりますが、現状におきましては、職員募集に対し、応募者がいないという状況となっております。

可能な限り人員の確保を図った中で、町民皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心

して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、令和4年12月22日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、令和5年1月25日から同年2月4日までのうち9日間、人員約500名、車両約100両、砲数は155ミリ榴弾砲10門という内容でありました。

このことを受けまして、令和5年1月13日に北海道と関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないこととあわせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の見直し、新型コロナウイルス感染防止対策の要請を、北海道防衛局に対して行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、令和5年1月17日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えたところであります。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、町ホームページや新聞折り込み並びに農家ファックスにより行ってまいりました。

また、令和5年2月12日に北海道防衛局米海兵隊実弾射撃訓練現地対策本部閉所の連絡を受け、同日付けで本町の対策本部も解散しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、標津線代替輸送連絡調整協議会の再編についてご報告を申し上げます。

標津線代替輸送連絡調整協議会は、平成元年のJR標津線廃止に伴い、代替輸送バスの運行を目的に設立されました。

代替輸送バス運行開始から30年以上が経過し、利用実態に見合った路線見直しを図るため、令和4年12月に協議会が開催され、利用者の少ない2区間を令和5年9月末で廃止することと、現在の標津線代替輸送連絡調整協議会を解散し、新たな協議会を設立することが決定されました。廃止する区間は別海―厚床間と西春別―標茶間の2区間になりますが、西春別―標茶間は、現在標茶高校へ通学している生徒が卒業する令和7年3月末までは、関係する本町と別海町と共同で高校生の通学に支障がないよう、路線を維持していくこととしております。なお、新たな協議会には、運行区域外となる根室市と本町は参加しないこととしております。

今後、路線の再編に伴いダイヤ改正などが予定されますが、随時広報等で周知をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和5年第1回定例町議会に当たり、教育委員会が所管す

る業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、昨年12月に実施した「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

本町では、独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果概要について説明いたします。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生と4年生は、社会と理科を加えて4教科、小学校5年生から中学校2年生は、英語を加えて5教科で実施しました。

小学校は、理科及び英語で全国の正答率を上回る学年が多くあった一方で、算数は全ての学年で全国を下回っており、一層の授業改善を図る必要があることがわかりました。中学校は、理科で全ての学年で全国の正答率を上回った一方で、社会、数学は全ての学年で全国を下回り、小学校と同様に、一層の授業改善を図ることが課題であることがわかりました。

しかし、経年変化を見ていきますと、昨年度と比較して改善がみられた学年もあり、それぞれの学年集団の特性などを多面的に捉えて要因を分析し、今後の授業改善に生かしていくことが大切だと考えております。

また、総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣について、おおむね肯定的な回答が多い状況であります。一人一人の児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切に捉え、個別の指導に活用していくことが肝要だと考えております。

今回の結果は、さきに行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏づけ、さらに課題のある学年や教科が明らかになることで、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人一人の困り感等に個別に対応する具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの推進に努めてまいります。

2点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に、実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。本調査で測定できるのは体力の一部分であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概要についてご説明いたします。

実技に関する調査は8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点は、昨年度は全ての学年・性別で全国平均を下回りましたが、今年度は小5女子が全国平均を上回り、各学校の体力向上に係る取り組みの成果が、少しずつ表れていることがわかりました。

種目別では、小学校の「反復横跳び」、中学校の「握力」が全国平均を上回っております。一方で「50メートル走」は小学校、中学校ともに全国平均を上回ることができませんでした。

調査結果については、町及び各学校の体力向上プラン作成に活用し、体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭

や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を保護者にも周知し、共通の課題意識を持って体力づくりの推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく令和4年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期表彰者38名、後期表彰者24名で、前期・後期合わせて62名の児童生徒の表彰となり、賞の内訳につきましては、努力賞24名、奉仕賞7名、親切賞13名、体育賞10名、学芸賞8名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月8日、コンベンションホールういずにおいて、新たに20歳となられた64名が出席され、「令和5年標茶町20歳のつどい」が晴れやかに挙行されました。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来賓及び町関係者の来場を制限して実施したところです。

式典終了後には、20歳の皆さんに「標茶クラフトビールを作ろう会」よりクラフトビールの提供があり、標茶町からはしべちゃ牛乳を提供したところです。

また、式典終了後には参加者みずから企画した交流会が行われ、恩師のビデオメッセージや町の特産品などが当たる抽選会を行うなど、久しぶりに再会した友人と交流を深めておりました。

1月22日にはしべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、年間6講座延べ9日間の体験学習を無事終了した小学生25名と高校生スタッフ21名に修了証書を授与いたしました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

次に、1月29日、野外アリーナJ O Yにおいて、第28回標茶町アイスストッカー大会が開催され、アイスストッカー発祥の広尾町からの参加も含め、16チーム76名の方が出場され、熱戦が繰り広げられました。

また、2月4日には多目的運動広場スケートリンクにおいて、第43回町民スケート大会が開催され、幼児から一般まで合わせて60名の参加がありました。大会当日は天候にも恵まれ、4種目において大会新記録が出るなど、白熱したレースが繰り広げられました。なお、本スケート大会及びアイスストッカー大会においては、雪印メグミルク株式会社磯分内工場様、明治安田生命保険相互会社釧路支社釧路駅前営業所様よりご協賛をいただいております、心より感謝申し上げる次第です。

次に、2月5日コンベンションホールういずにおいて、令和4年度標茶町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、出展作品427点の中から、特別賞3名、特選11名、入選59名、奨励賞25名の方々に賞状を授与しております。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月10日から12日に釧路市で開催された、第53回北海道中学校アイスホッケー大会に、標茶中学校4名を構成メンバーとする釧路合同Bチームが参加しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

12月27日から28日に札幌市で開催された、第38回道新杯北海道中学選抜卓球大会に、標茶

中学校男子卓球部団体 8 名、女子卓球部団体 8 名が出場し、男子団体は予選リーグ敗退、女子団体は予選リーグ 1 位通過しましたが、決勝トーナメント 1 回戦敗退となりました。

1 月 11 日、東京都で開催された、第 24 回ショパン国際ピアノコンクール I N A S I A 全国大会に、塘路小学校 4 年の佐瀬優斗さんが出場しましたが、惜しくも入賞は逃しました。

2 月 11 日、東京都で開催された、第 13 回日本バッハコンクール全国大会において、磯分内小学校 5 年の小林華穂さんが出場し、銅賞に入賞いたしました。同大会に、標茶中学校 1 年小林凜穂さんが出場しましたが、惜しくも入賞は逃しました。

1 月 6 日から 8 日に帯広市で開催された、第 53 回北海道中学校スピードスケート大会に、虹別中学校 3 名、標茶中学校 1 名、中茶安別中学校 1 名の 5 名が出場し、虹別中学校 3 年の笛木慶悟さん、同校 2 年の加藤夕李さんが、全国大会の出場権を得ました。

2 月 4 日から 7 日に長野市で開催された、第 43 回全国中学校スピードスケート大会に、笛木慶悟さんが 3000 メートルと 5000 メートルの部、加藤夕李さんが 500 メートルの部に出場し、惜しくも入賞は逃しましたが、健闘されました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 24 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和 5 年標茶町議会第 1 回定例会の開催に当たり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を初め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

いまだに終息が見通せない新型コロナウイルス感染症ですが、去年は行動制限が解除され、

イベントなども少しずつ実施できるようになってきました。さらに本年5月には、感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同等の5類に変更されることが決定されており、町民の生活や経済活動が元通りになることを切に願うところです。

基幹産業である酪農・畜産においては、昨年引き続きヒグマによる被害のほか、新型コロナウイルス感染症、さらにロシア・ウクライナ情勢などの長期化による燃料や資材の高騰や円安などにより大きな影響を受けております。特に生乳は、乳製品の需要低迷による大量廃棄が懸念され、これまで町民全員へ牛乳贈答券を配布するなど、町を挙げて牛乳の消費拡大を実施してまいりました。この運動の輪が広がり、現時点での生乳廃棄を免れることができ、応援いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

ふるさと納税につきましては、牛乳消費拡大も実施しながら、乳製品だけでなく、町の特産品のPRや町全体の経済の活性化、観光での来町の期待などさまざまな効果が期待できる取り組みで、着実に寄附額を伸ばしております。これもひとえに返礼品を提供いただいた事業者の皆様のご努力、一人一人が広告塔になりご協力くださった町民の皆様、そして標茶を選んでいただいた方々のおかげと心から感謝申し上げます。引き続き標茶をさらに全国に発信してまいります。

情報の発信につきましては、「北海道標茶町地域おこし」のユーチューブチャンネルが昨年、登録者数1,000人を達成し、魅力あるまち・ひとの情報発信に取り組んでおりますので、さらに多くの皆様のチャンネル登録をお願いするところです。

また、近年の気候変動による影響は、私たちの生活や産業に幅広く及ぶことが予測されています。本町は、昨年3月にゼロカーボンシティ宣言をし、脱炭素化や再生可能エネルギーの活用などの施策を進めることとしておりますが、同時に事前防災などの災害リスクに備え、環境に配慮した元気な産業の創造を目指してまいります。自然環境を守ることが、観光資源ともなり、さらなる誘客、関係人口の創出に寄与するものと考えております。

さらに、子供の成長を社会全体で支える施策の一つとして、令和5年4月より町内小中学校児童生徒の給食費を無償化し、未来を切り開く、元気な子供たちのために、子育て環境の充実を図ってまいります。

情報化教育の推進を初め、町民が主役の元気な行政を目指すために、デジタル技術や光回線を有効活用した事業を展開し、町民の利便性向上を目指してまいります。

さまざまな課題に直面しておりますが、一つずつ着実にクリアするとともに、先行きが不透明な時代だからこそ果敢に挑戦し、この町が持つ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆様の英知を結集して、持続して発展する「もっと元気なしべちゃへ！！」をかけ声に町民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の令和3年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は8.7%全道降順で92位、将来負担比率は55.0%全道降順37位であり、経常収支比率は88.7%となっております。

政府が閣議決定しました令和5年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、

今後も厳しい財政運営が予想されます。

町内経済情勢は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞し、さらにロシア・ウクライナ情勢や円安を背景に原油価格などの高騰が続いています。これらの対応に加え、防災・減災を初めとする安全安心な暮らしの実現、高齢化社会の進行への対応、SDGsの実現とデジタル田園都市国家構想の推進など、増大する行政需要に的確に対処しながら、活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。自主財源の主軸である町税の大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただき安定的な税収を確保するよう努めてまいります。税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理と収納対策に力を注いでまいります。

今後も持続可能な町政を目指し、さまざまな行政課題にきめ細やかに取り組んでまいります。

令和5年度で取り組む主要な施策としまして、1点目は、地域活性化対策として、馬を核とした地域間交流事業を進め、交流人口・関係人口の拡大を図りながら、地域の課題解決と地域コミュニティの活性化が図られるよう旧阿歴内小中学校の利活用について検討を進めてまいります。

また、新たな特産品開発・研究への支援を行うとともに、(仮称)物産センターの整備に向けて検討を進めてまいります。ふるさと納税の拡大・充実に努め、企業版ふるさと納税の取り組みを進めてまいります。

さらに、茅沼地区観光宿泊施設につきましては、令和3年度から4年度まで施設改修を行いました。より快適で魅力ある滞在環境を創出できるよう、周辺施設の整備についても進めてまいります。

2点目は、農業振興対策として、飼料等の資材高騰が続き自給飼料の確保が重要であることから、草地更新に係る新たな支援メニューを追加して酪農再興事業を継続するとともに、生乳需給緩和などの厳しい情勢が続くことが想定されていることから、牛乳・乳製品の消費拡大に引き続き取り組んでまいります。新規就農者対策も継続して取り組み、生産抑制と経営コストの増大という、かつてない厳しい情勢にある本町酪農を支援してまいります。また、羊の安定供給とブランド化を目指し、めん羊事業を進めてまいります。

3点目は、教育対策として、1人1台端末の効果的な活用などICT教育の充実や、新たに小中学校の給食費の無償化を実施し、保護者負担軽減対策に取り組んでまいります。

4点目は、子育て支援として、保育料・幼稚園保育料の無料化、大学生までの医療費無料化を継続するとともに、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援、安心して子供を生み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

5点目は、安全・安心対策として、引き続き標茶市街川東地区の内水处理計画の策定を進めるとともに、各地域ごとのコミュニティ・タイムラインの策定を進めてまいります。

また、調査を進めてきました合葬墓につきましては、建設に着手し、早期の供用開始に向けて作業を進めてまいります。

以下、施策の概要について申し上げます。

1. みんなで魅力と価値を生み出すまち

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛川・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の責務を踏まえ、下流域の各自治体、団体及び住民との連携を強めてまいります。

本町では、再生可能エネルギーの活用などで脱炭素化に配慮したまちづくりを目指し、昨年3月にゼロカーボンシティ宣言をしました。町面積の54%を占める森林につきましては、森林経営計画に基づいた間伐や植栽などを行い、二酸化炭素吸収源としての公益的機能を最大限発揮できるよう適正な森林施業を実施してまいります。その他の取り組みの一つとして、基幹産業である酪農畜産業で排出される家畜ふん尿を地域の資源と捉え、家畜ふん尿由来のバイオガспラント計画を推進するとともに、地球温暖化の主な原因と考えられている温室効果ガスの一つ、メタンガスを多く含む牛のゲップ削減についても引き続き研究を進めてまいります。また、町有車両のEV化や、町有施設の照明器具のLED化などに引き続き取り組んでまいります。町民の皆様にも、さまざまな再生エネルギーの有効活用、食品ロスの削減など、一人一人ができることから、取り組んでいただきたいと考えております。

基幹産業の酪農につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症に伴う消費低迷により、減産型の計画生産が行われた結果、令和4年の生乳生産量は対前年比100.3%の17億8,055トンとなったものの、新規就農・規模拡大枠を考慮すると実質的には前年を下回る結果となりました。昨年末にホクレンと乳業メーカーは、令和5年度の加工向け乳価を1キロ当たり10円値上げすることで合意しましたが、一方で生産者側は9万トンの減産を決めており、今後も厳しい情勢が続くことが予想されることから、引き続きしべちや牛乳の学校給食への提供を初め、酪農振興会連合会と連携した取り組みを計画するなど、牛乳・乳製品の消費拡大に努めてまいります。

また、令和5年度におきましては、3期目としてスタートする標茶町酪農再興事業を見直し、草地更新の促進とバイオガспラント及び畜舎排水処理施設設置に対するこれまでの支援に加え、草地簡易更新に対する支援を新たに行うとともに、しべちや農楽校を拠点に、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携し新規就農対策を推進してまいります。

家畜ふん尿のエネルギー利用に向けては、バイオマス産業都市構想に基づき、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に、バイオガспラントの早期導入に向けた協議・検討と農業者や住民への周知に努めてまいります。

家畜伝染病対策につきましては、生産者の規模拡大により予防の重要性が増していることから、家畜防疫アドバイザーを引き続き配置します。また、JAしべちやを初めとする関係機関と連携し、飼養衛生管理基準に係る農場指導を強化するとともに、防疫体制をさらに充実させるため、(仮称)家畜検査センターについて関係機関とともに検討してまいります。

令和3年度から取り組みをスタートさせている、釧路町と標茶町との広域連携ブランド化推進事業につきましては、新たな特産品の開発などの研究を引き続き進めてまいります。

野菜生産は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとっても重要な産業の一つとなっております。本年も安定的な生産をする上で重要な土壌改良に対して、継続して支援してまいります。

標茶町育成牧場は、酪農分業化の進展により利用者ニーズの高い哺育から育成までの一貫養育に応えられるよう、きめ細やかな飼養管理に努め、昨年発生したサルモネラ症を初めとした家畜伝染病対策について、危機管理意識をより一層高め防疫対策を強化してまいります。また、健康な牛を育てるための良質な土・草・水の利用に努め、道営事業や自主施工による草地整備を継続してまいります。さらに、これまで進めてきためん羊の血統群改良データを生かし、めん羊生産振興を発展させるため、地域おこし協力隊や官民連携のもと、ブランド化や営農モデルの構築など取り組みを強化してまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理・経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められております。本町においても、森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を促すとともに、森林環境譲与税を活用し、森林の整備及びその促進に対する支援などを行ってまいります。

また、町有林におきましては、既設林道などの維持補修を行い、計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施と、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

また、令和元年から相次いで発生しているヒグマによる家畜被害対策につきましては、追払い機材設置の支援などを継続するとともに、北海道や近隣町村等と連携し、問題個体の捕獲に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による増殖事業への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域の皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新たな特産品の商品化に対する開発・研究の取り組みへの支援を行うとともに、(仮称)物産センターの整備に向けて検討を進めてまいります。

また、商工会の運営支援に努めるとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを推進するほか、新たに創業される方や既存事業を拡大される方に対しましては、GOGOチャレンジショップ支援事業により引き続き支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融連絡会議での議論や町内情勢などを踏まえ、必要とされる支援を検討してまいります。

また、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、観光協会を初めとする関係団体や圏域関係機関との連携を強化し、引き続き誘客活動を推進するための事業に積極的に取り組み、フェイスブック、イン

スタグラム、ユーチューブなどを活用した観光情報の発信を進め、地域おこし協力隊による新たな地域資源の発掘やイベント支援などを行い、交流人口・関係人口の拡大を目指してまいります。

また、町民の憩いの場であり、さらに本町の観光拠点施設である茅沼地区観光宿泊施設につきましては、新しい排水経路を早期に確定させ、あわせて関連する工事を推進し、早期開業を目指してまいります。

雇用環境につきましては、厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注や冬期雇用対策事業の展開による経済的安定化を図るとともに、釧路北部地域雇用創造協議会による地域で効果的な「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための取り組みを推進してまいります。

2. みんなで支えあう健やかなまち

町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開するとともに、町内関係団体との連携に努めてまいります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の運営につきましては、運営主体と密に連携を図り、実施してまいります。

また、各種医療給付事業につきましては、適切な実施に努めてまいります。

脳ドック検診の一部助成につきましては、より多くの町民が利用できるよう引き続き実施してまいります。

保健事業の推進につきましては、国保データベースシステムなどを活用し現状把握を行い、令和6年度からの「第3期データヘルス計画」策定に向けた準備を進めてまいります。また、関係機関や団体と連携し、健康まつりなどの事業展開による健康意識の向上を推進してまいります。

高齢者の疾病予防と重症化予防の効果的な実施につきましては、介護予防と一体的な取り組みとするため、地域の健康課題を分析し、高齢者保健事業の実施体制をつくり、適切かつ効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

さらに、総合住民健診に合わせ、特定健診や各種がん検診の同時受診を継続し、受診率の向上に向けた取り組みを継続して行ってまいります。

歯科保健対策としては、歯周病検診を引き続き実施するとともに、う歯予防対策として、保育所や幼稚園でのフッ化物洗口を継続してまいります。

妊娠や出産に対する支援として、特定不妊治療に対する経済的支援や妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施してまいります。

伴走型相談支援事業及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業として、産前産後の面談を実施するとともに、出産応援給付金、子育て応援給付金の給付を行ってまいります。

子育て困難世帯に対する早期の支援体制を構築するため、出産前後の妊産婦の心身の変化に対応できるよう、24時間の相談体制と産後ケア事業により継続して支援を行ってまいります。

さらに、子育て世代が安心して子供を産み育てることができるよう、切れ目のない支援の

環境づくりを充実させてまいります。

また、新生児聴覚検査費用の助成を引き続き実施し、早期発見と早期支援に努めてまいります。

町立病院の運営につきましては、人材確保が極めて困難な状況ではありますが、可能な限り現状の医療体制を継続できるよう努めるとともに、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう最善を尽くしてまいります。

介護保険事業につきましては、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の着実な実施と、「第9期介護保険事業計画」の策定に着手してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するための支援体制の構築を推進してまいります。

また、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき各種施策を着実に実施し、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」「地域福祉計画」の策定に着手してまいります。

社会福祉につきましては、引き続き「ほっとらいふ制度」により、高齢者世帯や低所得世帯などへの助成を行ってまいります。

子育て支援につきましては、「第2期標茶町子ども・子育て支援事業計画」を着実に実施し、「第3期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手してまいります。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や大学生までの医療費の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図るとともに、生後7か月の乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、保育料の無料化を継続して実施してまいります。

また、適正かつ効率的な運営や地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進するほか、引き続き待機児童の解消に向け努力してまいります。

さらに、町内産の食材を活用した「ふるさと給食」の取り組みについても、「ふるさと標茶」に対し愛着を持ってもらう取り組みとして引き続き進めるとともに、へき地保育所への給食提供も継続して実施してまいります。

乳幼児を持つ保護者が交流できる場として、子育てサロンを継続し、また、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成に資するよう標茶児童館の利用促進を図ってまいります。

3. みんなが安心して暮らせるまち

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となる国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

また、全町的な課題となっております舗装道路の老朽化対策につきましては、道路パトロールや舗装個別施設計画に基づいて計画的に補修を実施し、安全性の向上を図ってまいります。

橋梁につきましても、橋梁個別施設計画に基づいて定期的な点検と計画的な補修により、施設の長寿命化を図り安全性の確保に努めてまいります。

除雪及び災害時の対応につきましては、パトロールによる情報収集を基本としながら、民間事業者との任務分担を図り、安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

河川管理につきましては、継続的にパトロールを実施し適正な管理に努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、利用者や沿線の地域会と連携を図りながら、適切に運行してまいります。

また、本町も交通弱者の足を支える公共交通の確保が課題となっており、市街地循環バスの試験運行を行いながら、公共交通のあり方を検討してまいります。

J R 釧網本線につきましては、J R 北海道が、単独では維持することが困難な路線として位置づけしています。本町としましては「くしろ湿原ノロッコ号」や「S L 冬の湿原号」、「ザ・ロイヤルエクスプレス」、北海道周遊列車「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」などの観光列車を貴重な資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから、J R 釧網本線維持活性化推進協議会及び北海道を初めとした関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に引き続き取り組んでまいります。

高度情報化の対応につきましては、昨年度、長年の課題でありました光回線が町内全域に整備されました。地域社会において、これらデジタル技術を活用していくことは、生活の利便性向上や産業の成長に不可欠になると考えます。引き続きW i - F i 無線局の購入費用を助成するなど、誰でもデジタル化による利便性を享受できるよう取り組んでまいります。

また、町ホームページのリニューアルを行うとともに、S N Sなどを活用したわかりやすい情報の提供を進め、デジタル技術を活用した業務効率化や行政サービスの向上に努めてまいります。

都市計画につきましては、まちづくりの基本方針である都市計画マスタープランに基づいて、町民が安全で快適に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づいて定期的な点検を実施し、安全で快適な公園施設の管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、老朽管の更新及び私有地内に埋設されている配水管の移設更新により、管網整備を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、施設の改修及び計装機器の更新を行ってまいります。

下水道事業につきましては、雨水管の更生工事を行うとともに、下水道施設の次期ストックマネジメント計画策定を行ってまいります。

また、集合処理区域外における合併処理浄化槽設置者への助成事業を推進し、生活環境の

保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による運営を行うとともに、適切な管理に努めてまいります。

調査を進めていました合葬墓につきましては、建設に着手し、早期の供用開始に向けて作業を進めてまいります。

廃棄物処理につきましては、循環型社会の構築に向けて、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、焼却施設及び最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。

また、ごみ減量化・資源化を図るために、電気式生ごみ処理機・コンポスター・排出用ダストボックス・ディスポーザに係る購入費用に対する一部助成事業を継続してまいります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画による住戸改善事業は、桜団地で継続するほか虹別団地に着手し、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。

町民の皆さんが永く安心して住み続けられる住まいづくりのため、マイホーム応援事業を継続してまいります。

建築行政につきましては、住宅や建築に関する相談への的確な対応や情報提供に努めてまいります。

安全で安心なまちづくりについては、防災・消防機能の整備とともに、防災意識を高めることが重要であります。

地域の防災力向上には、町内会・地域会との連携が不可欠であり、自主防災組織の設立や活動の支援を行うこととあわせて、コミュニティ・タイムラインの策定を進め、それに基づいて防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、関係機関とともに策定しました釧路川の氾濫に備えた「多機関型タイムライン（事前防災行動計画）」や戸別受信機・防災ハンドブックを活用し、災害時の情報伝達などの整備を図ります。また、標茶市街地の抜本的な内水処理対策を講じるため、引き続き内水処理計画の策定を進めてまいります。

消防機能の強化につきましては、消火栓の設置を進めるとともに、消防職員・団員の訓練・研修によるたゆまざる研さんにより、消防・救急体制の整備を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携を図り、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進してまいります。

消費者対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化し、個人では対応しきれない状況が増加しています。消費者被害を未然に防止するために、標茶消費者協会と連携した啓発活動及び町広報紙による情報提供に努めるとともに「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用し、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

4. みんながいきいき学んで育つまち

学校教育では、ふるさと標茶に誇りと愛着を持ち、「自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。

また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民す

べてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

I C T教育に関しましては、本町全てのエリアで光回線網が整備されたことから、その回線を有効活用しG I G Aスクール構想など個別最適な学びの充実を進めてまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学生の釧路川カヌー体験を継続してまいります。

また、保護者の経済的負担をさらに軽減するため、学習教材費サポート事業などにより引き続き学校の教材費の公費負担とあわせ、新たに小中学校の給食費の無償化を実施してまいります。

本町の南の玄関口にある博物館は、平成30年7月にオープンしてから5年目となることから、開館5周年に合わせて、アイヌ文化フォーラム事業を実施してまいります。

また、高齢者の社会参加の機会として、公民館を拠点に地域ふれあいサロンを実施し、身体的、精神的、社会的健康づくりを進めてまいります。

標茶高等学校は、地域活動の展開を通して多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通して支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みとして通学費の一部助成を継続してまいります。

5. みんなで創造できるまち

「まちづくり」の主役は、町民の皆様です。

本町に脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるように、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実に努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致活動を推進するため合宿誘致推進員や関係団体と連携してまいります。

平成29年度から事業展開しております地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につきましては、町内の馬事業者と連携し引退した乗用馬の引き受けを拡大しながら、地域おこし協力隊を活用し馬を核とした「関係人口」の創出につながる取り組みを継続してまいります。

移住の促進につきましては、取り組みをさらに加速させるために塘路地区において宅地提

供を進めてまいります。また、本町の存在を広く知っていただくため、タウンプロモーションとして町の魅力や情報を町の内外に幅広く発信し、首都圏で開催される相談会に参加しながら、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、「お試し暮らし住宅」は既存の塘路・上茶安別地区の2棟と、新たに塘路市街地に1棟を設置しながら積極的に活用し、自然環境豊かな本町の魅力を知ってもらえるよう取り組んでまいります。

地域課題の解決を行うとともに、地域コミュニティの活性化が図られるよう、旧阿歴内小中学校の利活用について検討を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納のほか、新たに令和5年4月1日からはスマホ決済が利用できるようになり、町民の皆様が納付しやすい環境を整えるなど、収納対策の強化を継続してまいります。

平成30年度から始めたガバメント・クラウドファンディングによる寄附、令和元年度から始めた特産品を返礼品とする「ふるさと納税」も新たな特産品開発や、標茶を全国に発信する有効な手段の一つとして捉え、引き続き取り組んでまいります。

また、地方創生の支援策として創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を地域課題解決のための取り組みとして、引き続き活用してまいりたいと考えております。

令和5年度におきましても、行政改革実施計画と総合計画を基本に、行財政の持続可能性を追求しつつ、着実な事業実施と住民サービス提供に取り組んでまいります。

おわりに

以上、令和5年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

令和5年度は私にとって2度目の任期の最初の年度となります。10年先、20年先を見据え、「もっと元気なしべちゃ」創造に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和5年標茶町議会第1回定例会の開会に当たり、令和5年度の教育行政執行方針をご説明させていただき、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、学校・保護者・行政が一丸となって、子供たちの学びの保障と感染症対策の両立に創意工夫して取り組んでまいりました。今年度は、これまで得た知見を生かし、さらなる学びの充実と教育にかかわる諸課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。

本町の基本目標の一つである「みんながいきいき学んで育つまち」の具現化に向けては、子供たちが多様な人々と協働しながらみずからの人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができる力を身につけていくことが肝要です。そのため、学校教育では、ふるさと標茶に誇りと愛着を持ち、「自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図っ

てまいります。また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

1. 学校教育の充実

初めに「学校教育の充実」についてであります。

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるようにすることが求められております。

そのために、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが大切です。「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて、学校・家庭・地域が目的及び目標を共有し、連携・協働しながら学習指導要領の理念を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進めることが重要となっております。

以下、学校及び教職員一人一人が教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する施策について7点にわたり申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が保護者や地域の信頼に応えるためには、学校・家庭・地域が目指す目的や目標を共有し、ともに子供たちの「生きる力」を育ててまいります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

学校は、教育目標の実現に向けてカリキュラムマネジメントに努めることで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図ることが求められています。

そのために、教育課程を保護者や地域と共有することを通して、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいります。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」につきましては、既に虹別地区及び中茶安別小中学校区を指定し、学校と地域が連携した持続可能な協働体制のもと特色ある教育活動が行われています。令和5年度は、標茶小・中学校区、磯分内小学校区、沼幌小学校区で協議を進め、令和6年度の指定に向けて準備を進めてまいります。

(2) ふるさと教育・キャリア教育の充実

児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため「ふるさと教育・キャリア教育」の充実に努めてまいります。

そのために、本町の豊かな財産である「ひと・もの・こと」を活用し、小学生による釧路川のカヌー体験を継続するなど体験的なふるさと教育を支援するとともに、子供たちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、地域資源を活用した学びを進めキャリア教育の充実を図ってまいります。

（３）教員の資質の向上

児童生徒の「生きる力」を育むためには教員の資質・能力の向上が不可欠であり、絶えざる研修が求められております。

そのため、標茶町教員資質向上研修を行うとともに、標茶町学校教育研究所の活動の充実、各種研修会への積極的な参加を促すなど、教職員の資質向上につながる研修機会を確保してまいります。また、２校を研究指定校に指定し、本町の学校教育水準の向上に寄与する実践的研究を進めるとともに、国のＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末の効果的な活用に向けた、教員のＩＣＴ活用指導力向上に取り組んでまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

（１）「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

標茶町学力サポートプラン（標準学力調査）や全国学力・学習状況調査、北海道チャレンジテストの継続的な実施から児童生徒の学習状況を的確に把握することで、実効性のある学力量向上プランを策定し、検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

また、児童生徒がみずから考え、主体的に判断したり、表現したりすることを促す学習となるよう授業改善に努め、個性を生かし仲間と協働しながら学ぶ授業づくりを行ってまいります。

そして、英語力向上のため外国語指導助手２名の派遣体制を継続し、児童生徒が生きた英語に触れる機会を充実させるとともに、道教委の事業である中学校英検ＩＢＡ、小学校英検ＥＳＧを効果的に活用し、英語力の向上を図ってまいります。

（２）個に応じたきめ細かな指導の充実

授業では、児童生徒の実態に応じ学習形態の工夫などを通してきめ細かな指導を充実させ、指導過程や学習の成果を評価し、指導と評価の一体化を図ってまいります。

また、国のＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末の効果的な活用を通して、個別最適な学びの一層の充実を進めてまいります。

（３）生活習慣・学習習慣の確立

各家庭に「早ね、早おき、朝ごはん運動の推進」及び「家庭学習習慣の確立」を呼びかけ、生活リズムチェックシートなどを活用して家庭との連携を密にすることで、家庭における望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、「北海道学び推進月間」の標語づくりに取り組むことで、主体的に学びに向かう態度の育成を図ってまいります。

（４）今日的な教育課題への対応

情報化社会に主体的に対応できる「情報モラル」「情報活用能力」を、授業での１人１台端末の活用場面などにおいて育成するとともに、家庭との連携によりネットトラブルなどの未然防止に努めてまいります。

また、全ての学校が国の「学習者用デジタル教科書実証事業」に参加し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて活用してまいります。

そして、出退勤管理システムによる教員の勤務実態の客観的把握や留守番電話の活用等、「標茶町働き方改革行動計画」に基づいた実効性のある取り組みを通して、教員の働き方の改善に努めてまいります。

《豊かな心の育成》

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にして、他者を思いやる心など、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、以下の点について取り組んでまいります。

（１）道徳教育の充実

特別の教科である道徳をかなめとして、学校の教育活動全体で道徳教育を進め、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていきます。

そのために、「考え、議論する道徳」の授業を充実させ、その取り組みを家庭や地域に公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」等を計画的に進めてまいります。

（２）いじめや不登校への対応

「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。計画的ないじめ実態調査や教育相談等を通して状況を把握したり、「SOSの出し方に関する教育」を充実したりするなど、組織的できめ細かな対応をしてまいります。また、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンクール」などの取り組みを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識の醸成を図ってまいります。

不登校への対応は、幼児教育施設や民間施設との連携を密に、小1プロブレム、中1ギャップの予防に努めるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭による専門的な相談に積極的につながることを通して、未然防止及び適切な支援を進めてまいります。

（３）読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、児童生徒が日ごろから読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化や読み聞かせ、朝読書タイムの設定などに取り組み、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子供の健康な体の育成と安全》

（１）健康な体づくりの充実

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や新体力テストの継続的な実施から児童生徒の体力の状況を的確に把握することで、実効性のある体力向上プランを策定します。また、体育エキスパート教員による学校訪問指導等を通して授業改善を図り、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

そして、学校保健安全法が定める検診の実施や性教育、疾病予防や事故防止などの指導を通して、健康の保持増進を図ってまいります。

（２）安全教育の充実

学校の危機管理マニュアルに基づき、災害を想定した避難訓練や、地域と連携した「１日防災学校」などの実践的な防災訓練を実施し、防災体制の整備や災害から身を守るために必要な能力の育成に努めてまいります。

また、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づいた校外や登下校時の安全対策、不審者侵入時の退避行動について学ぶ防犯教室の実施を、関係機関と連携して取り組んでまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症への対応は、国の「衛生管理マニュアル」に基づき基本的な感染症対策を徹底することで、子供たちの学びの充実と感染症対策の両立に努めてまいります。

（３）食育の充実

「標茶高校と連携した食育推進事業」の実施や、栄養教諭による食育などを通して、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

また、標茶高校への給食提供や、地場産品の活用、衛生管理及び栄養バランスに留意した献立など、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

《特別支援教育》

子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画を活用して組織的な支援に取り組むとともに、特別支援教育支援員を配置し、支援環境を整備してまいります。

また、関係機関が連携する標茶町特別支援教育連絡協議会の活動を支援し、特別な支援を必要とする子供への適切な指導の充実に努めてまいります。

《幼児教育》

幼児たちの、生涯にわたる学びや生活の基盤を育成するため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に努めてまいります。また、スタートカリキュラムに基づき幼児教育施設と小学校が連携し円滑な接続を図ってまいります。

《教育環境の整備》

各学校の教育効果の向上を図るため児童生徒数の将来動向等に留意の上、令和５年度において学校適正配置計画を策定し、ＰＴＡや地域への情報提供を行い、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、「標茶町学校施設個別施設計画」を基本とし、財政状況を踏まえて、教育環境の質的向上や改修の検討を進めてまいります。

なお、教育振興対策事業及び学習教材費サポート事業により、引き続き学校における教材費等を公費負担とし、父母負担の軽減を図ってまいります。

２．生涯学習、芸術文化・スポーツの充実

生涯学習、芸術文化・スポーツの充実であります。

令和5年度は、「標茶町社会教育第9次中期計画」の初年度になります。

全ての町民が、生涯にわたりあらゆる機会と場所において、学ぶことができるような活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を生かした社会活動を奨励し、誰もが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めてまいります。

《家庭教育への支援》

子育て支援センターを初めとする関係機関と連携し、乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

子供たちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みの推進を図るため、各学校や各関係団体等と連携して「しべちゃアドベンチャースクール」を初め、各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。また、20歳を対象とした「20歳のつどい」前夜祭の開催を引き続き支援してまいります。

《成人教育の充実》

公民館などを中心に住民ニーズの把握に努め、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーションなど、心の豊かさを実感できる事業を推進してまいります。

また、女性のつどいや男女平等参画集会を初め、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

《高齢者教育の充実》

趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、「たんちょう大学」や地域の交流の場である公民館で行われている「各種講座」等の学習機会の充実により社会参加の機会の提供に努めてまいります。

《図書館活動の充実》

「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点に、新たに導入したシステムを活用しながら進めてまいります。

また、11万冊を超える蔵書を多くの方に利用していただけるよう、来館が難しい方には、移動図書館車による巡回訪問や地区公民館、郵便局などの拠点箇所への定期配本等を行ってまいります。

第2次標茶町子どもの読書活動推進計画に基づき、学校文庫の充実や読み聞かせなどの実施、町保健福祉課と連携した子育てメソッド、ブックスタート事業を継続してまいります。

《博物館機能の充実、文化財の保護と活用》

博物館機能である「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めるとともに、展示解説パネルの多言語化や博物館ボランティアガイドの人材育成に取り組んでまいります。

また、標茶町アイヌ施策推進事業計画に基づき、本町に存するアイヌの歴史や文化等に関し、保存・情報発信を目的とした各種事業に取り組むとともに、令和5年度は博物館開館5周年に合わせて、アイヌ文化フォーラム事業を実施してまいります。

町指定文化財である旧塘路駅通所については、昨年度復元改修工事が完了したことから、展示を一新して夏季の公開を再開いたします。

《文化の振興、スポーツの推進》

文化の振興については、各文化団体等と連携を図り、各種公民館講座を初め、町内の社会教育施設を活動拠点とする社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会などに対する支援を行うとともに、文化バス事業によるすぐれた芸術鑑賞等の機会を提供してまいります。

スポーツの推進については、住民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めるとともに、標茶町スポーツ協会や各学校と連携し、駅伝競走大会を初め、各スポーツ大会等の事業を推進してまいります。また、全道・全国大会などの出場に係るスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、関係団体と連携し取り組んでまいります。

また、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校における学校部活動の地域移行に向けて準備を進めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行に当たって基本方針を申し上げましたが、本年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、閉校校舎の利活用について。

総務経済委員会所管事務報告書

調査日時は令和5年2月9日。調査の場所は標茶町役場議員室と旧阿歴内小中学校を視察しております。調査事項、閉校校舎の利活用について。出席者につきましては記載のとおりであります。

調査の経過及び内容。提示された資料に基づき説明を受け質疑を行った。その後、旧阿歴内小中学校の視察を行う。

主な説明内容

閉校校舎の利活用方針「町の利活用予定がない場合」には、①地域に無償譲渡、②地域に有償貸付、③利用希望者に有償貸付、④利用希望者に有償譲渡ということになっております。

閉校校舎の概要につきましては、①旧中虹別小学校（築63年）、②旧弥栄小学校（築40年）、③旧久著呂中央小中学校（築25年）、④旧阿歴内小中学校（築24年）。

旧阿歴内小中学校の利活用（案）について説明を受けました。阿歴内地区町政懇談会を基に、学校跡地の特徴に配慮し、立地特性を生かす、現在の地域の状況に配慮し、行政ニーズへの対応を基本方針として、次世代につなぐ地域資源を利活用したコミュニティ拠点の創出を整備テーマに、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ検討を重ねている状況であると。

主な質問は記載のとおりであります。

委員会の所見

閉校校舎の維持管理にかかわる費用を明確にすべきであり、再利用の基準を制定し利活用できないと判断した場合は、地域住民の思い入れ、感情を考慮し、理解を得た中で解体を含めた英断をする必要があると考えます。

光回線が全町に敷設され、その効果により利用希望の打診があることを期待するが、いつ誰が来てもよいように敷地内の維持管理は行うべきと考えます。

旧阿歴内小中学校については、移転供用開始を令和9年度との案であるが、もっとスピード感を高め移転できる所から移転をしていくことが可能か検討を願います。

隣接する農村公園の利活用には特に力を入れ、乗馬等外部からの関係人口を取り入れ、馬による農作業で使用した農機具、寄贈農業機械の展示等、塘路地区を含めた観光ルートの形成を図り、経済発展に取り組むべきと考える。利活用できるところから確実に進め、経済団体とも十分な協議を重ね、校舎機能を最大限活用し、地域住民に納得して活用してもらえるようにすべきである。

他の閉校校舎に対しては、特に旧久著呂中央小中学校は最大限活用すべき校舎であると考ええる。地理的条件も考慮した中で、情報発信を重ねPR活動を積極的に行うべきである。

今回の案件では、庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げ検討を積み上げてきていることを高く評価し、さらなる活発な活動を期待する。

以上でもって、総務経済委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前 11 時 33 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど町政執行方針を読ませていただきましたが、数字の読み間違いがありましたのでその部分だけ訂正させていただきますが、5 ページ、令和4年度の生乳生産量前年比で100.3%、17万8,055トンが正しい数字でありますのでご理解をお願いします。失礼しました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査日時は令和5年2月8日、場所は標茶町役場議員室で行いました。調査事項は、障がい者施設の現状と課題についてであります。皆さんのお手元に資料がいていると思いますので、主なところだけ説明したいと思います。

主な資料説明の中で、町外の養護学校に通学している児童生徒の給食費の支援、これは佐藤町長の抱負にもありましたが、給食費を小中学校について無償化するということがありましたので、この点について、では町外の養護学校に通学している本町の児童生徒はどうかという質問に対して、今、実施について検討中であるという説明でありました。

それから、グループホームを民間で立ち上げた場合、町としての具体的な援助は考えているのかどうかという質問に対して、北海道の助成制度があつて、町から追加支援を行う制度は現状ではないというふうな説明を受けましたが、その後追加として、町内事業者については一定の条件を満たすことによって、標茶町GOGOチャレンジショップの支援事業も考えられると、それから町外事業者については、標茶町振興条例の対象になるものと考えてという追加の説明をいただきました。

説明はそれで終わらせたいと思うのですが、説明員による説明の後、各委員から障害区分の有効期限とか、IQの判定年齢や3歳児健診の内容、町民の要望、町外施設に通う給食費についての質問や要望がありました。

委員会の所見

・特別支援学校寄宿舎送迎費用助成の実現は一步前進であつた。まだ申請していない保護者については積極的に周知、呼びかけをしてほしい。

・就労継続支援B型事業所利用者工賃については、あまりにも安いのが実態である。仕事

を増やしたり、必要な支援を実施したりするなど、障がいを持っていてもこの町で生きがいをもって暮らしていけるような環境をつくる必要がある。

・障がい者の保護者の高齢化が進んでいる。障がいを持っている方が自立していける環境づくりが求められている。町政執行方針にあるように「町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開する…」「障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するための支援体制の構築を推進…」、これらのことについて、ぜひ実現するよう努力することが求められる。とりわけ、障がいに応じたグループホームの環境整備は喫緊の課題であると考え。

以上、厚生文教委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎広報委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第7。広報委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

広報委員会委員長・長尾君。

○広報委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 標茶町議会広報委員会所管事務調査報告についてご報告いたします。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

1. 調査事項、議会広報に関する調査。

2. 調査経過でございますが、昨年は議長報告にとどめておりましたので、2年分の報告となります。令和3年5月11日第3回臨時会において条例改正がされ、広報特別委員会から広報委員会へととなっております。「しべちや議会だより」の編集・発行を行っております。内容につきましては記載のとおりでございます。

3. 委員会の所見

・読みやすい紙面づくりを心がけ、レイアウトの工夫、専門用語がある場合はできるだけわかりやすく説明をつけ加えるよう努めております。

・課題としては、記事に沿った画像を用意するのが困難な場合があり、事前の準備が必要でありました。

・新たな取り組みとして、令和3年11月でございますが、中学生との座談会を企画し、若い世代との交流を記事にしております。

・編集作業に当たりパソコンの作業が必須であり、委員の習熟が必要ということであり
ます。

・特別委員会から常任委員会へと変わっておりますが、紙面の充実を図るに当たり委員会
条例の変更と、今後どのように紙面の充実を図るか、委員同士でのさらなる議論が必要と認
識しております。

広報委員会所管事務調査は以上をもちまして終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、広報委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 通告している質問に従って質問いたします。

私は2つ質問を行います。初めに1つ目の案件は「憩の家かや沼」の指定管理者はどう
なるのかということで、次、質問内容を述べます。

私は、令和4年9月の定例会で、憩の家かや沼における改修工事の金額や改修工事の完成
時期及び開業の時期について一般質問をしております。建物は令和4年11月に完成し、開業
予定は令和5年6月になるとの回答でありました。その後、令和4年12月の定例会で、指定
管理者の永寿優企画の代表者からの辞退届があったとの報告を受けております。そこで、次
の3点について質問をいたします。

1、私はこの公募に関して指定管理者の指定はスムーズに進んだものと理解してありま
したが、ここへ来てなぜ辞退をすることになったのか、理由と辞退届を受けた町側の見解を聞
きたいと思います。

2点目は、この任意団体は法人として指定管理者の要件を満たす企業の形態になっていな
いまま終息したことになります。町側はこの2年間どういう対応をしてきたのでしょうか。

3点目、指定管理者不在のままというわけにはいかないと思いますが、今後、再募集する
のか。町内の方ばかりでなく町外の方も公募の対象になるのか。いつまでに決定しようとす
るのか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の「憩の家かや沼」の指定管理者はどうなる
かのお尋ねにお答えいたします。

1点目の辞退に至った理由と辞退届を受け取った時の見解をとのお尋ねであります、昨年12月7日開催の全員協議会でご説明しておりますが、標茶町永寿優企画より12月2日付に辞退届が出されました。

辞退の理由につきましては、コロナ禍の収束が見込めない、開業日が決定していない、まちづくりに対する議会の意思統一が見られない、コロナ禍が収束しないため、計画自体が成立しなくなったので、条件等の変更と再募集を希望する、以上4点が挙げられております。

辞退届が出された段階で永寿優企画と協議をさせていただきましたが、総合的に考えると指定管理者の選定から仕切り直しすることがお互いよいのではないかという考えの下、辞退の意思は変わらないということで受理に至ったところであります。開業に向けて関係機関を交えて意見交換をしてきただけに、非常に残念であります。

2点目の法人として指定管理者の要件を満たす企業の形態にならないまま終息したが、町側はこの2年間どういう対応をしてきたのかのご質問であります、ご案内と思いますが、標茶町永寿優企画につきましては、標茶町内の4社で構成する団体としての応募がありました。指定管理者選定委員会で指定管理者選定候補者として選定し、令和3年3月、第1回定例会において議決され、指定管理者として指定しています。

公の施設の管理を行わせることができる指定管理者は、地方自治法、標茶町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において法人その他の団体と規定されており、法人に限らず団体でも可能であります。必ずしも法人である必要がないことはご理解いただいていると思いますが、時機を見て法人化するという計画が示され、より望ましい形として期待していたのも事実であります。

標茶町永寿優企画については、開業に向けて経営シミュレーション、従業員の確保、アクティビティの開発等、関係機関と協議を進めながら法人化を目指してまいりましたし、私どもとしても、開業に向けての準備状況、法人化の進捗状況の情報交換等を行いながら早期の法人化を促してきましたが、辞退の理由にもあるように、最終的にはコロナ禍や開業日が決まらない状況では法人化にまでは至らなかったものと理解しているところであります。

3点目の再募集するのか、町外の方も公募の対象となるのか、いつまでに決定するのかであります、2月16日の全員協議会でもご説明しておりますが、新しい排水路の完成のめどが立ち、開業時期が見通せる段階が来れば、再募集の手続を進め、新しい排水路の完成までには決定したいと考えております。新しい指定管理者には、決定後、速やかに開業に向けての準備をお願いしたいと考えております。公募の対象は標茶町内に限定せずに広く募集したいと考えておりますが、その範囲をどの程度まで広げるのかまでの検討には至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、説明を受けましたが、指定管理者から辞退があったことは残念だった、言い換えれば遺憾であるというような感じにいるというふうに受け止めております。私が申し上げたいのは、町側は、過去に第三セクターというのはなかなか問題があり、うま

くいかないようなことであるから、今度はプロポーザル方式ということで、指定管理者になる方にはいろいろご相談したり、提案型の方式を取りたいということであったと思います。もっとこのことに至るまでいろいろ突っ込んで、例えば、私も一部、改修工事の中でサウナ風呂だとか、高級志向の露天風呂だとか、そういうものが要望されているというふうに聞いておりましたが、そういうことまで話し合っておきながら、私からすれば、どんと辞退したということは、全く町長が言った残念と私も同じ考えであるところです。

それで、飛躍しますけれども、再募集をするとき、やはり今までと同じことをやったら同じ結果もまた考えられるわけですね。もっと責任あるお話をお互いにするべきでないかというふうに思っておりますが、この点についてお考えを聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁で残念であるという表現をさせていただいております。遺憾であるという言葉はあえて使っておりませんので、そこは置き換えたという解釈はされずにいただければありがたいなと思うところであります。

町長の答弁にもありましたとおり、開業に向けて指定管理者も入りながら施設運営も念頭に置いた協議をさせてもらってきております。旧施設にはなかったサウナ風呂の増設であるとか、施設の改修内容においていろいろな意見をもらいながら、参考にしながら、町、それから設計先と協議をして決めてきたという経過があります。

それで、新たな指定管理者の選定に関して、今、議員から責任ある話をというご質問をいただきましたけれども、私どもとしては、今回の指定管理者の選定についても、一定のルールに則りながら協議をして、そしてやってきたと。辞退というのはルール上認められていたというところもありまして、それは先ほど指定管理者から辞退届があった、その理由に基づくものとして、最終的には致し方がないという判断の下、受理をしたところであります。今後の責任のある会話というところなのですが、意識しなければいけないなと思っているのは、開業までの計画の中でこのような一度志を持っていた方が断念せざるを得なくなった状況に至った、そういったことを繰り返さないように、これまで以上に気をつけながら、適切なルールの運用を行いながら指定管理者募集・選定をしていきたいなというふうに考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） まだまだ私の考えていることも述べたいのですが、今日は8人も一般質問の方が控えているということで、私は一番手ですから少しはしょってやります。

次に質問2番目ですが、阿歴内地区の防災井戸はどうなっているかということで、質問の内容であります。

昨年もこの件で私は2度ほど議場で質問しておりますが、阿歴内地区の防災井戸の整備がなかなか進まないの、場所及び掘削の予定はどうなっているかについて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の阿歴内地区の防災井戸はどうなっているか

のお尋ねにお答えいたします。

阿歴内地区の防災井戸につきましては、令和4年度において、旧阿歴内第2小学校跡、現在の東阿歴内農村モデル公園と旧阿歴内小中学校跡の2か所で電気調査を実施し、その可能性を調査したところです。その調査した2か所の地下水の可能性についての結果ですが、地層から判断して地下200メートルの岩盤の亀裂部分を狙う必要があり、その部分をピンポイントで把握することは難しいという結果でありました。

調査を実施した2か所は町有地でありましたが、過去、周辺の住民の方からご提供いただいた地下水の掘削状況等も考慮しながら、町有地に限らず可能性のある場所について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今の町長の答弁で、なかなかこの地区の防災井戸のいい水を掘り当てることが難航しているように私は今聞きました。標茶も磯分内とか、この標茶周辺とか、きれいな水がいっぱい湧出するのでありますが、この地区はなかなか飲用に使えない水が掘ってみたら出るというようなことで、家畜に使うことが主ですからいい水でないと、非常に難航するのかなとは思いますが、できれば、今年度中にやってもらえるかどうか。

どうして私がそうやってせつづくかという、最近地震が頻発しております。言われているのは千島海溝沖地震が必ず来るというようなことでありますから、いろんな場所で、例えば他町村では避難タワーとか、そういうものも進めているようであります、大がかりです。標茶の場合は、この防災井戸については水量が小さかったら1本ではなくて2本掘るべきだというふうにも思いますし、十数年前の地震のときは川から水を汲んで間に合わせたけれども、今の酪農家の多頭数には、とてもそんなことは及ばないと思います。したがって、今年中にやってもらえるかどうかについて再質問いたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長、齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、標茶町の防災井戸は、平成5年の釧路沖、平成6年の東北沖の地震、2回の地震で甚大な被害を受けた経験から、町内において防災井戸は必要だということで、平成7年以降、事業に着手してきた経過があるというふうに伺っております。

ご案内の阿歴内地区につきましては、西和に防災井戸がありましたが、掘削した当初から、水量は確保できるものの、水質、水に色がついているという状況がありまして、浄水器等を設置したのですが、なかなか浄水器を通すと水量が確保できないということがありまして、やむなく平成30年に廃止したところであります。

議員ご指摘いただきますように、私どもも町長から先ほど答弁ありました、去年は町有地の2か所に電気調査、電気を地下に通して、その跳ね返りで水の可能性を探るという事業を委託して行いましたが、なかなか私どもの水のある可能性について、いい回答というか、いい調査結果までには至っておりません。町長答弁もありましたとおり、引き続き町有地に限らず周辺の掘削している状況も私どもも教えていただいておりますので、そういった阿歴内地

区全般において水の出る可能性がないか早急に再度調査をして、議員ご指摘の部分について対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） なかなかはっきり言ってもらえなかったけれども、早急に、いろいろ難しい話だけれども、努力していただくようお願いして質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終わります。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、質問させていただきます。

「書かない窓口」の開設で行政業務の効率化をということで、書かない窓口とは役場窓口で行う様々な手続を申請書の記入が不要になるというものであり、既に道内では北見市が開設しています。これまでは、記入誤りや記入漏れがあれば書き直しになり、手続に時間がかかっていました。書かない窓口では、各種証明書を申請する際にマイナンバーカード等身分証明書を提示すると、職員が必要事項をパソコンに打ち込み記入し、利用者は完成した申請書を確認し署名するだけで完了となります。利用者と職員双方に手続時間の短縮や業務改善といったメリットがあります。役場内にもデジタル推進係がありますので、行政改革として検討するべきと考えます。そこで、以下のとおり伺います。

現在の窓口手続の状況はどうか。

2つ目、窓口設置をしている自治体への視察や調査等を行うべきと考えるがどうか。

3つ目は、デジタル社会に向け、スマートフォン等使用に不慣れな人に対する支援体制をこれまで以上に強化していくべきと考えるがどうか。

4つ目、マイナンバーカードの登録率はどうなっているかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の「書かない窓口」の開設で行政業務の効率化とのお尋ねにお答えします。

「書かない窓口」につきましては、北見市に代表されておりますとおり、担当職員が本人を確認した上で手続の書類を聞き取りするなどし、パソコンに入力し申請書を作成し印刷、印刷した申請書を住民がチェックし署名すれば、申請が1か所で完了する仕組みと伺っております。

効果としては、いわゆるたらい回しが減る、転入などいろいろな手続が必要となる場合でもワンストップ窓口で一度の署名で申請が完了することから、それらに係る時間も短縮され、住民、行政の両者にとってメリットがあると言われていることは、議員ご指摘のとおりであり、本町でも参考になる点は大いにあるものと理解をしております。

ご質問の1点目、現在の窓口手続の状況についてですが、本町ではワンストップ窓口は設置しておりませんが、その時々状況によりますが、対応する職員が記入の補助をしたり、複数の手続が必要な場合は各窓口がリレー方式で対応するなど、関係する課・係の連携により、たらい回しを避け、必要な手続が確実に完了するよう親切、迅速、確実を第一に対応し

ているところであります。また、行政改革の取組といたしまして、令和3年度においては各種申請書の押印を省略する見直しを実施し、窓口での利便性向上に努めてきたところでありますので、ご理解をお願いします。

2点目の視察や調査を行うべきとのご質問ですが、全国的にも「書かない窓口」を採用している市町村が増えてきております。本町においても、北見市で採用しているシステムや他市町村で採用しているシステムについて情報収集を行っているところであります。国のデジタル庁では、こういった窓口の受付支援について、自治体窓口DXとして書かないワンストップ窓口を検討しております。「書かない窓口」の導入には業務改革が必須であり、住民にも職員にも優しいシステムを導入することが重要と考えており、継続して調査検討させていただきます。

3点目のデジタル社会に向け、スマートフォン等の使用に不慣れな人に対する支援体制をこれまで以上に強化していくべきと考えるがどうかについてであります。令和4年12月と令和5年1月に本町においてもスマホ教室をマイナンバーカードの申請受付と合同で合計6回開催させていただきました。令和5年度においても、北海道が調整役となり、デジタル活用支援推進事業を活用し、スマホ教室を開催する予定であり、本事業でスマホ教室のほかにも、様々な事業と連携しながらスマホ教室の開催を検討させていただく予定となっております。

4点目のマイナンバーカードの登録率、申請率ですが、令和5年1月末現在、申請率56.2%、交付率50.7%となっております。先ほど回答させていただきましたが、書かない窓口において本人確認の手段としてマイナンバーカードは必要であります。本町の取得率は全国の中でも極めて下位にあり、継続して夜間窓口の開設や出張申請受付などの取組を進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今、町長の答弁の中で、非常に前向きに取り組んでいただいているというのは理解をいたしました。

その中で、やはり北見市の現地に行って直接その場所を見てきていただくというような、これは必要ではないかと考えております。先ほど町長も言っていますけれども、たらい回しにしないということが、やはり町民に対しては非常にありがたいことなのかなということで、これは北見市においても書かない、待たない、歩かないというか、そういうメリットがやっぱり町民に対して非常に必要であるということは言われておりました。その中で、やっぱりマイナンバーカードの登録というのは、一応国では2月いっぱい終了というふうになっていきますけれども、ここは、標茶町は引き続き行うというような意味合いで今取ってもよかったのでしょうかということをお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 総務課長、齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えします。

前段の北見市の部分につきましては、視察の関係につきましては、先日、別件なのですけ

れども、別な釧路管内の町村ですけれども、新築された浜中町の部分を私ども視察させていただきまして、あわせて、その中では受付の部分ですとか、そういうところで気をつけられている点ですとか、工夫されている点について、いろいろ現地で視察させていただきました。北見市につきましても、こういった形でいくのか、庁内、役場の組織と職員で構成している事務改善等々があり、そういった若い方々も含めて私は行っていただきたいと考えておりますので、そこの部分については研究をさせていただきたいと思っております。

マイナンバーカードにつきましては、議員ご指摘の部分、2月末というのはポイントの関係だと思しますので、ポイントがつく部分が2月末の期限でありますので、それが切れるというだけでマイナンバーの申請部分につきましては引き続き受け付けるということでございますし、町単独で昨年には補正予算を組んでいただきまして、交付された方に一人1,000円ずつの商品券を配付している事業につきましては継続していきたいと考えておりますし、逆に来年度からは町内の虹別、磯分内、塘路の郵便局におきましてもマイナンバーカードの申請を委託して行い、以前にも増して積極的に交付申請を受け付けていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 現在、約70の自治体が「書かない窓口」の導入を進めているということですので、ここについては標茶町もその中の一つとして、進めている団体の一つとして受け止めていいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長、齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

現在はそこまでいっていない、どちらかというと言わない窓口ではなくて書かせている窓口になってしまうのかなという点では、まだまだそこに至っていないというのが現状だと思いますが、令和2年3月4日からコンビニエンスストアで住民票、それから戸籍、印鑑証明が交付されて、朝6時半から23時ぐらいまでですけれども、全国のコンビニで皆さんの住民票とか戸籍が取れます。ですので、書かないよりは一步進めて役場に来ない手続もあるのかなというふうに考えておりますので、これからOA化、ICT化が進む中で、こういった形が町の皆さんの利便性向上になるのか、書かない部分も含めまして、さらにいろいろ研究させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 町の取組については、ある程度理解をいたしましたけれども、やはりそうするとスマートフォンとかというもの、要はデジタルに慣れていない人たちに対する対応というか、支援体制というのが相当必要になってくると思っております。先ほども何回か行っていると聞いておりますし、当然、本年度もそれについての取組はしていただけるものと考えております。それも、やはりマイナンバーカードの申請に来たときに併せて行っていただくということになるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長、齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） スマホ教室につきましては、昨年度6日間、ういずのほうで開

催していただきました。スマホ教室の横の場所にマイナンバーカードを申請しませんかというようなブースというか場所を設けて、同時に開催させていただいているのが現状でございます。本町におきましては、光回線が導入されたことを契機にWi-Fiの導入費用の助成もしております。そういった方でなかなか不慣れな方の支援につきましては、地元でそういった企業とかがあればいいのしょうけれども、なかなかそこまでは至っていない部分がありますので、町で支援できることにつきましては、次年度以降もスマホ教室の開催について導入というか、実施していきたいというふうに考えているところです。あわせて、マイナンバーカードの申請所もその横に置きまして、一緒にいかがですかというアナウンスをさせていただきながら申請率の向上に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） この「書かない窓口」ということに対しましては、一応国のほうでも河野デジタル相が、やっぱりこのメリットが非常に大きいので、全国的に取り組んでいきたいというようなコメントもされております。やはりここまでデジタル化が進みますと、特に私たちのようなちょっと高齢になってきているなという人たちに対しては、スマホの使い方とかというのも本当に必要になってきます。そういういろいろな部分もあるのですけれども、やはり国で進めているという部分も含めまして、町としてもそのところに対しては、ぜひとも前向きに取り組んでいていただきたいなと思います。費用に関してというか、財源に関してデジタル田園都市国家構想推進交付金なるものもあると聞いておりますので、そういうものもぜひ活用していただき、町民のサービスの一環として本当に前向きに取り組んでいただきたいと思っております。これに対しての答弁は特に求めませんけれども、求めますか。

（何事か言う声あり）

○11番（鴻池智子君） では、お願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及に関しまして、交付税でありますとか、あるいは、今、議員からありましたデジタル田園都市国家構想推進交付金、それに影響するという、そういうことが伝えられておりまして、そのこと以下については触れずに、職員にも財源をしっかりと確保する意味で協力するようにと私のほうから呼びかけを行ってきた経過もございます。振り返って、入ってくるはずだったお金が入ってこないということが町民あるいはこの場で後ほど指摘されないように、しっかり取り組まなければいけないという観点は持っております。一方で、マイナンバーカード取得に不安を持っておられる方は恐らく個人情報のこと等があるかと思えます。それらについては現場の声を国のほうにも機会を見て伝えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ありがとうございます。本当にマイナンバーカードを作るだけでも

大変という人が結構私の周りにもおまして、その手続が面倒だからマイナンバーカードを作りに行っていないのですという人も若干おりました。そういう人たちに、やはり易しく説明をするとか、そういう取組をしていただいて、マイナンバーカードの推進にも今後積極的に進めていただき、町民サービスを本当にもっとやっていただきたいと考えておりますので、以上で質問を終わらせてます。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時56分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問させていただきます。

議長、ここはマスクを外していいところなの。

○議長（菊地誠道君） いいです。

○8番（深見 迪君） そのほうが聞きやすいですね。

（何事か言う声あり）

○8番（深見 迪君） それでは、初めの質問です。

教職員の長時間労働の改善というテーマで質問したいと思います。

文部科学省が2022年12月に設置した「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」によると、小学校で月に約59時間、中学校で月に約81時間の時間外労働が発生している状況が示されました。労働基準法では月に45時間を超える時間外労働は原則禁止されていますが、本町の学校現場ではどのような実態になっているのでしょうか。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、給特法と私たちは言っていますが、給特法によって残業代が支払われないよう定められているため、教職員は幾ら残業しても残業代は払われない。昭和47年1月1日施行の給特法は、施行されてもう半世紀、50年以上も経っています。給料の4%を増額する代わりに、その何十倍もの残業代なしの長時間労働を強いられている教育現場の在り方について、教育長の所見を伺いたいと思います。また、政府において、この見直しの声が上がっていると聞いていますが、その内容はどのようなもののでしょうか。また、このような残業代ゼロ制度の抜本的見直しの見通しはあるのでしょうか。

教員の働き方改善に必要な教員定数増と少人数学級の見通しについて、教育長の所見を伺います。

公立中学校の休日の部活動について、文部科学省は2025年までを目標に地域や民間クラブ

などへ移行することを目指していましたが、各自治体の状況からこの目標を先延ばしにしようとしているように見えます。本町の場合、現状と併せて教職員の働き方改革の観点から、この目標についてどのような所見を持っているでしょうか、伺います。

国の調査では、うつ病など精神疾患から休職に陥る教員は毎年5,000人以上いると見られ、これは当然子供たちの授業環境にも影響が出ています。本町ではこのような実態はないでしょうか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 8番、深見議員の教職員の長時間労働の改善をとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、教育職員の長時間労働が社会問題となり、学校における働き方改革を進めることが求められています。また、教員の職務と勤務対応の特殊性を踏まえた勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、昭和46年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が成立し、翌47年から施行されています。

1点目の本町の学校現場ではどのような勤務実態かとお尋ねですが、令和3年度では、小学校で月平均超過約22時間、中学校では月平均超過約27時間、また、45時間を超える教職員の割合は小学校で4.1%、1年間で延べ37人、中学校で15.2%、1年間で延べ86名、令和4年度は9月までの上期の集計ですが、45時間を超える教職員の割合は小学校で5.5%、中学校で21.6%という実態であります。

2点目の残業代なしの長時間労働を強いられている教育現場の在り方についてとお尋ねですが、給特法は、前段申し上げたとおり、教員の勤務の特殊性から勤務時間の内外を切り分けるのが適当ではない、そのため勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として時間外勤務手当を支給しない代わりに、給料月額に4%を乗じ、教職調整額を本給として支給するもので、各種手当の算出基礎となる本給として、その調整額も含まれるものであります。しかしながら、この4%の割合は、昭和41年当時の勤務実態調査による超過勤務時間相当を根拠としているものであり、給特法の見直しの検討も進められてきており、時代に見合う制度改正を望むと同時に、教員の働き方改革が急務であると感じております。

また、給特法の見直しの声が上がっていると聞くが、その内容はどのようなものか、抜本の見直しの見直しはあるかとお尋ねですが、令和4年12月、文部科学省において「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」が設置され、これまでに3回の研究会が開催されているほか、自民党が教員の働き方改革の指針を目指す新たな委員会を立ち上げ、給特法の見直しの議論を進めるとし、本年4月から5月をめどに提言をまとめる方針と聞いております。

調査研究会の検討事項として、1、給与面、公務員法制、労働法制面の在り方について、2、学校における働き方改革に係る取組状況や学校・教師の役割について、3、学校組織体制の在り方等についてであり、2回目までの会合においては、現在の給特法の仕組みや検証をし、一律に教職調整額の割合を引き上げることへの是非、時間外勤務手当を支給する仕組

みとした場合の時間外勤務命令や勤務時間管理の在り方の課題、効率的に勤務を進め、時間外勤務をしない教師ほど給与が少なくなることへの理解、職位や職務の負荷に応じた適切な処遇の検討など、意見が出ており、抜本的見直しとなるかどうかは見通せません。

3点目の教員の働き方改善に必要な教員定数増と少人数学級の見通しについてのお尋ねですが、教員の定数は小学校における教科担任制の導入による加配、少人数学級編制による加配がなされております。少人数学級は、北海道では国に先行して令和2年度から35人学級編制を導入し、令和6年度には小学校の全学年が35人学級編制になる見通しであり、中学校では第1学年で実施しております。また、質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会においても、中学校における35人学級の実施について意見が出ており、少人数学級編制が進むものと考えております。

4点目の教職員の働き方改革の観点から、休日の部活動の地域移行についての所見とのお尋ねですが、スポーツ庁は「運動部活動の地域移行に関する検討会議」、文化庁では「文化庁活動の地域移行に関する検討会議」を立ち上げ、それぞれ提言を公表しました。両提言では、改革の方向性として休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、可能な限り早期にとの方向性が示されました。また、スポーツ庁、文化庁連名による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として、現状における課題やその課題への対応策、大会等の在り方の見直しなど示されております。

本町におきましては、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するという観点から、中学校における部活動の段階的な地域移行について、令和5年度から標茶町部活動地域移行検討委員会を組織して検討を進めたいと考えております。また、この部活動の地域移行を進めることが、結果的に学校の働き方改革の推進及び学校教育の質の向上にもつながるものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

5点目のうつ病や精神疾患から休職に陥り、子供たちの授業にも影響が出ている、本町ではこのような実態はないかとお尋ねですが、議員ご案内のとおり、近年では教員に限らずうつ病や精神疾患により休職されるというケースが多く見られます。本町の学校の実態ですが、現在は休職されている方はおりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 丁寧に答えていただきましたけれども、しかし結論から言うと、結局のところほぼ前進していないという感じを持ちました。

ここには、私、最初の質問で、月に45時間を超える時間外労働は原則禁止されていると。これは何よりも文科省の指針で定められた時間外勤務時間の上限ですよ。文部科学省自身が定めた勤務時間外の労働の上限だと。しかし、今、教育長がおっしゃった数字を聞きましたら、この上限を超えているのがこんなにもいるということなのですよ。私は非常に危機感を持って聞いていましたけれども、この上限を超えないという見通しはあるのでしょうか。上限を超えないで余裕を持って教育の仕事を行うということの第一歩は、一体何だろうか。

今日の教育の方針を見ましたら、出退勤管理システムによる教員の勤務実態の客観的把握や留守番電話とか、あるいは町の働き方改革に基づいた実効性のある取組、これが、今、私が言った問いに対する現状では答えだと。私は、文科省が上限だよと言っているものを、こんなにもこの標茶町で超えている教員がいるということについて、どう思っているのかということと、それから、これを超えさせないようにするには何が一番必要なのかということ、ちょっと改めてまた伺いたいと思うのですが。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

45時間を超えないということが上限であるということは、やはり我々が目標としていかなければいけない一番大事なところであると感じています。道の調査と比べるのもおかしいのですが、標茶町の働き方の45時間上限の4%あるいは15%というのは、令和2年度に北海道の時間外勤務等に係る実態調査というのが行われていまして、そこでの平均で比較しますと、小学校では56.3%、中学校では73.9%であります。それと比較すると、今現状では、やはり標茶町は非常に働き方改革が進んでいると捉えております。70名のうちの4%ということで、若干3名が12か月で超えているという実態です。ただ、それがいいのかということとを問われると、やっぱりゼロにしていくのが目標ですので、働き方改革は学校経営に直結する非常に大事な部分でありますので、今後ともしっかりと指導、助言していきたいと考えています。私自身、前職が北海道の教育委員会の働き方改革課主幹であった前歴もありますので、全道のヒアリングや指導、助言をしてきた立場から、やはりこれからもしっかりと働き方の改革については進めてまいりたいと決意を新たにしているところです。

2つ目の上限を超えないために何が必要かという問いですけれども、これはアンケートの結果からも明らかですけれども、まず1つは定数を増やしていくこと、ではどこに定数を増やしていくのかということ、やはり必要なところに必要な定数を増やしていくこと、小学校でいくと、今進めている小学校専科、これを進めていくことが先生方の空き時間をつくる上で有効であるというふうに考えています。標茶小学校でも、英語科の専科指導、体育科エキスパート、次年度は、学校力向上研修で、算数、数学科の教員が加配の予定となっています。このような国や道の事業を積極的に取り入れて人数を増やしていくことが、まず大事なことでというふうに考えております。

また、学校における働き方改革は教員や管理職の意識改革が非常に大事ですので、改めて研修等でその改革の必要性を訴えていくことが、とても大事だというふうに考えています。

そして、自分自身が全道を回ってヒアリングをしていた中で特に必要だと感じた3つ目の理由は、一人一人の働き方に対する考え方をしっかりと把握して個別に対応していくことが大事だと思います。超がつく80時間を超える先生方のヒアリングをして感じたことは、その先生方の仕事に対する意識、完成度を求めていつまでも終わらないと、プリントを毎日作成しないと教壇に立てない、あるいは人に物を頼めない、学級便りを100号以上出している、そういった一人一人の働き方をやっぱり根本から変えていくことも大事な3番目の理由かなと考えているところです。委員会として、やっぱり学校と連携しながら、これからも進めてま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の部分は、私も同じ考えで、同じ思いでいます。

私自身、教員の経験がありますけれども、いつまでも仕事をやめられないという、そういう状況というのはあるのですね、今より少しでもよくとか。だから、その点については、もう少し考え方を換えようではないか。

ただ、一方では、助言で解決できない問題がある。例えば、産休を気持ちよく取れるかとか、あるいは年休20日あるのですけれども、やすやすと年休が取れないとか、年休を取ったらほかの先生方に迷惑がかかるとか、こういうことというのは助言だけでは解決できない物理的な状況だというふうに私は思うのです。

だから、最初に教育長がおっしゃった定数を増やすことが大事ではないかという、それが専科に限ってというのはまたちょっと違うかなというような気はするのですけれども、要するに定数を増やすという。現実には先生の成り手が非常に少なくて、厳しかった採用試験をかなり緩くするというような県も出てきていますよね。だから、そういう点では、助言だけでは済まないという問題が私はあると思うのです。確かに教育に対する一人一人の働き方に対する考え方というのは、いつまでも学校に残って明日のために一生懸命仕事をしようという、これ、明日の子供のことを考えたら、なかなかやめられないのです。それは確かにそのとおりなのでも、しかし物理的にやっぱり教員の定数が少ないということが私は一番の原因でないかなと思うのですが、その点ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君） おっしゃるとおりだと思います。まず、教員の人数を増やすこと、これはやはり必要なことだというふうに考えております。どこにどういう人間を増やすのかというところが一番大事なところかなと思っていますので、例えば40人の学級を20人にして、自分の生徒が20人になったら勤務時間は変えられるだろうか、あるいは空き時間をつくったら変えられるだろうか、中学校は部活動がやっぱり45時間を超えている先生に見られます。ここは部活動の配置員を入れたほうがいいのではないだろうか、あるいは後ほど質問がある部活動の地域移行を進めることが中学校においては有効ではないだろうか。それから、3人、5人の45時間を超えている標茶町の先生方の中の半数が教頭であります。今、全国で問題になっているのは、教頭の勤務時間が非常に多いと、激務であると、教頭の成り手がないということにもつながっており、ここが大きな問題になっております。ではこういったところのケアはどうしたらいいか、いろんな視点でやっぱりポイントを絞った配置をしていかないと、単純に1人増やしたら変えられるという問題でもないと考えています。

また、先生の成り手がなく、産休が取れない、年休が取れない、こういった部分はやはり教員の数が減っているところにも大きな原因があります。産休を取った場合、期限つきが配置できないという状況が、もう北海道、この釧路管内でも日常的に起きていて、教頭が授業を持っている、こういったことも釧路市内でも起きている状況であります。まず、そういっ

たところでの教員の希望を増やしていくことも働き方改革の目標ですので、そういったところへの対応が必要だろうと思います。

また、年休を取れないという状況についても同じことが言えるのですが、1つ大事なことは、やはり今叫ばれている、職場の中での心理的安全性と我々呼んでいます、助け合う、支え合う教員の組織、こういったことの数が少なくなると、年齢構成もやはりおかしくなってきた、組織自体が弱体化しているのが現状であります。そういった組織の強化というのものを併せてやっていかなければいけないと考えております。働き方改革は学校経営そのものであると中教審も述べているとおり、まさに全ての教育活動に関わる重大な問題であると認識しています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 一々もったもな話だなというふうに聞いていました。

要するに、人数があまりにも少ないということでは一致できるのではないかなと思うのです。これは一つの町の教育委員会ではどうにもならないことであって、やっぱり定数が要だなと思うのです。

2つ目の次の質問で終わりたいと思うのですが、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、これ、スポーツ庁や文化庁が出したやつですよ。これに対して文部科学省も力を入れて、大臣が今年度の予算で118億円、要求を出したのですよね。僅か28億円しか認められなかったと。ですから、そういう点では働き方改革の一つの突破口として、この部活動の問題、ここから切り開いていこうではないかという文部科学省のもくろみは、ここでもう消えてしまっている。

たしか町の方針でもあったですよ、予算化されていますよね。あれを見てちょっと寂しいなと思ったのですけれども、しかしそこに本格的に手をつけ始めてきたと。しかし、国のほうでは、さっき言ったような僅かな予算づけしかしていないということで、この部活動の移行について教育長はどういう見通しで、お金がなかったらどうもならないし、人がいなかったらどうもならないのですけれども、どんな見通しを持っておられるのか、そこだけちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君） 質問、誠にありがとうございます。次年度、本当に手を入れていかなければいけない重要な部分に質問が来たことを大変うれしく思っているところです。

文科省、確かに予算が少ないと、私も同じことを感じております。道教委も同じ考えだと思いますが、議員ご存じのとおり3年間で改革推進期間というふうにまずは設定したということで、道教委のほうでは3分の1ずつ進むことを前提とした予算化をしていると聞いています。ですから、今年度、主に部活動指導員に対する報酬であるとか、研修であるとか、そういったものを人数で算出したのが基本になっていると思いますが、時給1,600円で何人、幾つの部活動を立ち上げていこうかということを3年計画で予算化しているのが現状だと理解しています。どこの町村も、まずはそういった動きから始めていると思いますが、本町にお

いても、今年は確かに少ないのですが、やはり次年度、具体的な動きに入った段階で、また検討をしてみたいと思っています。

部活動の地域移行への見通しですけれども、もちろん3年間で部活の地域移行をスタートさせたいと思っています。そのための準備委員会を12月に立ち上げて、報道等でも取り上げていただきましたが、先月は研修会を行って、道の支援事業に乗って現在活躍されている小田氏の講演を行っています。大変貴重なお話を受けて、子供たちが文化、スポーツに親しむ機会を何とか確保しようという視点で、これからの部活動をつくっていくというような機運を醸成させたいと考えているところです。

部活動は単独の学校では、もう存続ができない状況は目に見えておりまして、子供たちがどんどんスポーツから遠ざかっていく現状があります。前段で体力調査の結果もお話しましたが、いい側面もあるのですけれども、実は非常に肥満がこの標茶町でも増えております。約3分の1が軽度以上の肥満ということで、この3年間のコロナの中で子供たちの体力も、あるいは生活習慣も大分変わってきているようなことも危機感を持って見ております。そういったところからも、単に部活動を地域移行にするという視点ではなくて、やはり部活動に入っていない子も含めた運動やスポーツに親しむ、文化に親しむ機会をどうやってつくっていくか、大人の責任だと感じているところです。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 圧倒的にスポーツ庁や文化庁が出している、この提言とか、あるいは文部科学大臣が示した提言に対して、国は全面的にこれを進めようという機運がなかなか見られないと。それは予算の面においても、マンパワーの点においても見られないとは思いうのですね。それで、マンパワーなんかで言うと、小さな町村ではなかなか人を探しても見つからないと、教員が必要であってもなかなか見つからないというようなこともありますし、そういう点では、せっかく国がこういう部活動に対する働き方改革の方針を出したわけですから、人の配置も含めて、国や道が人を配置するということも含めて、ぜひ教育長のほうから要請を上げていただきたいなと思います。そのことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、塘路中学校の問題です。

令和5年度から休校予定である塘路中学校の早期再開、これを私は願って質問をつくりました。

生徒数ゼロのため、塘路中学校は令和5年度から当面休校予定と聞いています。町長のまちおこしの重要な公約の一つとして、塘路に住宅も建て、町外から人を呼び込む計画があったと思いますが、塘路に住み続けたいと思える条件で推進し、子供も増えていくような施策を実行に移してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

塘路は本町発祥の地であり、大人はもちろん子育てにとっても魅力的な環境であると考えます。塘路中学校は、NHKのドラマ「中学生日記」の舞台にもなった学校です。本町の南の玄関とも言える塘路の発展は本町の発展にもつながると考えますが、町長の所見を伺いま

す。

塘路住民との懇談会を開催したということですが、どのような要望、意見が出ましたか。
また、今後さらに懇談会等を開催する予定はありますか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の令和5年度から休校となる予定である塘路中学校の早期再開をとのご質問にお答えします。

塘路地区は釧路市に近く、一方で釧路湿原など本町が誇る自然環境へのアクセスが容易であることから、外部から人を呼び込むためのポテンシャルが高く、定住人口を増加させるためのモデルケースをつくりたいと考えてきました。そのため、1期目の任期の公約に塘路地区での分譲地の検討を挙げさせていただきました。ただ、議員ご指摘のような住宅の建て売りについては想定しておりませんでしたので、その点をご理解をいただきたいと思います。

さて、その分譲地ですが、当初は旧教員住宅用地で検討しましたが、上下水道の敷設などの必要経費が高額になることが判明したため、推進を断念したところですが、今般、未利用地の宅地を取得し、移住・定住希望者に格安で提供していきたいと考えております。できれば、子育て世代などの若い方々に関心を持っていただけるよう、定住される方の年齢や家族構成などの要件に合わせて助成金を交付している自治体の事例や、年齢要件、家族構成にかかわらず、一律で安価あるいは無償で提供している事例もありますので、それら自治体の例を参考にしながら、現在検討を進めているところでですので、ご理解をお願いします。

町内どの地域も、それぞれ個性や魅力があり、それを磨いて定住人口の創出を取り組みたいと考えておりますが、とりわけ塘路地域は、先ほど申し上げたとおり、立地面では大きな優位性があることから、発信力に優れ、そこで生まれた活気が本町全体により影響をもたらすと考えております。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

塘路中学校の休校につきましては、昨年7月から10月にかけて、塘路小中学校PTA及び塘路振興会と協議を重ね、最終的に地域の同意を得て、令和5年度の休校を決定したところでございます。

3点目の塘路住民との懇談会ではどのような要望、意見が出たかとお尋ねですが、まず要望として「校区の見直しの検討については阿歴内、塘路、茅沼地域の住民の意見を聞きながら検討を進めてほしい」「今後の学校の在り方については、毎年懇談会を開催し、次年度の学校の在り方を協議することとしたい」との要望もございました。

また、意見として、「少人数の学校生活は想像以上に大変、集団で学校生活を送れないというのはマイナス面が非常に大きい」「地域から学校をなくしたくないが保護者と子供たちの考えを優先すべき」「一度休校したら再開はないのか」「移住政策を進める上で環境づくりが大切。学校は維持していくべきではないか」との意見を頂戴しております。

次に、また今後さらに懇談会等を開催する予定はあるかとお尋ねですが、懇談会での要

望を受け、毎年懇談会を開催し、次年度の学校の在り方を協議し、確認することとしており、令和5年度においては早い段階からの開催を考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 前段の町長がおっしゃった考え方に私も全く同意できるわけですが、ただ、かなり思い切った構想というか、国のほうでは、ここではデジタルタウン構想みたいなものが、それにのっとってやるような構想も出ていますけれども、かなり思い切ったまちづくり、町を変えるような構想がないと、これ、1軒、2軒とか、1人、2人とかという発想では、あの塘路の町を変えるということは難しいのではないのかなというふうに思うのですよ。塘路に対する町長の思い入れも、いろんなところで私聞いていますし、見てもいますけれども、前もちょっとお話ししましたけれども、合併問題が起きたときに、本州では来年とうとう一人も子供がいなくなると、学校がなくなるということで、若い人たちが中心になって、あれは10戸かな、20戸かな、10戸ぐらいだったかな、その本を買って読んだのですけれども、建てて、そして3年間ぐらい無料でそれを使ってくれと、ただし子供を連れてきてくれと。一偏にその学校は20人ぐらい児童数が増えてというような、そこまでとは言わないけれども、それでまちおこしができたということがあったのです。

町長の考え方には全く賛成なのですが、塘路の捉え方についても私全く賛成なのですが、もっと思い切った内容で構想を練ったらいかががかなと思うのですが、その点は現実的に見てどうなのでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

塘路地区については、もう議員も十分ご承知のように、釧路湿原に一番近い集落、標茶の発祥の地ということもありまして、アウトドアの関係者にとっても非常に魅力のある場所だと思っています。そういったことも含めて、今、新たな移住者が、少しずつですが、塘路を拠点にしながら活躍しようという動きも出てきているのも、議員ご承知のとおりだと思っています。

ただ、当初はまとまった分譲地をということを考えていたのですが、経費が非常にかかる、団地にするには、例えば上下水道の整備やら道路をつけるというふうになると、やはり数千万円のお金がかかってしまうということも含めて、今現実には考えているのは、一定程度の民地、それも塘路自体が廃屋とか空き家が結構点在していて、町並み自体が非常に以前とは違うような状況になってきているのかな、そんな状況もありますので、意外とそのメインの通りを中心にしながら、これは地域会ともご相談しながら、そういうメインの場所を景観整備等含めながら宅地化しながら格安で提供していく。私も今、先ほど申し上げたように、大胆にというお話でございますけれども、できれば無料で提供して、期間限定で例えば住宅を建てていただくとか、そういった条件つきでやれるところからやっていく、それも早期にやっていきたいということは、今、原課のほうにそれぞれ指示しているところでございますので、

様々なご意見を伺いながら、できるだけ早くそういう環境をつくって、塘路に移住していただく環境の整備を進めたいと、そんなふうに考えていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ひょっとしたらこれで町長とのやり取りは終わりかもしれませんが、物すごく期待しています。本当にあそこは宝のような土地だなと、標茶のほかにも重要なところがいっぱいありますけれども、ぜひそれを進めていただきたいなと思います。

最後に1つだけちょっと聞きたいのですが、私、標茶に在職していた時代に「中学生日記」が塘路中学校を舞台にNHKのドラマであったのですね。この間、博物館に行って、あるだろうなと思って見に行ったら、どこかにあるのかもしれませんが、脚本も何もなかったのですね。ないのですか。誰が分かる方、ちょっと……。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長、服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

あるかないかというのは、ちょっと把握はしておりませんでした。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） あのドラマは半世紀ほど続いたのかな、「中学生日記」という大変人気の高いドラマで、それが塘路の中学校を舞台にして行われたということもあって、大いに博物館にそれが大々的に宣伝されて出るということはとても大事ではないかなと思うので、ひょっとしたら資料はたくさん残っているかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し述べて次の質問に入ります。

次の質問は、障がい者に必要なグループホーム施設をということです。

本町の方針でもある「住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくり」は、差別なくあまねく本町で暮らす住民への町長の基本方針であると考えますが、この点について町長の所見を伺います。

障がいのある子供の親、保護者が高齢で、万が一の事態が起きたときに子供が安心して暮らせる場所を用意しておきたいというのは、今までも町民から要望が出ていたと思いますが、どのような要望があるか把握していますか。把握している内容について伺います。

障がい者に必要なグループホーム施設については、様々な施設の在り方があります。障がい者グループホームは、そのニーズによって「介護サービス包括型」「日中活動サービス支援型」「外部サービス利用型」等々がありますが、障がいがあっても自立して生活ができる環境を整えることが必要であると考えます。そのような施設についての町長の所見を伺います。

民間で新たに建設することも考えられますが、建設費、24時間体制での人件費等、多額の費用が必要です。町としての支援の考えはありませんか。あるとすれば、具体的にどのような支援になりますか。

軽度の利用者の場合、一般住宅（アパートやマンション、一軒家など）を利用したり、既に平成8年に公営住宅法が改正されたことから、公営住宅にも障がい者グループホームを設置できるようになったので、柔軟にこのような方法も考えてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の障がい者に必要なグループホーム施設をの
お尋ねにお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本町の障がい者グループホームは、釧路市の地域生活支援センター・ハート釧路が運営する外部サービス利用型のグループホームが1か所あります。このグループホームの定員は6名で、令和5年1月末現在で3名の方が利用されており、標茶町民が1名、他自治体からの利用者が2名となっております。

1点目の本町の方針である「住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくり」は、差別なくあまねく本町で暮らす住民への町長の基本方針であると考えるが、所見はどうかとお尋ねにつきましては、議員と意を同じくするものであり、この方針を基に第5期総合計画において基本目標を立てているところであります。

2点目の障がいのある子供の親、保護者が高齢で、万が一の事態のときに子供が安心して暮らせる場所の要望について把握しているかとお尋ねにつきましては、直近での住民アンケートは令和2年に実施しております535件のご家庭に送付し、265件の回答をいただいております。その中、38件の自由意見をいただいております。将来の住まいについてのご意見を1件いただいております。内容としては、「現在家族と同居しているものの、将来一人暮らしを余儀なくされるときにグループホームの現状では受入れしてもらうことは不可能に近い。早急にグループホームの建設、受入れ体制の整備を願いたい」というものでした。

3点目の障がい者に必要なグループホーム施設について、様々な在り方があり、障がいがあっても自立して生活ができることが必要であると考えるが、その所見はどうかとお尋ねにつきましては、グループホームの種類につきましては議員ご質問のとおり3種類の形態がありまして、特に大きな違いという部分では、介護サービス包括型と日中活動サービス支援型は、日常生活上の支援に加え、グループホームの従業者による介護サービスが提供されることと、外部サービス利用型は日常生活上の援助のみの提供であり、介護サービスが必要な場合は外部事業者を利用することにあります。必要とする支援に応じて全類型のグループホームを整備することは最大の理想ではありますが、施設の運営には収益と人材の問題が離れることなく、施設整備上の課題となっているところでございます。

4点目の民間で新たに建設することも考えられるが、建設費、24時間体制での人件費等、多額の費用に対する町としての支援はないかとお尋ねにつきましては、建設費については一定の条件を満たすことにより、町内事業者については標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業、町外事業者については標茶町振興条例の対象になるものと考えております。その他、北海道による建設費の補助制度がございますので、これらを活用いただくことになるかと考えております。人件費については、事業運営においては基本報酬のほか、実施するサービスや人員体制に応じて加算が設けられておりますので、その中で運用していただく形になるかと考えております。

5点目の公営住宅にも障がい者グループホームを設置できるようになったので、柔軟にこ

の方法も考えてはどうかのお尋ねにつきましては、本町における町営住宅につきましては、議員ご案内のとおり、平成8年の法改正により障がい者グループホームでの活用ができることになっております。町の条例にもその旨記載しておりますが、町営住宅の目的外使用となり、国土交通大臣の承認を得てから使用できるものです。町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内での使用許可となり、本来の入居対象である低額所得者層への供給に支障が生じない範囲を考慮いたしますと、現在の入居状況における障がい者グループホーム導入についての受入れは難しいことをご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 民間で新たに建設する場合の支援の在り方なのですが、今ある条例の範疇でしか今のところは考えていないと、新たに考えることはしていないということ、これから先もそれでよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長、浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

新たな支援制度を考えているかのお尋ねというふうに思いますが、現状このGOGOチャレンジショップ支援事業、振興条例以外の部分については、現状では考えているものはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 議席番号2番、櫻井一隆です。

件名です。憩の家かや沼の落雪事故の原因と今後の対策についてお聞きするものでございます。答弁を求める者は町長となっております。よろしくお願いいたします。

質問の内容でございます。昨年12月22日に降った雨交じりの雪が1月上旬に解けて、地上高3.8メートルの屋根から雪と氷の層になり滑り落ち、軒先から約1.3メートルの位置にある空調設備等を直撃する、そして上部を破損する事故が発生しました。

質問第1問です。この事故の発生は、建造物設計上の問題があったのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

2問目です。今は雪に埋もれているので全てを把握することはできておりませんが、確認のできている破損部分の修復などについて以下の点についてお伺いいたします。

まず、1つ目は、空調設備、電源設備の修復と適切な落雪対策について伺うものであります。

2つ目は、機械室の壁から出ている各種電気ケーブルの保護ケース、これはプラスチックでできておりますので破損しております。強度不足と思うので、もっと強靱な被覆対策が必要でないかと思うものであります。

3番目です。宿泊棟に行く廊下の屋根が一部変形しております。その部分の修理についてはどうしますか。これも修復するのかわしないのかお聞きいたします。

4 番目、エレベーター施設の外壁に落雪が直撃し、雪の山になっております。抜本的な落雪対策が必要でないかと考えますので、伺うものであります。

5 番目、修理費及び諸費用は誰の負担になるのでしょうか。保険での対応は可能なのでしょうか。お伺いいたします。

6 番目、空調及び電源設備の設置場所はあまりにも近い、移動させるべきだと私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

7 番目、施設は機械警備で行われておりますが、大変不安であります。人による警備が必要だと思いますが、お考えを伺います。

8 番目、施設の開業予定は最短で令和 6 年 9 月頃になるようだが、それまでの間、室内の管理は空調による管理だけでよいものなのか大変疑問が残ります。再考すべきでないでしょうか。

全てこれについてお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2 番、櫻井議員の憩の家かや沼の落雪事故の要因と今後の対策のお尋ねにお答えいたします。

1 点目のこの事故の発生は建物設計上の問題があったのではないかとと思うがどうかのご質問ですが、破損した施設については、客室露天風呂の目隠し用フェンスの設置及び機械室へのメンテナンス通路を確保した中で、客室からの眺望に十分留意し、宿泊客の目線に入らない配置計画を検討した結果、受電設備、給油タンク、温泉オーバーフロー水をためる排湯槽、空調室外機等の配置を決定しております。屋根に関しては、本工事では塗装工のみで改修はしておりません。落雪に関しては、雨交じりの雪が凍結し氷状となり、一気に落雪したことにより発生しております。屋根の形状からある程度の想定はしてはしておりましたが、工事期間中を含め過去にそのような事故の報告がなかったこともあり、想定外の状況で空調室外機上部を破損した経過に至っております。議員質問の構造物設計上の問題ではありませんが、機械の配置を含め落雪に対する配慮が若干不足したと思っております。

2 点目の今は雪に埋もれているので現状で確認できる破損箇所の修復についてであります。1 つ目の空調設備、電源設備の修復と適切な落雪対策ですが、空調施設の破損箇所については、必要な修理を完了しております。電源設備については、現状、破損部分は認められておりません。また、落雪対策については、雪止め金具を設置し、急激な落雪を防止するよう対策を講じております。

2 つ目の機械室の壁から出ている各種電気ケーブルの保護ケースはプラスチックでできており破損している。強度不足と思うのでもっと強靱な被覆対策をしてはどうかですが、破損している部分は空調室外機への冷媒管と電源ケーブルの保管カバーであり、プラスチック製品を使用することが一般的であります。破損部分は修理しますが、さらなる強靱化については、落雪防止対策を講じておりますので、今後、破損することはないと判断しております。

3 つ目の宿泊棟へ行く廊下の屋根の変形している部分の修理であります。現地を目視確認いたしました。雨漏りなどにつながるような大きな変形をしている部分は見つけられて

おりませんが、雪により確認できない部分もございますので、融雪後、確認し、傷やへこみがあった場合には補修を行うことといたします。

4つ目のエレベーター施設の外壁に落雪が直撃し、雪の山になっている。根本的な落雪対策が必要ではないか伺うのですが、こちらも雪止め金具を設置し、急激な落雪を防止するよう対策を講じております。

5つ目の修理費及び諸費用は誰の負担となるのか。保険での対応は可能なかであります。室外機保存修理は保険での対応となりますので、現在、手続中であります。

6つ目の空調・電源設備の設置場所はあまりにも近いので移動させるべきではないかですが、落雪対策として雪止め金具の設置をしましたので、機器の周りの除雪等を適切に実施することにより現状の位置で問題はないと判断しておりますが、雪解け後に詳細を確認し、善後策を検討します。

7つ目の人による警備が必要ではないかですが、議員ご承知のとおり、現在は機械警備のみで対応しておりますが、内容としましては、ドア開閉センサーの設置、人体から放射される赤外線エネルギーの変化を検知する空間センサーの設置、火災報知器と連動した警報が発報されるシステムにより警備を行っております。また、施設周辺には赤外線自動式の人感センサーLEDライトを設置したほか、屋内用監視カメラと屋外用監視カメラにより24時間体制で監視を行っております。不審者等による被害が発生した場合には、映像データにより確認が可能となっております。

なお、有人による警備については、24時間警備を行う場合には年間950万円程度、夜間のみ有人による警備を行う場合は710万円程度と多額の費用を要することと、現在、排水路がないため、施設の上下水道が使用できず、警備員が常駐できる環境が整っていないことから、現在の機械警備により対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

8つ目の施設の開業予定は最短で令和6年9月頃になると思うが、それまでの間、室内管理は空調による管理だけでよいものなのか疑問が残る。再考すべきではないかですが、建物の維持管理の観点からランニングコストも視野に入れ、湿気によるカビの発生を抑制するため換気扇のみ稼働させております。状況によっては窓の開閉による換気対策を行うことにより問題ないと判断しております。

以前に議員からご指摘いただいております、施設管理者として適宜対象を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） まず、1つ目から順次行きたいと思います。

この事故の発生原因、これは建造物設計上の問題があったのではないかという質問に対してお答えいただいたわけなのですが、僕も何度か見てまいりましたので、あの位置に空調並びに電源を持ってきたというのは、かなり人目というかな、観光客あるいはお客様のそういう目を非常に気にしてというかな、過去にもそこにあったわけですから、それをさらに大きくして空調を大きくし、電源を新しくして作ったと。あまりにもお客様の視線とか、そういう

うものを気にし過ぎて無理してあそこにコンパクトに収めてしまったと。これが配置なのですね。建造物の設計だとか強度計算だとか、そういうことから来ているのではないのですね。設計の段階での配置の場所がちょっと今回の雪には耐えられなかった、そういう位置にあると。ですから、3.8メートルの屋根から軒が1.4メートル出ています。それから1.3メートル離れた空調設備に雪が直撃した。今年は意外と雪が少なかったのですよ、これでも。もう3月ですからそうそう降らないのではないかと思うのですけれども、ただ、12月は雨と雪が交じって降って、それが氷になった。そして、屋根も新しいです。屋根も新しいものですから物すごく滑るわけですね。そういうことでこういう事故が発生したのではないかと私は推測するのですけれども、いずれにしても場所的にあまりにもコンパクトにし過ぎたことが原因だから、下の段でも述べていますけれども、配置を考えるなり、もっと落雪対策、コンクリートを打つなりの何かそういう必要性というのはいないでしょうかね。そこをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、配置については客室からの眺望等を考えた中で、先ほど町長も答弁しましたけれども、コンパクトにまとめた形で配置、一応決定しておりました。その部分につきましては、以前より灯油のほう、タンクとかもございまして、今までそういう事故等が発生していなかったこと、そしてまた、今回、廊下の部分の屋根が落雪で一部変形したというのも先ほど議員の質問でありましたけれども、そういうことも今まで、渡り廊下を造ってから20年近くはたつと思うのですけれども、そういう事故報告も一回もなかったということもありまして、私ども現場で配置を計画しているときに屋根は認識したのですけれども、今までそういう事故も発生していなかったことから、そこまでは起きないのではないかなというような見積りの甘さがあったことは事実でございます。

そこで、今回、今、屋根に対して雪止めを設置することによって、それ以降の雪が降ったときには、現地確認行ったのですけれども、落雪が見られないという状況でございますので、配置については、今後、雪解けしてから、ほかの部分についてさらなるものがないかというのは一応確認しないといけない部分がございますけれども、現段階ではそのままの形を考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） あまりこんな押し問答をしても仕方ないけれども、今、今までなかったからこのままいけると思ったと、これが思考の根底にある部分だと思うのです。今まで大丈夫だったからこれからは大丈夫だろう、未来永劫にそれは大丈夫なのだと、こういう論理かと思うのですが、意外とそういう思考というのはもろく崩れるわけですね。それが今回の事故だったと。我々は、やっぱり自然の中で暮らしている中でいろいろ学んでいるはずなのです。それを生かし切れなかったな、残念だなと、こう思います。

そしてまた、渡り廊下の屋根の破損部分というのは、これはやっぱり傷んでいるのですね。軽微ですけれども、写真ではこのとおりになっています。これを修復するのかどうか、そこ

をちょっと確認したいのですが。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） 渡り廊下の屋根の部分については、はりの部分が若干変形して、今、中とかも確認しているところで行くと、雨漏りとかはしている状況ではございませんけれども、今、まだ雪が載っかっていて詳細確認できない状況ですので、雪解け後、確認して、へこみや傷等、必要があれば補修する形を取りたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） これで見る限り雨漏りはないかと僕も思います。だけれども、保険で直せるのだったら直したほうがいいのではないですか。そこまで直す気はない、そういうことですかね。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、保険の部分につきましては、保険の対象になるかどうかはちょっと私、判断できませんけれども、その潰れている部分の補修につきましては、最低限、今分かっている部分は雪解け後直すということと、先ほど言ったように、雪解け後というのは、ほかの部分も潰れている部分があったりするのを確認して、もしあったら一緒に直すという意味でございますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 先ほどから落雪対策として雪止めをするということで、これでよろうと、万全であろうと、こういうふうに皆さんお考えですね。ですけれども、あの屋根は非常に大きいのです。そして、面積もあるけれども、斜度が、屋根の勾配が大体2割勾配ではないかと思うのですよ。ですから、なだらかなのです。意外と3割だったらちょっと滑りがいいのですけれども、2割ですからなかなか雪が落ちない。だけれども、今回は新しいから落ちてしまった。こういう事故につながったわけですが、そこに雪止めをすると、かなり大きな屋根ですから、かなりたくさんの雪止めもしていかないとならないし、そうすると雪は滑りませんから、雪によって荷重がかかりますから、そこらは設計上どうなっているのか僕は分かりませんが、それらも含めて、ただ単純に雪止めをしたから屋根から雪は落ちないのだという安直な考えではなく、もう一度どのぐらいの雪がたまればどうなるのかということも設計のプロの方によくよく聞いて対策を打っていただきたい。ただ安直に屋根に雪止めをするだけではもたないと、私はこう思います。そして、屋根もそういう雪止めをたくさん作ると傷むのです。さびるのです。そういう補修も意外と早く必要になるかもしれない。そういうことも考慮してください。これはどうですか。お約束していただけますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） 議員ご心配の荷重の関係なのですが、ちょっと今、詳しい資料を持っていないのですけれども、建物の場合、大抵、雪荷重というのはもともと構造計算する段階で考慮してまして、雪が1メートル載っかっても大丈夫な、もつような構造では設計しておりますので、それ以上の雪が積もる状況ですと屋根の雪下ろしとかを考えな

いとならないかもしれないですけども、通常この地方ですとそれぐらい積もるということ
はあまり考えられないので、屋根の雪の残る部分については大丈夫かと思います。

ただ、ご心配いただいている屋根の傷みについては、やっぱり普段なら雪が残らないもの
が屋根の上に残る形になるので、小まめに、ちょっと毎年とかという部分ではできないかも
しれないですけども、何かの折にさび等の発生とか状況は確認しながらメンテナンスして
いく必要が生じるかと思いますし、また、今後大きな改修をすることがございましたら屋根
についてはそのときに、落雪の部分について次のときにはもう少し検討していく必要がある
のかなとは思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 何か議長、まだやるのかという顔をしたけれども、いいですか。

落雪防止のための屋根についての雪止め、これは十分考慮しながらやっていただきたいと、
こう思うわけです。

もう一つ、点検していて気づいたことがあるのですね。それは、ここにある電源設備です
ね。空調と同じく電源設備も平行してあるのですよ。その内容は、高圧の受電盤、それから
低圧電灯盤、低圧動力盤と、この3つがあるのですが、これが何と鍵がかかっていないので
すよ。扉が開いてしまうのです。これですね。扉が開いてしまうのです。普通は、こういう
高圧電力や何か入っていますから危ないですよ。普通ロックとか第三者が戸を開けたりい
じったりできない構造になっているのではないかと思うのですけれども、残念ながらこのノ
ブは上下に回すと上下に動いてロックが外れて開く。こういうことになっているのです。これ、
鍵はあるのですか、ないのですか。どういう構造になっているか分かりますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今ちょっと資料がございませんので、確認して後ほど回答させ
ていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この前、課長、現場で会いましたね。課長が帰ってすぐ、ちょっと
忘れ物をしたので戻ったのですよ。そのときに写真を撮るのに触ったら開いた。びっくりし
たのですよ、まさかと。これ、3つとも開きました。ですから、この対策は可及的速やかに、
事故の起きないうちにやっていただきたいと、こう思います。非常にこういう警備というの
が意外ともろいなど、この設計は。危険だなど、こういうふうに思っています。すぐ対応し
ていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、構造を確認して、鍵がかかるものでしたらすぐかけます
し、まずちょっと物を確認させていただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今お話しいたしましたが、施設についてはこのような形で直してい
ていただきたいと。

あと、残るは建物の管理なのですが、管理については警備保障や何かを使うと約950万円か

ら1,000万円ぐらいかかるのですかね。あと、夜間だけになると710万円ぐらいというお話でした。でも、そういうものを、金をかけても、町長、やっておいたほうが僕はいいと思うのですよ。今はS Lの撮り鉄や何かが来まして、非常に人の出入りも多くなります。これから夏に向かって人も激しく行き来するというふうになれば、やはりどこかで機械だけによらないで人的警備というものも必要になるし、あわせて施設の空調だけでなく、人が行って窓を開けて空気を入れ替えるとか、そういうことも必要になってくると思うのですが、そこらはどうでしょうか。もうちょっと金をかけても町民の財産であるあの施設を守ると、そういう姿勢はございませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘いただいている警備の方法については、施設休業中にも同じようなご指摘をいただいております。そのときは今と同じようなお答えをさせていただいております。結局は人を配置した警備には至らず、建て替えという時期を迎えたということになっております。現状、建物が完成して、議員のご心配は、せっかくできたものが供用開始前にいたずら等により破損するのではないかというようなことなのではないかというふうに推測するのですが、いかんせん町長から答弁あったように、水回りであるとか電気ですとか、その辺が使えない状況で、従前の施設の中で行っていたような人の配置はできない。警備会社をお願いしたときについても、やはり24時間体制で人を置くにはちょっとどうなのかという。常駐するための設備、そういったものが現状ないわけですから、どういったことができるのかについては、費用のこともあるのですけれども、ちょっと引き続き研究をさせてもらいたいなと思っております。その間、先ほど申し上げたように、いわゆる機械警備、そのほかにご指摘をいただいて設置した照明であるとか、あるいはセンサーつきのカメラですとか、そういったものを設置しておりますので、今回、このやり取りが周知されることによって一層、簡単にはいたずらすると足がつくというような状況をご理解いただけるのではないかと思いますので、そういったことを考えながら、まず議員のご心配に答えられるような形を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 本当はあの施設の中で居住して警備してもらう、それが一番なのですけれども、まだ水道も十分でないでしょうし、あるいは水道を回すと凍ってしまうから暖房も入れんとならない、いろんな経費がかかることは分かっています。ですから、そうではなくコンテナか何か持ってきて、そこに事務所を構えて警備をしていただくと。そういう方法もあるのではないかと私は思うのですよ。水や何か、食べ物や何か、暖房もそういうコンテナハウスみたいなものでしのいでいただくと。そういう方法もあるので、やはり人の目が一番確かだと私は思うので、そういうふうにやっていただきたいと、こう切望しておきます。

これで私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほどの質問で鍵の話だったのですけれども、実際、施設には

鍵がついています。ついていて鍵をかけていなかったという状況でした。それですので、早急に鍵をかけるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） すみません。課長、ちょっと聞きますが、あの鍵はかけていなかった、今まで。そういうことですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長、富原君。

○建設課長（富原 稔君） まだ受電していなかったもので、電気を受けていない状況でしたので、それでそこまで、鍵をかけるまでの気が回っていなかったのかもしれないです。ちょっと現場のほうがあればなのですが。今後、鍵、固くかけるようにいたしますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 鍵をかけるというのは原則なのです。もし何かあった場合、全部その責任は町長に行ってしまうのです。そうですね。そして、その被害はみんな町民にかかるのです。ひとつ、そういうことのないように、思い違いのないように、これから対応していただきたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今後、十分注意したいと思います。

（「よろしくお願いいたします」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、必要な集落にデイサービス施設をについて質問いたします。

ゴールドプラン21では、「1中学校区で1つのデイサービス」を目標にしていました。その頃、標茶町には9校の中学校がありました。これらの中学校は、現在4校に減っています。しかし、これらの中学校区の集落は、人口こそ減ってはいますが、高齢化が進み、介護サービスを必要としている高齢者は増えています。交通手段の確保も含めデイサービスの開設を地域の協力も得ながら進めるべきと考えますが、いかがですか。

その際、マンパワー、施設、内容も含めてどのような形が望ましいか、また、可能か、地域と直ちに協議することは喫緊の課題と考えるが、いかがですか。町長も昨年の第4回定例会においてその必要性に触れていました。現在考えている構想があれば伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の必要な集落にデイサービス施設をのお尋ねにお答えいたします。

1点目の交通手段の確保も含めてデイサービスの開設を地域の協力を得ながら進めるべきと考えるがどうかのお尋ねですが、現状といたしましては、町内においては地域単位でデイサービスを行う施設はございません。住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活をしていきたいという地域の要望やデイサービスの必要性は認識しているところでございますが、

現行の通所介護相当のデイサービスを新たに開設することになりますと、令和2年第1回定例町議会において小規模多機能型介護施設の地域への設置を検討することについて議員より質問をいただいた際と同様に、施設基準や人員配置の基準をクリアすることは非常に難しいものと考えているところでございます。

現状、町のデイサービスセンターにおいては、現在の利用者以上の受入れが可能な体制を維持しておりますし、送迎のサービスも行っておりますので、地域の皆さんにも安心してご利用いただけるものとなっております。また、町のデイサービスセンターのほか、町内2か所の民間の通所介護事業所においても送迎を含めたデイサービスを提供しておりますので、町内の資源を有効に活用する観点からも、まずは既存のデイサービスを利用させていただきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の地域と直ちに協議することは喫緊の課題と考えているがどうかのお尋ねですが、前段申し上げました、まずは既存のデイサービスセンターをご利用いただくことが望ましいことと考えております。今後、必要により地域の皆さんともご相談させていただくこともあろうかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の現在考えている構想があれば伺いたいとお尋ねですが、令和3年度より地域にある公民館を拠点に地域ふれあいサロンを開始しています。この地域ふれあいサロンについては、地域の高齢者等が住み慣れた地域で生き生きと過ごすことができるよう、身近な場所で顔なじみと体と頭と心を動かし、身体的・精神的・社会的健康を維持することを目的に行っております。令和3年度については塘路地区で3回、今年度は塘路地区に加え茶安別地域、阿歴内地域でそれぞれ各2回実施しております。令和5年度については、開催回数の増と新たに磯分内地域、虹別地域での開催を検討しております。また、将来的には介護予防・日常生活支援総合事業を活用して、各地域が主体的に運営できる体制づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今お答えいただきましたように、そういう意味では本町にあるデイサービスの、地域から来られる人も受け入れるだけの余裕があるというお答えでした。そこで、これは標茶町で出しているデータといいますか、俗に団塊の世代と言われる人たちが令和12年には39.3%、約4割の人がデイサービスに通うといいますか、そういう人口構成になるということが町のデータでも出ています。そういう意味で、今、後半で町長がお答えいただきましたようにサロンの集まり、それぞれの地域で今後、充実させていくという方向のようにお答えいただきましたけれども、いきなりその対応策を地域に示すということも、なかなか急には対応できないところもあると思うのですけれども、質問の中にも入れましたように、地域の人的パワー等をうまく町のほうから誘導していただいて、今後そういうところに集まって参加できる高齢者の受入れ体制を充実するような対応をしていただきたいという具合に思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長、浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

地域でのマンパワーを利用してというようにお尋ねでしたけれども、町長のほうでも答弁をさせていただいておりますが、現状、段階的にサロンを大きくしていくような状況というふうになっております。マンパワーを活用して活動を広げていくというようにお尋ねでしたけれども、現在行っているサロンにつきましては、徐々に開催地域、回数等を増やしていくような状況になっております。将来的には、町長の答弁にもありましたように介護予防・日常生活支援総合事業等も活用を視野に入れながら、その際には地域の皆様ともご相談をさせていただいた中で進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1 番（渡邊定之君） そういう立場で、これからもう4割近い人口が高齢者になるという状況ですので、地域の力も借りながら生活環境を整えていっていただける、独りぼっちのお年寄りを出さないという方向で頑張っていたきたいという具合に思います。この質問は終わります。

次に、酪農・畜産業の危機的現状を乗り越える実効ある施策について質問いたします。

新聞、テレビ等で報道されている酪農・畜産業の危機的状況は本町においても同じであると考えますが、実態について伺います。

根釧の酪農について議論する組織として「根釧酪農ビジョン推進会議」をはじめ農協を中心とする組織があるが、どの程度の頻度で議論されているのか。また、その主な内容についてお聞きいたします。

国の対策として、「乳牛リタイア事業」「セーフティネット資金」等が出されています。どの程度活用されているのか伺います。

このような生産制限を前提とした対症療法的な施策では、現在の危機的状況を乗り越えることはできないと考えます。今後、持続可能な酪農・畜産経営に結びつく施策が、今、最も重要であると考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、渡邊議員の酪農・畜産業の危機的現状を乗り越える実効ある施策をとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の本町酪農・畜産の危機的状況の実態についてのお尋ねについてですが、議員ご指摘のとおり、新型コロナに伴う需要低迷を受けて令和5年度も生乳の需要緩和傾向が続く見込みであるほか、脱脂粉乳の在庫も5年度末には18.7%増の12万トンになるとの業界団体Jミルクの見通しも新聞報道されております。また、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響により燃料、配合飼料などの生産資材が高騰しており、令和4年度の農業物価指数によりますと、令和2年度を100とした指数で生産資材の価格は116.6%となり、統計が残る昭和26年度以降で最高とのこととあります。昨年夏から価格が暴落している初生トクをはじめとする個体販売価格についても依然として状況は改善していないことから、本町酪農・畜産業は、かつてないほど非常に厳しい状況下に置かれていると理解をしております。

2点目の「根釧酪農ビジョン」での議論の頻度とその内容はとのお尋ねについてですが、根釧酪農の将来のための大きな組織をつくり、一定の方向性を持った取組を進めることを期待する声が高まり、根釧地域の市町村長及びＪＡ組合長が一堂に集まり、新たな根釧酪農構想検討会議を立ち上げ、平成27年2月、根釧酪農ビジョンが策定されております。現在、ビジョンの目標などを踏まえ、3回程度の幹事会と年1回の推進会議を開催し、各市町村やＪＡの取組の情報共有や担い手育成確保などの共同取組活動を実施しております。

3点目の国の対策としての「乳牛リタイア事業」「セーフティネット資金」がどの程度活用されているかとお尋ねについてですが、ＪＡしべちやからの情報によりますと、酪農経営改善緊急支援事業、いわゆる乳牛リタイア事業については令和5年3月から9月までで、第一次取組として54件の農家で426頭の削減計画があるという状況です。セーフティネット資金についてですが、ＪＡしべちやの実績、見込みを含め令和4年度末で延べ194件の実行件数とすることで、令和3年度の延べ25件を大幅に上回る状況となっております。釧路管内、北海道においても同様の傾向にあることから、この部分においても酪農情勢がかつてないほど厳しい状況下にあるものと考えます。

4点目の持続可能な酪農・畜産経営に結びつく施策が最も重要ではないかとお尋ねについてですが、生産基盤の維持については、まずは国や業界団体が現状の課題を把握し、需給調整の在り方や各種対策を検討するなど、様々な対策を講じていくことが大前提であることから、今後も引き続き、国、道に対しましてカレント・アクセス輸入枠の見直し、飼料、肥料の資材高騰対策、適正な乳価の設定などについて要望を継続してまいります。

町としましては、ＪＡしべちやと情報交換をする中で生産抑制や資材高騰の諸課題を踏まえ、国の飼料高騰に伴う緊急支援事業では不足しているとの認識から、昨年末には経産牛1頭当たり計2,800円、町が1,200円、ＪＡが1,600円の助成をさせていただいております。また、元旦の多和平初日の出を見る会では牛乳の無料配布を実施しておりますが、今後も酪農振興会連合会との連携など牛乳の消費拡大やＰＲ活動を実施し、牛乳消費拡大を国民全体で取り組むという機運を高め、活動を展開してまいります。

根釧酪農ビジョンが掲げる大きな目標の一つに草地型酪農推進があります。家畜飼料が高騰する中、酪農の基礎であります根釧の強みである広大な草地を生かす中で環境とも調和し、自給飼料に立脚した草地型酪農を推進することとしており、ＪＡしべちやの中期農業振興計画においても、草地植生改善率6％から8％に向上させるという目標を掲げております。また、町としても本町の有する広大な面積の草地を最大限に活用することが持続可能な酪農・畜産経営につながるものと考えており、新年度の予算においても酪農再興事業の継続とその支援メニューの拡充についてご提案させていただく予定です。

いずれにしても、今後の対応につきましては引き続き関係団体との情報交換を図る中から効果的な施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1 番（渡邊定之君） 第1点目にテレビ等で報道されている実態について伺いましたけれども、今日の農業新聞だと思うのですけれども、北海道と千葉の酪農の実態調査を行った結果、107戸の農家を対象に行った数値でしたけれども、98%がもう赤字だという報道がされていました。

それで、2点目の酪農ビジョンの会議の内容についてですけれども、ここでは今、酪農の状況でこういう点が問題なのだとか、そういう具体的な議論はされる機会があるのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

根釧酪農ビジョンで酪農の置かれている厳しい状況下について議論されているかということだったのですけれども、その部分につきましては、当然議論はしております。様々な支援をそれぞれの町やJAにおいてしているわけなのですが、その支援についての情報交換を図りながら今後どのような対策が必要なのか、結果的にそれぞれの町やJAでそれらについては取り組むことになるのですけれども、そういった情報交換と今後の対策について幹事会等で話し合いを進めているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1 番（渡邊定之君） そういう場で、今いろんな報道や何かで、今回の生産抑制の中で現場の人間には生産抑制として北海道で9万トンぐらい予算、全国でいくと14万トンぐらいという報道があります。この数字というのは、逆に乳製品の輸入されている数字とちょうど同じぐらいの数量になるのです。ここの部分での議論、これはやっぱり何としてもこの地域を挙げてそれを止めると。それを、もう輸入をしないでくれという、そういう行動を起こすような議論はされるのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えさせていただきます。

議員今おっしゃったとおり、ホクレンは令和5年度の生乳生産量につきまして9万トンの減産を決めております。2022年度の当初の目標が415万9,000トンなので、約4%ほどの減産だったと思います。

それで、議員おっしゃってございました乳製品の輸入の部分につきましては、単純にカレント・アクセスの部分に関しましても、生乳換算でたしか13万7,000トンの輸入を行っているわけなのです。なので、議員おっしゃるとおり、それがもしなければ今回の減産分をのみ込めるわけなのです。なので、その辺については、これまでも期成会や町村会で国や道に対して、平時はともかく異常時においてはそれらの取扱いについて改善していただく、要するに輸入をやめてその分の需要を国内に振り向けてといいますか、そういった要望をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1 番（渡邊定之君） いろいろな情報交換の場でもあると思うのですけれども、そういう具体的な、やっぱり今、危機的状況に迫っている酪農情勢に対応する行動も積極的に起こすような、そういう組織であってほしいなという具合に思います。

次に、乳牛リタイア事業とセーフティネット資金のことについて伺いたしますが、今お答えがありました乳牛リタイア事業の数字、四百六十……、数字、400ちょっと……

（「426です」の声あり）

○1番（渡邊定之君） 426ですね。そして、セーフティネットが194件ですね。ちなみに、本町の酪農家、このセーフティネットに対応できる条件がある農家戸数は幾らありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） 今、酪農情勢が大変厳しい情勢ということでお話しさせていただきましたが、酪農家戸数で言いますと207戸ございます。それと、あとセーフティネットの利用状況については、先ほど町長から答弁申し上げましたが、延べ件数で194件ですね。金額で言うと2億1,030万円の貸付実行を年度末までに見込まれているということでした。

それから、乳牛リタイア事業についてなのですけれども、もう少し詳しく説明させていただきます。この乳牛リタイア事業なのですが、農家が行う低能力牛を早期淘汰する場合に1頭当たり15万円、国が支援するというもので、前提として5万円を生産者等が基金に積み立てることとなっております。それで、仮になのですけれども、JAがその5万円を負担した場合には実質補助金額が1頭当たり20万円になるというような事業なのですが、これは単純に淘汰すれば20万円の助成を受けられるわけではなくて、淘汰する牛1頭当たり7.5トンの減産をしなければならない、そういう条件がついております。ちなみに、これは基準とする期間が令和3年10月から令和4年の9月までの乳量を対象になるのですが、仮にそのときの乳量が、例えば牛の乳房炎が多かったのだとか、あと餌の質がちょっと悪くて乳量が落ちてしまったのだという農家さんにつきましては、例えばその次の年に乳量が例年並みの乳量を確保できた場合、実質の減産幅というのが大きくなってしまいます。そんなこともあってちょっと使いづらい事業というふうに町内の酪農家さんも判断した結果、これ、利用率でいくと、54戸というと26%ぐらいなのです。なので、そういった事業と判断したものなのかなと担当課のほうでは理解しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 僕も乳牛リタイア事業の中身、本当にこの数字というのは、今、課長が説明されたように農家にとっては利用することが本当にいいのかという中でこの四百六十何頭の利用希望があるということにちょっと驚いています。

そこで、このセーフティネット資金なのですけれども、貸付条件として、僕の記憶で間違いなければ3年据置き15年ぐらいの償還だと思うのですけれども、この2億円という金額が半端でない数字だなとも思うのですけれども、このセーフティネット資金というのは何回でも借りられるのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

この農林漁業セーフティネット資金なのですけれども、先ほど延べ件数でと僕ご説明申し上げましたが、それにつきましては、通常時の資金と新型コロナ特例、あともう一つがウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰への特例と、別に2タイプあります。それらを別々に

借りることができまして、延べ件数と申ししたのは、同じ農家さんが、ちょっと具体的に農家さんがどれとどれを使ったかという情報は持っておりませんが、それら一般以外にもその特例の資金を使って延べ件数で194件というふうになったと伺っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） このセーフティネット資金は、さっきちょっとお答えいただけなかったのですが、僕の記憶で3年据置き云々という、この数字、金利とか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） すみません。お答え漏らしてしまいました。申し訳ございません。

この特例なのでありますが、5年間の無利子と無担保、無保証というふうな特例が受けられると伺っております。

（何事か言う声あり）

○農林課長（村山 尚君） ごめんなさい。それと、この据置期間は5年間、それと貸付期間なのでありますが、15年以内となっております。

（何事か言う声あり）

（「据置きも含めて15年という意味かな」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今ちょっと、これ、据置きも含めて15年という意味ですか。それとも、5年据え置いて15年なのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長、村山君。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） 先ほどの貸付期間に関するご質問についてお答えいたします。

貸付期間は15年以内、うち5年間については無利子ということでございます。それから、あと資金を今3つほど、特例含めると3つあるのでありますが、別々に借入れますと、基本的には別々に償還するような形になります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 僕がなぜこの質問をちょっと詳しく聞いているかといいますと、結果的にこれが今後、営農をやっていくうちに大きな負債となって、5年後には金利が発生すると思うのです。今、町でもいろいろ、いろんな資金に対して利子補給等が行われています

けれども、今後、この酪農情勢いかんによっては、酪農家が大変な危機的な状態に至っている中でこういう資金も利子補給の対象になる可能性はあるのか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長、村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

基本的には5年間無利子です。当然5年後どんな情勢になっているかというのは、まだまだこの先、厳しい状況は続くとは思いますが、改善されることを願っているところでございます。

それから、利子補給する意思があるかというところだったのですが、基本的に無利子期間については利子が発生しませんので、利子補給についてはないのかなと考えております。それから、農林漁業セーフティネット資金以外の資金については町のほうでもいろいろ利子補給しているのですが、それらにつきましては貸付条件として、例えば農協さんのプロパー資金などは町の利子補給が条件になっております。そうしたこともあって町のほうが、大体の場合、町2分の1、農協さん2分の1という具合になっているのですが、半分を利子補給している資金もございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） ありがとうございます。いろんな新聞なんかでは将来的にこの借ったセーフティネット資金等は、今後、経営の大きな足かせになる可能性が非常に高いという報道等もありますし、今後この資金に対して、先ほど根釧酪農ビジョン推進会議等で、この資金が経営の足かせになるようなことが起こらないように何らかの対策をやっぱり政府に要望する、そういう等の議論を積極的に発言していただきたいという具合に思います。

この質問の最後に、非常に目立たないといいますか、気になるニュースというか記事がありました。非常に今、酪農情勢がこういう状況で厳しいのですが、そうではない、本当にこういう大変な状況、環境にありながら安定した経営をしている人たちも、それぞれの町の中に1戸や2戸、それ以上かもしれませんけれども、そういう人たちがやっぱり存在しているのではないかと。そういう人たちの経営の検証みたいなものをして、そこから今のこの酪農危機を乗り越えるヒントがあるのではないかと、そういうことを言っている人もいます。そういう意味では、今、標茶の酪農状況をやっぱり具体的にきめ細かに検証していただいて、こういう酪農のやり方をやればこういう時期でも乗り越えられる、そういう条件はあるのだということを導き出す努力もしてほしいと。そのこともしっかりと受けていただいて、今後の農政活動を発展させるというか、していただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） 早速、通告に従って質問させていただきます。

まず、1件目ですが、家畜検査センターの概要についてということで質問させていただきます。ただ、初めに、これは令和4年度12月の定例会においての町長からの就任のと

きに対しての執行方針のときには家畜検査センターでしたけれども、今回の執行方針では仮称がついておりました。そういうことでは、あくまでも仮称家畜検査センターということについて、お含みおきいただきたいなと思っております。

令和4年度12月定例会において、町長の2期目に向けての町政執行方針が示されました。5つの大きな柱として、まちづくりに取り組んでいくと述べられております。2項目に「環境に配慮した、元気な産業の創造をめざして」と掲げております。その中に、安全安心な牛づくりを進めるためには家畜の疾病対策が重要であり、そのために家畜検査センターを本町に設立するための支援を行うと載っております。本町には疾病治療機関として、家畜共済組合並びに開業獣医師がおります。伝染病対策としては、家畜自衛防疫連絡協議会を組織してワクチン接種業務を行っております。家畜検査センター設立に当たって、次の点について伺いしたいと思います。

1番目に、家畜検査センターの業務というものはどのようなことを行うのか、まずはお聞きしたいと思います。

2番目に、家畜検査センターを本町に設立するという事で、当然町単独で行っているわけではないと思いますので、協議をしている組織はどこと協議しているのかと。

3番目に、設立するための支援とあるが、設立後の運営形態とどのような人材を確保していくのかということです。

4番目に、いつ頃を設立の目標にしているのか。

それで5番目に、最後に、センター設立によって、いわゆる基幹産業に対しての寄与だとか効果をどのように反映させるのかということについての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の家畜検査センターの概要についてとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の家畜検査センターの業務はどのようなことを行うのかとのお尋ねについてですが、関係機関との協議の中では、主な検査としまして、BVD（牛ウイルス性下痢）、BLV（牛伝染性リンパ腫）、乳房炎、生菌数に係る乳汁検査などが検査項目として想定されております。また、JAしべちやが昨年末に行った地区別懇談会において、仮称家畜検査センターの概要説明を行ったところ、PAGs検査の実施についての要望があったと伺っており、設立に当たり、酪農・畜産農家等の要望も汲み入れながら検査項目を決めていくものと考えております。

2点目の協議をしている組織はどこかとお尋ねについてですが、JAしべちや、町、釧路農業改良普及センターほかを構成員とした標茶町家畜検査センター設立検討委員会を今年1月17日に組織し、オブザーバーとしてNOSA北海道ひがし統括センター釧路中部支所にも参加をいただき、協議を行っております。

3点目の設立後の運営形態とどのような人材を確保していくかのお尋ねについてですが、検討委員会の中では社団法人を新たに設立しての運営あるいは民間検査センターとの連携など、様々な運営形態が模索されている段階でございます。人材につきましては、検査業務に

携わる検査技師、事務員の配置が想定されております。また、この家畜検査センターは単に検査のみを行う機関ではなく、検査後の農家に対するフォローアップまでを行うことが考えられており、将来的にはその役割を担う獣医師配置の必要性も想定されております。

4点目の設立目標年度はとのお尋ねについてですが、議員もご承知のように新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響により、家畜飼料や化学肥料をはじめとするあらゆる生産資材が高騰し、本町酪農・畜産業もかつてないほど厳しい状況下にありますので、情勢を見極めながら、今後、検討委員会の中で具体的なスケジュールが決められるものと理解しております。

5点目の基幹産業への寄与、効果をどう反映させるかのお尋ねについてですが、地元検査機関があることで、これまで一部の育成農場等で行っていたBVDなどの着地検査を拡大実施することにより、他地域からの病原体の侵入防止が図られ、地域全体の家畜疾病予防、生産性向上につながり、ひいては地域全体の家畜生産物の評価を担保するものになることも期待できます。また、これまで検体の送付に要していた時間短縮や、家畜疾病発生農場においては検査結果に基づく治療等の対応を迅速に実施することが可能となり、農場正常化までの期間の短縮が期待できることから、何よりも酪農家、畜産農家の負担軽減につながるものと考えております。

ただいまご説明申し上げた効果以外にも、仮称家畜検査センターはさらなる可能性を持っているものと考えており、まだまだ構想の段階ではありますが、この施設の活用方法については、関係機関が様々なアイデアを出し合い、標茶の基幹産業である酪農・畜産農家を下支えする拠点として、仮称家畜検査センターについて検討委員会の中で早期実現に向けた協議を推し進められるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 私は、この件につきまして、基本的に再質問はしないということで決めております。ということは、まだ今検討している最中であるということですから、今の段階では、いろんなことがこれから関係機関と協議されていくという中で、いろんな検査項目についても決定していく、また、人材についても最終的に将来的には獣医師の採用まであり得るかもしれないということで、まだまだこれから検討していくことがたくさんあると思いますので、よりよい検査センターが私は出来上がることを期待しておりますので、そこら辺のことについては十分な協議を進めていっていただきたいなということを申し上げたいと思います。

2番目の質問に移っていきます。広域連携ブランド化推進事業の今後の施策はということについてであります。

令和3年度より開始された本事業であります。4年度は昆布のほかにホンダワラも使用しでの取組であったと承知しております。2月3日の道新に出ておりました。「コンブを飼料に混ぜ肥育」と酪農学園大学の研究報告ということで載っておりました。酪農学園大学の研究グループは、昆布、未利用海藻を与えた牛について、肥育牛に多い肝臓病、いわゆる肝膿瘍

を発症する確率が低下したことを報告いたしました。調査に協力した本町の獣医師は、「海藻の成分が病気を防いだ可能性が高い」とコメントしております。非常に良好な結果が出ています。今後この広域ブランド化推進事業について、どのように取り組んでいくのかについて何点か伺いしていきたいと思います。

いわゆる海藻、昆布、ホンダワラ、この原材料の安定供給ということが釧路町のほうからきちっと安定供給が図られるのか。また、それに伴って乾燥を磯分内の堆肥センターで昨年に行っていたという中で、この乾燥工程作業をこれからどのようにやっていくのか。

2番目に、この事業は本町と釧路町がブランド牛開発ということを目的として立ち上げたものでありますけれども、いわゆるふるさと納税返礼品として取り扱う事業者の募集と支援をすべきではないかということで、ちょっとここはあれだったのですけれども、結局、これからはずっと自治体がこのブランド牛開発に対して取り組んでいくことは、私は無理だろうと思います。どこかの時点できちっとした事業者を入れて、それとタイアップしてやっていくことが必要ではないのかなという意味でございます。先ほど町長の執行方針の中にもありましたけれども、新たな特産品の開発、これは当然、広域連携事業の中でも述べられておりました。もう一点、新たな特産品の商品化に向けてということでは、商工業関係のほうで述べられております。そういうことではこの商品を扱う事業者という観点で、それに対しての支援ということも述べられておりますので、そこら辺の関連から、私はちょっと質問させていただきました。

3番目に、正直申し上げまして、近隣町村で新たなブランド牛の報道がされております。町村は言えませんが、ウイスキーかすを利用したブランド牛が報道でされましたけれども、本町でもさらに早く、あちこちでブランド牛というのは開発されておりますので、さらにスピード感を持ってこのブランド牛、いわゆる海藻牛なのか昆布牛なのかというようなブランド名で商品化することが必要ではないかと思いますので、もっとスピード感を持って取り組んでいただきたいということでの質問といたします。

よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の広域連携ブランド化推進事業の今後の施策はとのお尋ねにお答えします。

議員もご承知のように、本事業は、釧路町と標茶町両町の特産品を活用した商品開発や地球温暖化対策などの研究を行うことを目的に協定を締結し、雄ホルスタイン牛に海藻を給与し、その牛肉のブランド化やメタンの抑制効果を検証するなどの取組を令和3年度から両町で連携して取り組んでおります。

1点目の原材料の安定化を図れる乾燥作業工程をどうするかのお尋ねについてですが、本年度は釧路町の老若舞漁港に繁茂する未利用海藻のホンダワラ3トンの水揚げし、乾燥工程を経て約300キロの乾燥ホンダワラ飼料を作ることができました。ホンダワラは5月の昆布漁が始まる前に漁港内で駆除されますが、漁港の動線に影響がある部分のみを駆除していることから、まだまだ多くのホンダワラを水揚げすることは可能であり、令和5年度にその資源

量の把握を行う予定としております。

また、ホンダワラの乾燥作業ですが、ホンダワラは細く長い海藻になるので、絡まった状態で水揚げされたままだと乾燥しにくいことから、ある程度ほぐして風通しのよい場所で乾燥させるなど、かなり手間と時間がかかることが分かりましたので、次年度は将来的な事業化を見据え、ホンダワラの収穫から飼料化までのプロセスの見直しと並行して、作業委託による安定的な未利用海藻飼料供給体制の構築についても調査研究を行いたいと考えております。

2点目のふるさと納税返礼品として取り扱う事業者の募集と支援をすべきではないかとのお尋ねについてですが、本事業で肥育した牛については、と畜後に釧路町と焼き肉店及びJ Aしべちゃに合計3頭を、いわゆる1頭買いをしていただいておりますが、保存などの課題もあり、肥育した牛の全ての肉を活用することができておりません。

昨年、ホンダワラを給餌し肥育した牛については、と畜後に町内精肉店で一般販売を行う予定としておりましたほか、J Aしべちゃで製造している牛肉の水煮缶には本事業をきっかけに釧路町昆布森産昆布を使用することになったことで、釧路町のふるさと納税返礼品としての登録も調整中であるなど、徐々にではありますが、連携の取組の成果が出てきておりますので、引き続きブランド化、ふるさと納税の返礼品として活用できるよう研究を進めてまいりますとともに、未利用海藻飼料の安定供給やと畜後の肉の活用など、課題を整理した上で、今後ふるさと納税返礼品として取り扱う事業者の募集と支援についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目のブランド化に向け、本町もさらにスピード感を持って取り組むべきではないかとのお尋ねについてですが、2点目のお尋ねに対するお答えと重複する部分もございますが、牛肉はサーロインやロースなどの人気部位は売れても、すね肉や肩肉など低需要部位をいかに活用するかが重要であると食肉加工処理業者から伺っております。通常、食肉加工処理業者が1頭買いする場合には、こうした低需要部位をミンチやカレー具材として加工販売する、あるいは季節により需要の高まる部位については長期冷凍に回すなどの工夫をしているとのことであり、牛を1頭買いして販売することの難しさについて、本事業を展開していく中で解決しなければならない大きな課題であると考えております。

いずれにしても、海藻を食べた牛が健康に育つことはこの2年間で明らかとなりましたので、このエビデンスを基にブランド牛として確立させていくことを目指して、最終的には民間主導の取組として、新たなブランド牛を安定的に生産できる体制づくりとふるさと納税返礼品としての活用に向けた商品開発などについて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） ただいま、前向きに取り組んで、少しでも早くブランド牛開発に向けて、様々な方面で事業者等も募集しながら取り組んでいくということで、そういう答弁をいただきましたので、ぜひともこれはスピード感を持って取り組んでやって今後いただきたい

いなということを申し上げたいなと思います。再質問はございません。

3番目の質問に移させていただきます。学校給食に地元食材の利用を増やせないかという点でございます。

新年度から小中学校の給食費の無料化を実施することになり、保護者の経済的負担がさらに軽減されることとなります。一昨年のへき地保育所への給食提供と併せて、地域全体で子供たちを育てているという視点での取組であります。実施に当たり、一昨年のへき地保育所への給食の提供、本年度からの小中学校の給食無料化に対して、町長の思いというものをまずお聞かせいただきたいと思います。

新設された学校給食共同調理場も順調に運営され、また、ふるさと給食では食材を提供していただいている団体、事業主の方には本当に敬意を表します。食材の調達について、以下の点について教育長にお伺いしたいと思います。

給食1食当たりの単価設定の基準についてはどうなっているのか。

また、食材納入先の選定、決定方法、また、この食材の納入先については年に何回入札とを行うのか、そこらについてお聞きします。

3番目には、地元産の食材、本町の事業者の加工品の使用回数を増やし、経済の活性化を図ることも大切と考えるのがいかにかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の学校給食における食材の調達についてのお尋ねにお答えいたします。

地域全体で子育てをするという視点の取組であるが、実施に当たり町長の思いを含め所見を伺うとのお尋ねですが、全国的にも人口減少・少子高齢化が進んでおりますが、その対策の一つとして子育て支援の充実に特に力を入れています。これまで子育て応援チケットの贈呈、大学生までの医療費無料化、国に先駆けて保育料、幼稚園の無料化をはじめ本年度から伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金の一体的事業実施など、様々な子育て環境を支援する取組を進めてまいりました。令和5年4月からは、新たに小中学校の給食費の無償化を行い、保護者の経済的負担を軽減し、さらに安心して子育てをできる環境づくりに努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目と2点目のお尋ねについては後ほど教育長からお答えいたしますが、3点目の地元産の食材、加工品の使用回数を増やし、経済の活性化を図ることも大切ではとのお尋ねにお答えいたします。

釧路管内町村では、平成22年度より釧路町村会地域づくり広域プロジェクトの4つのプロジェクトチームのうちから、活力ある農畜産プロジェクトチームにおいて、管内で生産、漁獲される地域食材を各小中学校の給食に提供し、地元食材のすばらしさを児童生徒に知ってもらいたい、同食材の活用を促進することを目的に、ふるさと給食を開始しました。当時は10月をくしろふるさと愛食月間と位置づけ計2回の地域食材を使った給食を提供しており、1回は地元以外の食材を使った給食を、1回は地元食材を使った給食を提供しておりました。なお、この取組は、平成28年度に地域食材を活用した取組が一定の成果を上げたことから、

プロジェクトチームとしての取組は終了しましたが、毎年行われる当該取組が定着し、地元産の牛肉や大根を使った料理が提供されるふるさと給食を子供たちが非常に楽しみにしていたことから、平成29年度からは町の単独事業として、さらに平成30年度からは対象を保育園、幼稚園にも広げ、地元及び地域食材を使ったふるさと給食を今日まで継続して実施しております。

なお、今年度につきましては、昨年10月26日に小中学校、10月28日に保育園、幼稚園でふるさと給食を実施し、地元産の牛肉を使ったスタミナいため、地元産の大根、ニンジンを使ったサラダ及びゴボウスープなどが提供され、子供たちからは、すごくおいしい、また食べたいなどの大好評を得たと報告を受けたところであります。

今後においても、この取組を通じ、地元食材のすばらしさを子供たちに伝えるとともに地域産業の活性化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

学校給食における食材の調達について、1点目の給食1食当たりの単価設定の基準はどのお尋ねですが、学校給食費は、学校給食法第11条の規定により、施設や設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者が負担、それ以外の経費、いわゆる材料費相当を学校給食費として保護者が負担することとなっており、単価設定の基準として、主食（米飯、パン、麺）、副食（野菜、肉、魚介、乳製品、果物、調味料等）、牛乳の小学生、中学生、高校生の使用量にそれぞれ食材単価を乗じ、その合計額を1食当たりの単価としております。

次に、2点目の食材納入先の選定、決定方法は、また、毎回行われるのかとお尋ねですが、納入先選定は町内業者での取扱品目のあるものは優先し、その他の食材は給食材料取扱業者を選定し、基本的には見積書を徴取し、より安価なところに決定しますが、町内業者において納入可能な食材については直接の取引をする配慮をしております。

次に、ふるさと給食の実施回数であります。学校給食で年1回及び幼稚園、保育園においても年1回実施しております。また、ふるさと給食という名称ではありませんが、毎月1回、地元産飲むヨーグルトの提供、標茶高校産野菜使用の夏野菜カレー、高校生との食育推進事業による高校産食材カレーライス、地元産の大根やニンジンというふるさと食材を使った給食、全国学校給食週間では、釧路管内産昆布、塘路湖のワカサギの提供といった給食を提供しております。

3点目の地元産の食材、本町の事業者の加工品の使用回数を増やし、経済の活性化を図ることも大切と考えるがいかがかとお尋ねですが、これまでも安全で安心な学校給食の提供を基本とし、目に見える食材として地元食材の活用に着目しております。衛生面、使いやすさ、価格が学校給食の求める基準であれば、可能な限り地元産食材や加工品を使用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 単価設定から納入先の選定とか地場産の食材ということで、先ほど

の教育長の執行方針の中にも、地元産の食材を使用する量を増やしていくというあれも執行方針にも書かれてありました。そういうことでは、ぜひともよろしくお願ひしたいのですけれども、ここで、やはり給食費1食当たり単価、今、教育長の答弁の中で、いろんなことが加味されて1食当たりの単価が決定されているということですから、ちなみに小学校の給食の単価と中学校の給食の単価を教えてくださいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

現行、令和4年度の単価でございますが、小学校222円、中学校と高校生は同額で260円です。なお、この間の物価高騰と食材の高騰がありまして令和5年度からは値上げをさせていただきたいということで、先般、給食運営委員会、それから教育委員会の議決もいただきまして、小学校については245円、23円の値上げ、中学校、高校生については285円、25円の値上げということで、令和5年度から考えております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 本当に食材費が上がって、これは確かに理解できます。そういう中での給食費の無料化ですから、当然いろんな面で町の負担も増えてくるということは十分理解できます。そういう中で、いかに地元産の食材を使ってもらえるように地元の事業者の方たちにも頑張ってもらいたいなと、ぜひともこの中で取り上げてもらえるような単価を考えて、入札に参加していただきたいなというふうに思っております。

ちょっと先ほど同僚議員からアドバイスも受けたのですが、非常に年間のエゾシカの捕獲頭数が増えているという中で、もしあれだったらエゾシカの肉等、いわゆるジビエ料理ですか、そういうようなことも今後この可能なのか。ちょっとこれは通告外なのですが、駄目なのかな。可能なのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えになるかちょっとあれですが、お答えさせていただきます。

まず、給食材料に使う衛生面とか、先ほど教育長が答弁したように当然そういう基準がございます。今お話あったジビエの部分で、それらの基準を当然クリアしているものであれば材料としては使えるのかなと思いますが、その辺のところ、あと価格面もありますので、その辺のところを考慮した上で、活用できるものであれば活用させていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） そういうことでは標茶の猟友会の人たちにもぜひ頑張ってもらいたいなと思っております。

次、行っていいですか。

では、最後の質問に行きます。4番目には、釧路川整備計画改定の内容はということでございます。

開発局は、2008年に策定した釧路川水系河川整備計画の見直しを進めているという新聞の

記事報道がされました。2月3日の道新に載っておりました。記事によると、気候変動に伴う近年の自然災害の激甚化を踏まえ、釧路川上流の氾濫対策を強化する方針と。今後30年間で対象期間とする原案であります。地球温暖化で平均気温が2度上昇すると、道内の降雨量は1.15倍増化し、釧路川が氾濫しやすくなり、特に市街地の中を流れる標茶町の被害が大きくなるということでもあります。原案では、氾濫せずに流れることのできる町内の水の量を引き上げることを盛り込み、川の道筋を掘削し、流量を確保するとしております。

この計画では工事を行う範囲はどこまでなのか、河川敷公園に影響は出ないのか、また、今進めております本町の内水対策との関連はどう捉えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の釧路川整備計画改定の内容はのお尋ねについてお答えいたします。

近年、大雨等による洪水が全国的に発生しており、各地で甚大な被害が続いております。本町でも近年では、平成28年、平成30年、令和2年と3度の洪水、浸水被害が発生しております。将来においても特に雨の降り方は変化することが予想され、北海道では気温が2度上昇した場合、降雨量が1.15倍、4度上昇した場合には1.4から1.5倍の雨が降ることが予想されているところです。

現在の釧路川水系河川整備計画は平成20年3月において整備したものです。今後の気候変動等を勘案し、変更が予定されていると伺っております。計画変更の要点は、釧路川開運橋付近の流下能力を現行の1秒間に780トンの水量から1.5倍程度の1秒間に1,200トンに引き上げることを計画されております。また、平成28年の大雨により堤防ののり面滑りが発生したことを受け、調査、実験を行った結果、堤防ののり面を緩やかにする工事を実施することとされています。また、河川敷を1メートル程度切り下げ、先ほど申し上げた1秒間に1,200トンの水量を確保するという計画が示されたところであります。

ご質問の1点目の工事を行う範囲、先ほど申しました堤防ののり面を緩やかにする、あるいは河川敷を切り下げる範囲についてですが、多和川と釧路川の合流地点から五十石橋の付近までと説明されているところです。

2点目のご質問の河川敷公園への影響についてですが、多和川と釧路川の合流地点から五十石橋の付近までの堤防ののり面を緩やかにする、あるいは河川敷を切り下げることになれば、河川敷の公園あるいはパークゴルフ場にも影響が生じるものと認識しております。この計画は河川法という法律に基づき実施されており、その計画の改定には、地域住民からの意見聴取あるいは関係機関との連絡調整や協議を経て計画変更の決定がなされると承知しております。

これに基づき、本町役場庁舎での計画の閲覧、あるいは令和5年2月2日に、ういずにて北海道開発局主催の住民説明会を実施しました。参加は4名ということであり、河川敷の形状などが変更される可能性があるという、町民にとって影響のある事案であることから、より住民への説明をお願いしたいと町から要請し、2月20日に役場において市街地の町内会長との意見交換会を実施したところです。出席いただきました町内会長からは、災害対策とし

ての内容は理解するものの、河川緑地は町民の憩いの場となっており、景観もすばらしいし、そういった観点から河川敷を切り下げる工事は最小限にとどめてほしい。川の中の土砂堆積分あるいは中州ができやすくなっていると感じる。環境面にも配慮しながら、それらの対応を検討してほしい。右岸側、常盤側ですね、それから左岸側、旭、富士側のパークゴルフ場や公園には手をつけずに残していただきたいとの意見が出されたところであり、これらの意見を出席町内会の意見として国に提出したところです。町としましては、町の皆さんにとって河川敷公園は憩いの場として大きな役割を担っている場所と認識しており、町内会長の皆さんの意見と同様の意見を国に対して要望したところでもあります。

3点目の内水対策との関連についてですが、令和4年度から3年をかけて釧路川の樋門封鎖による内水氾濫の対策を計画書として取りまとめ、その後のハード対策の基礎とすべく現在進めているところです。国における今回の計画変更により、現在よりも釧路川の流下能力は高まるとされていますが、内水氾濫の可能性は今後も想定されると判断しております。引き続きそれらの内水被害の未然防止対策をはっきりと進めていく必要があると認識しているところでもありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 私も役場調整内のロビーに置いてある閲覧資料をちょっと見させていただいたのですが、非常に膨大な量であったのでなかなか理解ができなくて、要約したのがこの道新の記事だったと思うのですが、その中で、各町内会の会長さんを集めての意見聴取をしているということで、いろいろと要望が出てきたとは思いますが、基本的には河川敷を利用した公園と緑地公園、確かに町民の憩いの場でもありますけれども、私は最終的には町民の命と財産と生活を守ることが大前提だと思っておりまして、そこら辺はきちっといろんな会議の場で納得するような方向性をきちっと出していいただければ、私はそれで結構かなと、そういうふうに思っておりますので、これは町の事業ではないですから、あくまでも開発局の事業でありますし、河川敷はそれを借りて使っているという状況でございますので、そこら辺は今後ともよろしく取り組んでいていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で、松下君の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 4時42分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 深 見 迪

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年3月6日（月曜日） 午前10時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議員提案第1号 標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第 3 報告第 1号 専決処分した事件の承認について

第 4 議案第 2号 土地の処分について

第 5 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 4号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 5号 標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 8 議案第 7号 標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 8号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 9号 標茶町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第10号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第11号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第12号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第13号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

議案第14号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第15号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第16号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第17号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第18号 令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（13名）

1 番 渡 邊 定 之 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 長 尾 式 宮 君	4 番 松 下 哲 也 君
5 番 熊 谷 善 行 君	6 番 鈴 木 裕 美 君
7 番 齊 藤 昇 一 君	8 番 深 見 迪 君
9 番 本 多 耕 平 君	10 番 黒 沼 俊 幸 君
11 番 鴻 池 智 子 君	12 番 後 藤 勲 君
13 番 菊 地 誠 道 君	

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 ・ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
選 管 事 務 局 長	
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼	服 部 重 典 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 係 長

中 島 吾 朗 君

中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） それでは、私から通告に沿って町長、教育長のほうに質問いたしたいと思います。先にお断りいたしますけれども、この件については、私、幾度か質問し、再質問になろうかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと、このように思います。

給付型奨学金制度を設けるべきということで、お伺いいたしたいと思います。

本町における核家族化、そして高齢化が進む中でも、標茶に生まれ、標茶で生涯を過ごせてよかったと多くの町民が思い願うまちづくりになっているのでしょうか。

各種福祉支援、子育て支援など厳しい町財政の中でもスピード感のある各種事業を展開しなければなりません。私はさきの議会でも質問いたしましたが、人材教育、人材確保は各種施策を支える立場から給付型奨学金制度等を設けるべきと、改めて町長と教育長の所見を伺いたいと思います。

さきの全員協議会でも説明された町立病院の看護師不足による運営問題、さらには、やすらぎ園を含む介護士不足、保育士不足など多岐にわたる人材不足が現実であります。本町の責任で持続的に人材を育て、確保することこそ行政の責任であると考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 9番、本多議員の給付型奨学金制度を設けるべきとのことのお尋ねにお答えいたします。

教育委員会では、現在、標茶町育英資金貸付基金により、学校教育法に定める高等学校、短期大学、大学、高等専門学校や専修学校に進学、在学する町民に対して、学資金を無利子で貸付けする制度を設けております。また、医学、歯学、獣医学、薬学課程の専門資格を取得して、大学卒業後10年以内に本町に居住し、その資格専門職として町内の企業等に10年間就業した場合、貸付金の償還を免除することができます。

議員お尋ねの給付型奨学金制度の創設であります。教育委員会として新たな奨学金制度の創設は検討しておりませんが、標茶町育英資金による奨学金制度における看護師や介護士、保育士等の資格専門職枠の拡大や貸付金額の拡充については、制度の在り方も含め育英審議

会のご意見をいただきながら研究を進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の給付型奨学金制度を設けるべきのお尋ねにお答えいたします。

1点目の給付型奨学金制度の創設につきましては、基本的にただいまの教育長からの答弁のとおりと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の本町の責任で持続的に人材を育て、確保することこそ行政の責任であると考えますがいかがでしょうかとのお尋ねにつきましては、人材確保の一環として先ほど教育長から答弁のありました標茶町育英資金貸付基金の活用も一つの方策と考えておりますが、現実としては、一つの地方公共団体で必要とする全ての専門職の人材を育成していくことは非常に困難ではないかと考えております。ただし、人材確保の観点から奨学金制度は有効な部分もあるかと考えておりますので、早急にどのような形の奨学金が望ましいのか、どの分野に集中して専門職の人材を確保していくのかなどの制度の在り方等を含めまして、研究を深めてまいりたいと考えております。人材確保につきましては、引き続き努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） ただいま教育長と町長のほうから大筋でのご答弁をいただきました。私のメモっている限りでは、先般、私が議会で質問した内容と全くと言っていいぐらい同じ答弁をいただきました。といいますことは、さきにも述べましたように、特に私はここで職種を指定するわけではございませんけれども、今、町長のほうからも、本町における全ての人材不足に対する、いわゆる給付型というのは難しいというような、考えていないというか、難しいというか、ご答弁をいただきました。

私は、この中で言っていますように、特に全ての職種とはここでは申しておりませんし、さきの議会でも申してはおりません。ここで固執するわけではありませんけれども、当時は獣医不足ということで、大変NOSA Iとの関係も、私、調査してまいりましたし、あのときには特に産業の面から獣医師の問題も質問いたしました。そして、さらにまた、保育士、看護師というような問題、医療の問題からも質問いたしました。その中で、どうすれば人材を確保できるのかということで、ご答弁を求めました。そのためには、今の育英制度の中での本町での奨学金を、育英資金を目的によるやはり給付型にしたらいいいのではないのかということを実は求めました。そのときに、残念ながら現教育長ではありませんでしたけれども、最終的なご答弁の中では、当時は議員に同感はある、意を共にするものですが、いわゆる育英審議委員会等の中で検討してまいりたいという実にご答弁をいただいております。私は、それを実は楽しみにしております。

その後、この中でどのような、さきの私の議会での給付型に対する、特にあのときは申しましたけれども、産業に関わる獣医師の問題あるいはまた医療、福祉における医者あるいは

また看護師、介護士等々の、保育士も含めてですけれども、そのような内容を審議会で検討されたのかお答えをいただきたいと、このように思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

育英審議委員会の中でどのような議論経過だったかというご質問かと思いますが、今、議員からご案内のとおり、何度かこの育英資金の部分につきまして、議会の場でもご質問いただいているということは承知しております。

今お話のあった貸付金の償還免除の部分では、平成30年4月から医学、歯学、それにプラスして獣医学、薬学を追加するという制度改正をさせていただいております。その後、今お話のあったそのほかの専門職枠も含めてどのような経過、検討しているかというご質問かと思われすけれども、毎度、育英審議委員会、年に1度、2度の開催なのですけれども、その中では委員のほうからも制度の在り方含めて意見をいただいているところでございましたが、その後については、まだほかの専門職枠への拡大等々については、ほかの町村等の状況も踏まえながら、もう少し研究が必要かなというところでのご意見であります。

現在、こちらとしても、ほかの町村も含めて調べたところ、本町の奨学金制度、今の育英資金の部分でございすが、他町村でいくと、看護師枠、それから准看護師とか、そういうところへの拡大も見られております。あとは、本町の場合、10年以内に就職し、10年間就業した場合に償還免除という制度になっておりますが、ここについても他町村の場合はもう少し期間も短い制度になってきているところもありますので、これらも含めて、本年度ももう4月にはこの育英審議委員会を開催する予定でありますので、その中でどのような制度が今の時代に見合って、さらには専門職がやはりUターンして本町に就職をされるという意味で、その制度はどうあるべきかという部分については、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 研究している時間がないわけです。今、課長のほうからお話のあった医療のほう、特に本当に医療は専門でしょう。ということで、医者等々の話が出ましたけれども、本町におけるいわゆる人材不足ということ考えたときに、もちろん町立病院の医者不足については、町長はじめ皆さんが毎年のように道の中央へ行っての要請運動をしていることは十分理解しておりますし、医者不足というのは本町に限らずということは理解いたします。

結局、標茶の人材確保と言うだけで、前とお答えは同じなのです。私がここでもう一言申し上げたいことは、人材の育成ということを絡めての人材確保ということ奨学金育英資金の中で、やっぱり教育委員会なり町のほうがそれをきちんと理解をし、待ったなしの施策を私は講じるべきだなと思っているのです。もう一点伺いたいしますけれども、奨学金の保護者の限度額というのがありますよね。例えばどなたでも奨学金を受けられるわけではなくて、保護者の所得によってイエス・ノーが出ると思うのですけれども、所得の上限は幾らでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

所得の上限、世帯数、家族数によっても変わるものですから一概に幾らという数字は言えないのですが、数字は後ほどお知らせしたいと思います、通常の世帯収入で、ちょっと数字等が今手元にないものですから、そこについて後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） なぜ私がこういう質問したかといいますと、私が議会で質問した後、地域の高校生が獣医になりたいと。そして、できれば地域のNOSA Iに勤めて標茶で頑張りたいのだという、実はそんな高校生がいました。聞いたものですから私はすぐ、結果としてはどうなるか分からないけれども、いわゆる給付型のということではないにしても、奨学金を求めて、私大に行ったものですからね。教育委員会に相談しなさいと言ったら、父兄の方がすぐ行ったようです。そうしたら、物言わず、おたくは収入が多いから奨学金は無理ですと言われたと。

それで私は、ちょっとここで言いたいことは、今、子育て支援あるいはまた児童手当等々でもって、いわゆる教育も含めて子供たちの支援というのは大きな今、渦になっていると思うのです。そういう中で、特に卒業した後は地域に帰って貢献をしたいという、そういう子供たちに私は率先したやっぱり支援をしていただきたい、するべきだということをまた改めてここで申し上げたいのです。

さらにまた、その上限ですが、もしあるとすれば、調べに行ったからお聞きしておきますが、何年に上限という規則ができていたのか。それによっても、今こういう時代ですから、それを見直す時期に来ているのではないのかなんていうこともちょっと言いたかったわけですが、それは後ほどにして、どうすれば人材を養成できるか、確保できるかということに改めて教育長も、前の教育長は検討したいということを私に約束してくださいましたので、改めてその審議会の中で在り方、さらにはあのとき申したことは、中学校あるいは高校のほうにこういう制度がありますよと、地域でもって活躍していただきたいと、こういう制度を十分利用していただきたいというようなやっぱり後ろにそういう施策があれば、教育委員会としても子供たちを育てる、あるいは教育する面では大きな力になると思うので、ぜひそれをお願いしておきたいと思うわけです。

さらに、町長のほうにお伺いいたしますけれども、毎回の町政だよりあるいはチラシでもって看護師あるいはまた介護士、保育士の、いわゆる会計年度任用職員の募集をなさっております。これはやはり応急処置として仕方がないと私は思うのです。常にしなければならないと思うのです。

しかし、ここで私が言いたいことは、持続的にその人材を確保するためには、やはり教育から始めなければならないだろうと。教育をすることによって人材が確保できるというふうに、私は、これは長い目で見たやはり施策を取っていかないと、足りないときになって初めてチラシをまくですとか、町政だよりに出すぐらいでの人材確保は難しいと思うのですが、

その点、教育の関係については教育委員会で仕方ないのですが、人材確保という面で、町長のこの施政方針の中にも一言もなかなか出てきていないのですね。私はかなり、先般、町長がこれを朗読されました。私もその後読み返しましたが、どうその人材を確保していくかということを、いろんな事業の展開はありますけれども、一番大事な人材の育成確保というものには一言も触れられていないというふうに私はこの施政方針を見て読んだのですが、その施策の中で事業展開は、くどいようですが、もちろんですけれども、そのために必要な人材、先ほど町長は全ての人材を確保するのは難しいような言い方をしましたけれども、特に福祉、これからの標茶町の高齢化を迎えるときに、あるいはまた現在の町立の施設あるいは民間の施設を通してでも、人手不足というのは、人材不足というのは、もう目に見えているわけです。今後これらを補っていかないと、とんでもない施策倒れになってしまうと思うのですが、いま一度、町長、ちょっとそのお覚悟を、覚悟の弁をいただきたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

議員から人材育成について、るる今ご質問あったのですけれども、ただ、基本的な考え方としては、一つの自治体が全ての人材、専門職を養成するというか、そういったことはやはり基本的には困難だと。その基本的な考えについては変わりありません。

ただ、こういう情勢の中で、これまでも例えば介護関係の人材育成として資格制度に対しての助成制度を設けたり、それぞれ状況に応じてやってきております。今回、特に看護師の不足というのが一番緊急の課題かと、そんなふうに思っていますので、これについては、現在ある奨学金制度の中では一定程度まだ整理すべき課題は、今、議員から指摘のあったように、例えば所得制限とか、いろんなことで意外と町民が本当に自由に使えるような形になっていないとか、そういった部分を精査しながら、さらに緊急に対応しなければならない部分については、令和6年度の募集に間に合うように、どの分野が、例えば町が本当に最優先で取り組まなければならないのか、先ほど言いましたように、全てというのは難しいと思っていますので、取りあえず今挙げられるのは看護師部門、それから保育士部門かな、そんなふうに思っていますので、そこについて、今、町が単独で人材を確保するためにどういうことができるのか、早急に検討していきたい。できれば令和6年度の募集の中で、もう5年度終わってしまいますので、一番の直近では6年の募集の中で有効に提案できる形が示せないかどうか、その部分について早急に検討を進めてまいりたい、そんな考えでおりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） どのように令和6年度の予算の中に示せるか研究したい、検討していきたいということで、私は大いに期待をしたいと思うわけですが、私も本当は町長と同じです。町内あるいはまた町事業の中で、行政の中で人材全てをとということを求めることは、これは不可能でしょう。それは理解いたします。

しかしながら、表に出ていることは一番厳しいことは同じですね、町長ね。お医者さん、

看護師さん、介護士さん、保育士さん、今、4士（師）の例を挙げましたけれども、いわゆる子育てと福祉関係の人材が、これは本当に常にいつの議会でも、いつの町政だよりも、この苦しみは出ていることです。確かに短期的に応急的に、何回も言いますけれども、人材を求めること、それも大事ですけれども、私が言いたいことは、繰り返します。人材を育てて、それを確保する。これは中学生、高校生をやはり求めていく。そのためには、持続的なやっぱり給付型の奨学金を使って、言葉は悪いですがけれども、ひもつきになるかもしれませんけれども、本町で働いていただけるのであれば給付いたします、どうか頑張って勉強して資格を取って本町に住んでください、仕事してください、そういう施策を令和6年度の予算には、ぜひ私は、気配りをした、めり張りのある予算措置をお願いしておきたいと思うのです。

さらにもう一点、私は前の議会でも言いましたけれども、そういう方々がもし本町育ちでなくて、あるいは移住してくる方々にそれなりのやはり移住政策の中で恩恵を与える、恩典を与えるようなやっぱり施策をできないのか。特に住宅を建てるですとか、あるいはまた住宅がないから公住に住みたいとか、そういう方々へのやはり目に見えた支援施策を、他町村の例を取るの失礼ですけれども、他町村ではありますね。これは移住の方々へですけれども、いわゆる町有地を宅地にして分譲して、そういう優遇措置を取っているとか、いろいろありますけれども、何らかのそういう若い人たちあるいはまた世帯を持った人たちでも本町で働ける条件として整えることも、私は一助ではないかと思います。その点も踏まえて、これは2回目の質問ですので長くなりますからやめますけれども、どうか一度、さっき言った緊急を要する人材確保のために恒久的な人材教育と、それを求めての確保ということでの施策をいま一度ご検討していただきたいということを言って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 先ほど世帯収入といいますか、その質問でありまして、失礼いたしました。

例えば世帯員が2人だとした場合には、高校生の奨学金をお借りする世帯であれば、1世帯当たり229万円、大学生ですと282万円、これら世帯員によっても数字がもう少し、3人だと高校生264万円、大学生328万円というような数字に、それが上限になります。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） もうちょっと、では質問させてください。ごめんなさい。

これは何年の設定ですか。例えば高校生であれば229万円、大学生であれば282万円というようなことを今言われましたけれども、決定されたのは何年ですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 失礼いたしました。基準は平成15年に制定しておりますが、最終は平成20年に改正をしておりますので、平成20年が今のこの現在の数字になっております。

○議長（菊地誠道君） 副町長、牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、先ほど議員から最後の部分にあったことも含めて、私のほうからでもご答弁をさせてもらいたいと思うのですけれども、現行の育英資金、教育委員会に所管してもらっている部分なのですけれども、こちらのほう、第1条、目的のところでは、「経済的理由によって進学又は在学困難な者に対し学資金を貸し付けし」というふうになっております。貸付型の奨学金の目的でよくうたわれている部分なのですが、経済的理由によって学業を諦める、そういったことがないように支援をする制度だというふうに理解をしております。そこからすると、今回いただいている質問の人材確保という部分で言うと、今のままではなかなか合致する部分がない。前回改正していただいたときには、対象を獣医師等に広げるという部分でしたので、目的まで変えずに条例改正をさせてもらって、制度変更をさせてきてもらったというところであります。議員からご指摘のあるように、社会情勢、特に本町の人材の関係が厳しくなっているという中では、そういった目的の部分も含めて抜本的な改正も頭に入れながらやっていかななくては難しいところがあるのかなというふうに考えているところです。

町長から早急にというところで令和6年度の作業に間に合うように研究、検討を進めたいという答弁をさせてもらいました。そういったところで、ご案内のとおり、現在、世の中にある奨学金、主なものは給付型、それから貸付型、それから人材確保という点では、各自治体で自分のところの奨学金制度によらない方であっても、我が町に職を求めて、その職についてくださる方に対して、持っている返済額の一部または全部を補助等の形で優遇するという、そういう制度を設けているところもあります。この先の検討については、それら総合的なものを考えながら財源等も含めてやっていかなければいけない、そういうふうを考えております。

それから、その研究の中で難しさを感じているところをちょっと申し上げさせてもらいたいのですけれども、本町、不足する人材を標茶の制度で設けたときに、例えば給付型、進学段階で給付型の奨学金を差し上げた。そのときには人材が非常に不足していて困っていた。何らかの事情で、修学している最中にそれらの職が埋まってしまった。では、その子の対応をどうするか。そういったところもちょっと詳細に検討しなければいけないというふうに思っております。人材を育てるところと、それからその後の就業のマッチングというところ、それから根本的には子供たち、可能性を秘めているわけですから、標茶で勉強して標茶で職についてもらう、そういったことも考えてもらいたいというところはありますけれども、全てが全て本町制度で優遇できるわけではないというところで、ちょうどいいあんばいというのがどの辺になるのか、少し難しいなというふうに感じているところであります。

それから、先ほどのご指摘の中で、住宅のことも触れられておりました。実際、今、不足している部分で、派遣会社をお願いをして人材確保をしようと試みている部分がありますが、先方から伝わってきているのは、札幌などの都市部については賃貸アパート等が豊富にあって、下手をすると大きな荷物を持たないで引っ越しをすることができる。だから、まだ人材は動くのだけれども、地方に行くと、標茶もそうですけれども、そういった住宅事情が悪い。あるいは標茶で就職しようとしたときに、家財道具一式を揃えて、あるいは引っ越し

業者に頼んで来なければいけないという大がかりなことになってしまうので、なかなか手を挙げる人がいない。そんなようなお話も聞こえておりまして、ご指摘いただいた奨学金制度を整備するというのは意を同じくするところでありますけれども、それだけではなくて、いろいろな需要を考えながら総合的な対策を打たなければ、勉強はできたけれども住むところがないから帰れないとか、そんなことも起きるのではないのかなというようなことを今これまで検討する中で想像してきたところでありますので、それら総合的な研究、検討のための時間をいただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 副町長の今お話を聞いていると、ああ、そうなのか、ちょっと厳しいのかななんて私は思わないですよ、あなたね。

確かに、奨学金あるいはまた育英資金の制度の中に、大きな目的は、やはり家庭の経済的な理由によってということが大きなものがあるでしょう。あるいはまた、先ほどから副町長のほうでいろいろと無理なのだというような、それを前提にしたような実は、首を振りますけれども、ちょっと無理なのだ、厳しいぞと、この検討する課題は大き過ぎるというような私は町長のお答えだったような気がいたしますので、それを乗り越えてこそ、標茶の今問題になっている人材不足を解消しなければならないという、私は逆に、今の副町長のお悩みの言葉を、それは檄を飛ばしておきたいと思うのですよ。ぜひ、そういうことであるからこそ、一日も早く委員会なり検討会なり、次年度あるいは次世代に向けての持続的な確保のためには何をしなければならないかということを私は真剣に、取り組んでいないとは言いませんけれども、取り組んでいただきたいのですよ。

これ、私、昨年だったかな、この議会で質問したことは。したがって、このことが、何回も言います。人材の確保は限られたものになるかもしれませんけれども、ぜひこの奨学金育英資金制度の中で解決できるものがあれば、いち早く取り組んでいただきたい。先ほど報告ありましたように、上限額が高校生229万円、大学生282万円、時代が変わってきているのです、時代が。今、いろんな補助制度や何か制度にも所得の上限というのがあります。これ、今、平成20年に最後に改めたと言われていました。何年たつのだといたら、今、長尾さんのほうから30年か。

（何事か言う声あり）

○9番（本多耕平君） そのぐらい、頭でちょっと計算できないぐらいもう昔ですよ。

（何事か言う声あり）

○9番（本多耕平君） 6年か。

（「15年」の声あり）

○9番（本多耕平君） 15年。生まれた子供がもう中学生卒業しますよ。ぜひその辺も、今、本当にこれが妥当なのか、所得制限というのが妥当なのか、その所得制限が妥当かということが子供たちの夢をまた絶つことにもなるのです。ぜひ、いま一度、229万円というのが高校生ですね、大学生が282万円。これが高いか安いは、ちょっと私は理解できませんけれども、今の経済情勢の中でどうなのかということも含めて、いま一度、課長が答えられたように、

いわゆる育英資金の審議会の中で、繰り返しますけれども、できれば人材教育、人材確保の面からも、もうちょっと子供たちが、あるいはその家庭が十分に教育を受けて、そして本町のために支えられるような人材確保のためにご検討していただきたいということを願って、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問申し上げたいというふうに思います。3点通告しておりますが、まず1点目はフッ化物洗口の中止をということで、同僚議員が先ほど何度もというご質問をしていた経過がありました。私も同僚議員のほうから、またやるのか、何度もやるのかというふうに控室で言われましたけれども、諦めません。

フッ化物洗口の中止を求める。

虫歯予防のためのフッ化物洗口は安全に疑問があるとして、平成26年6月以来何度か一般質問で中止を求めてきましたが、残念ながら中止されていません。

新型コロナ感染症が流行し、3年経過いたしました。患者数は減少していますが、いまだ収束となっておりません。フッ化物洗口を実施している幼稚園、保育園、そして小学校での保育士や教師の皆さんは、消毒等、感染予防には大変な思いで取り組んでおられます。また、フッ化物洗口でさらにご苦勞をされております。それはフッ化物洗口によって、うがいによる飛沫感染を懸念しているからでないでしょうか。

昨年、小学校はコロナ感染予防の観点からフッ化物洗口を実施していないと聞いております。5月からコロナ感染症はインフルエンザと同様に緩和の方向になりますが、感染の心配は今後も続いていきます。安全性への疑問と感染拡大防止からフッ化物洗口は中止すべきと考えますが、いかがですか。疑わしきは使用しないが基本姿勢ではないでしょうか。今年度から実施しないよう求めますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のフッ化物洗口の中止をのお尋ねにお答えいたします。

本町では、平成24年度から保育園でのフッ化物洗口を実施しているところであります。令和4年第2回定例町議会の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、フッ化物洗口につきましては、乳幼児期から行うことが虫歯予防の観点から有効な手段となっており、フッ化物洗口を中断した場合に、虫歯の罹患状況の悪化を招く可能性が高まると言われております。

コロナへの対応は緩和の方向にあるが、感染の心配が続くことと、フッ化物への安全性の疑問が解明されていないことから、フッ化物洗口は再開すべきではないと考えるのがいかにかのお尋ねですが、安全性につきましては、一般社団法人日本口腔衛生学会では、WHOのほか、世界の150を超える医学、歯学、保健健康機関により適切に行われるフッ化物洗口の虫歯予防方法は安全で最も有効な公衆衛生的方策であると合意されてきている。我が国においても、日本口腔衛生学会、日本歯科医学界、日本歯科医師会、厚生労働省、日本学校歯科医会

によりフッ化物洗口の集団応用が奨励され、その有効性が一貫して確認されてきているとしており、安全性には問題ないものと考えているところでございます。

前段申し上げましたとおり、フッ化物洗口は虫歯予防対策の観点から有効な手段と認識しているところでございますので、引き続き感染症対策を実施しながら継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

議案ご案内のとおり、町内小学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、フッ化物洗口は現在中止しております。

フッ化物洗口を再開すべきではないと考えるがいかがかとお尋ねですが、フッ化物洗口の安全性への疑問は、ただいま町長が答弁したとおり、教育委員会においても問題ないと考えているところでありますが、実施に当たっては、強制ではなく、ご家庭の意向を尊重した上で行っております。

今後におきましては、感染症対策が講じられ、体制が整った場合に再開を考えており、中止する考えはございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 残念な答弁をいただいておりますが、フッ化物洗口というのは、保母さんにおいても、教育現場においても、本来の職員の業務以外のことではないかというふうに私は思っております。国のガイドラインとはいえ、なぜ集団でこの実施をしなければならないのか、まず伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

なぜフッ化物洗口を行わなければならないかというご質問でございますが、先ほど町長からも答弁あったように、口腔衛生学会、歯科医師会等々からも推奨されているものであります。

本町の場合、令和4年の歯科健診の結果としても、これは12歳の児童生徒を数字に出したものですけれども、平均で1.57本の虫歯を有していると。これは全国平均は0.63、全道で1.0という数字で、本町の場合が極めて虫歯の率がこの間もずっと高い状況が続いております。そういう意味からも、やはり虫歯予防等々については、学校衛生の部分も含めて、このフッ化物については有効な手段ということで実施をすることで、なぜ必要かというところはそういう考えでございます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長、浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

集団での実施というようなお尋ねというふうに理解をしておりますが、保育園の部分で言いますと、対象のお子さん、令和4年度ですけれども、95名いらっしゃいまして、そのうち87名の方が実施を希望しております。そういった部分で希望される方、皆さん実施をしたほう

がよいのではというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 両方とも教育委員会も保健福祉課のほうも、なぜ集団でやらなければならないのかというところを私はご質問しました。ご答弁で標茶町の虫歯12歳が多いのだということをおっしゃられましたね。それだから集団でやるというふうに理解しろということなのですか。

それから、保育園のほうも90数名のうち87名の希望者がいるから、集団でやるということの理解をすればいいのですか、それでは。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 失礼いたしました。なぜ集団での実施が必要かというご質問でございますが、実施に当たっては、先ほど教育長が答弁したように、強制ではございません。希望者について実施をするという中で、個別個別で学校で、例えばフッ化物洗口をやるといった場合に、当然教員なり養護の先生等含めて、その場合に対応がやはり個別個別では難しいと思います。その実施に当たって、やはり時間を決めて、この時間に実施をするということによってやっておりますので、そういうことで集団での実施ということになっております。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長、浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 集団の部分でのお尋ねにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、一般社団法人日本口腔衛生学会におきまして、フッ化物の集団応用が推奨されというようなことになっておりますし、集団で実施することによりまして、フッ化物洗口をするお子さんの正しい洗口の形の指導もできますし、皆さん全てのお子さんが同様な形で実施をできるということもありますので、集団で行うというようなことを考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） これは最初、保育園において道の試験として受入れをしてやったのがきっかけでしたよね。それから、保育園、幼稚園、そして学校でもやるというふうになったというのが経過であります。では学校の歯科健診で必ずありますよね。それがきちっとご家庭での受診につながっていますか。そういう健診した努力の結果を学校側がしっかりとされておりますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 歯科健診の結果、その後、歯科への受診という部分の質問かと思いますが、健診の結果については当然ながら各児童生徒、皆さんにお返しします。

（「もう少し大きい声で言ってくれないと聞こえない」の声あり）

○教委管理課長（常陸勝敏君） その結果については、学校、それから児童生徒にもお返ししますので、例えば健診の結果、虫歯がありますとか、治療が必要だという場合について

は、それぞれご家庭にその後については委ねるところなのですが、当然治療が必要な虫歯があれば受診をされていると思われます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 受診をされていると思われる。それでは、やはり納得できませんよね。きちっとご家庭に必ず受診した結果をまた学校に報告するという、そういうふうにしてやっていく形が私は望ましいのではないかというふうに思いますけれども、保育園においても、さらに学校においても、特別支援学級といいますか、いろんな立場のお子様が通われておりますよね。そのときに、担当の保母さんにしても、教師にしても、つきながら、これは飲み込んではいけないのですよ、洗口のミラノールをね。それで、飲み込むことによって健康被害が発生すると。すぐにではないのですよ。将来的に懸念されるということで私は反対しているのですけれども、そういうことをしっかりと先生たちが指導しながら、やられているというふうに、実施をしているのだろうというふうに思うのですが、それだって、先生たちにとっては業務以外のことで大変な仕事のご苦勞をされているのですよ。そういうことは考えませんか、どちらにしても。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど洗口に当たって、例えば間違っで飲み込んでしまった場合とか、その危険性、そこについては希釈後の当然洗口液でございまして、間違っで飲んでしまった場合についても、そこについては健康に被害のない濃度になっているということでこちらは押さえておりますので、すぐに吐き出す等々、その辺は現場で対応することにしておりますけれども、そこについてはご理解いただきたいと思います。

それから、担当の先生の業務ではないのではないかというご質問かと思っておりますけれども、そこについてはこちらとしては業務として当然当たっていただくということで考えておりますので、それが仕事ではないという部分、当然洗口に当たって注意すべきこと、現在コロナ禍で小学校については中止しておりますが、そこについてはなかなか感染予防の部分で現場としても対応が難しいという部分がありますので、今現在中止しておりますが、この部分が方法等含めて解決できるようであれば、再開を考えておりますが、その部分含めて業務の中での対応ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長、浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

保育園の部分での関係でございますが、フッ化物洗口の部分につきましても、お子さんの健康を守るという部分で言いますと、保育業務の一環ではなかろうかと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思いますし、フッ化物洗口液を飲み込んでしまった場合の部分のお尋ねもございましたが、フッ化物洗口液につきましても、1回分の全量を飲み込んで安全な量に調整されているので問題ありませんというようなものもございまして、仮にフッ化物濃度250 p p mの洗口液、週5回に使う濃度というふうになってお

りますけれども、10ミリリットルを誤って飲んだこととすると、2.5ミリigramのフッ化物を体に取り込むということになるというふうに言われております。軽い不快状況、吐き気などが発現するフッ化物量は、体重1キログラム当たり2ミリigramとされておりますので、3歳から4歳ぐらいのお子様、体重約15キログラムの場合ですけれども、約30ミリigramというふうになるというふうに言われております。したがって、フッ化物洗口液1回分を誤って飲み込んで問題はないというようなものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 何度も飲み込んで問題がないというふうにご答弁ありますけれども、私は、今は問題ない、だけれども将来においてそれが健康被害として出てくるのではないかという心配をしておりますので、そのようなご質問をしておりますけれども、特に今回、コロナ対策の感染予防で飛沫感染を、言ってみれば心配するのですね。

それで、皆さんも新聞記事を読まれたかと思うのですけれども、フッ化物洗口、それよりもフッ素そのものに非常に人体にも健康被害を与えるのではない、あるいは環境においても悪影響を及ぼすのではないかということが報道されております。あるアウトドアメーカーは、撥水加工の製品において、今までフッ素が入ったものを利用していたと。しかし、それが環境に負荷を与えるということで、あるいは人体にも影響を及ぼすということで、フッ素を一切使用しなくなったということがスポーツメーカー、アウトドアメーカーで記載されておりました。そのようにフッ素がどれだけ負荷を与えるか、環境にも悪影響を与えるか、人体にも悪影響を与えるかということが、それぞれの立場の方々も認識をするようになってきているのですよ。そして、先ほど申しましたように、新聞報道では、有機フッ素化合物、コロナの免疫阻害、このように新聞に書かれております。今、保育園や学校で使われているものがフッ化ナトリウムではないですけれども、同じことが考えられますよね。

それで、教育長の教育行政方針に「子どもの健康な体の育成と安全」という部分で、健康の保持増進を図っていく、そして基本的な感染症対策を徹底する、そのように書かれております。本当に感染対策できますか。標茶の感染者、現在、先週も先々週もゼロでした。しかし、その前はずっと、言ってみれば小学生に多かったというふうに私は認識をしております。そういう意味では、教育長、徹底した感染予防対策できますか。

○議長（菊地誠道君） 教育長、青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） お答えをいたします。

徹底的な感染対策ができるかどうかというご質問だったとは思いますが、徹底的にというところをどこまで考えるかにもよるとは思いますが、2022年、改めてこのコロナを踏まえてのフッ化物洗口マニュアルが厚生労働省から新たに出ているのはご存じかというふうに思います。これを読む限り、やはり改めてフッ化物洗口の大切さが前段で書かれております。やはりまだ齲歯の原因となる齲蝕というものがやっぱり今も問題であることは変わらないということ、私も室長になった10年前、今1.57本という数字が出ましたけれども、本当に標茶町の子供たちの虫歯の多さに驚いた記憶があります。正式な数字、もうデータは残っていません。

んが、そのときには、やはり子供たちが将来自分の歯でしっかりと食べるということが生きる上で物すごく大事だということは、もう議論の余地はないかと思います。そういったスタートで8020運動ということが起きてきているとは思いますが、そういった意味でも、まず集団でしっかりと指導した中で、安全性を確保した上で、この洗口を行うということは私は大切なことではないかなというふうに今でも思っているところです。

徹底的なマニュアルにのっとして、やはり学校にしっかりと周知し、保護者にも多様な考え方がありますから、マスクも不織布が体に悪い、コロナワクチンもいろんな議論がありました。学校にもいろんな電話が入っているのも承知しております。やはり多様な考え方があることは承知しておりますので、しっかりとそのリスクや利点、これをしっかりと説明した上で実施について判断を家庭に委ねて実施はしてまいりたいと思いますが、教育の上でこのフッ化物洗口と歯磨きの指導、ここしか私は子供たちを虫歯から守る方法は今の段階ではないのかなというふうに考えているのが私の考え方です。ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 教育長がご答弁されたように、私は歯磨きの指導のほうが徹底して虫歯予防になるというふうに理解しているのですよ、フッ化物洗口に頼らないということ。

やり取りしても考え方は変わらないようですが、町長、町長は子育て支援に対して本当に力を入れてくださっております。4月からは給食費の無償化を実施するという意味でも、保護者にとっては大変今から喜ばれているところですが、先ほど同僚議員の一般質問にありましたけれども、子供たちが将来標茶で暮らしていけるためには、やはり健康が第一なのです。フッ化物は健康に問題ないというふうにご答弁されていますよね。自信を持って言えますか。私は、やっぱり標茶の将来を担ってくださる子供たちが健康で育っていく、そういう環境づくりも必要だというふうに思うのです。そういう意味から、ぜひこのフッ化物洗口に頼らない、今、教育長がおっしゃった歯磨きの徹底、さらには家庭においてそれを徹底するという、そういう指導といいますか、お願いをしたいなというふうに思うのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

基本的な考え方は、教育長から申し述べたとおりだと思います。子育てをやはりしっかりやる。その一環として、虫歯が標茶町内は非常に多い、それに対応するためにフッ化物洗口、そして歯磨き方の指導の徹底ということは基本であるということで、私は教育長が今お話ししたことについては非常に賛同いたしますし、現時点でのフッ化物洗口については推奨されているということが明確に厚労省含めて指示されていますので、それについて対応していくというのが自治体としての基本的考えかなと、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 近隣の小学校でも、それこそ近隣の様子見をしているというふうに

も伺っておりますので、それを付け加えておきたいなというふうに思います。

次に入ります。

2 点目、持続可能な開発目標 S D G s への取組について伺います。

S D G s 持続可能な開発目標は、2015年9月の国連サミットで当時193か国で、人類がこの地球で暮らし続けていくために2030年までに目指すべき17の目標と169の達成基準、232の指標が採択されました。貧困、紛争、気候変動、感染症など人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは安定して安心して暮らし続けることができなくなると懸念されています。そんな危機感から世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、具体的な目標が立てられました。

S D G s に関して、様々な機会に取り上げられております。昨年、釧路管内女性団体連絡協議会が「暮らしと S D G s」について学習されました。また、本町で開催した釧路管内男女平等参画推進フォーラムでも、町職員を講師に「S D G s を知る！ 見つける！ 考える！ ～身近な取組から持続可能な世界に～」と題し、学習をしております。

少しずつ町民の意識も芽生えてきております。将来のために大切な課題であり、町もできることから取り組むべきと考えます。本町が行う事業について、S D G s の取組を意識した実施方法や発注について検討してはと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

また、町民一人一人が自分ごととして考え、行動することが大切です。町民ができる身近な課題を示すなど、啓発を行うべきと考えますが、いかがですか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長、佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6 番、鈴木議員の持続可能な開発目標 S D G s の取組についてのご質問にお答えします。

国際社会では、先進国と開発途上国を問わず、かけがえのない地球環境を守り、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、S D G s の達成に向けた取組が広がっております。

本町におきましても、令和2年度、北海道のモデル事業を活用し、職員研修、町民講座、意見交換会等の実施とともに、町の施策と S D G s のゴール、ターゲットをひもづける作業を行い、S D G s の理念を反映した第5期総合計画を作成するなどの取組を通じ、普及推進を進めてまいりました。

令和4年度には事業ごとに S D G s の視点を導入しながら、職員自らが考え行動できる仕組みづくりを構築してまいりました。町内の企業においても自ら S D G s 宣言をするなど、取組が徐々に浸透してきております。発注については、評価項目として設定している機関もごさいますが、本町では現時点では考えておりません。S D G s の達成に向けてオール標茶で取組を進めていくためには、まずは行政や関係機関が S D G s を意識して行動するとともに、町民への普及推進を図っていくことが重要であると考えています。

今年度は10月に管内男女平等参画推進フォーラムにて S D G s についての理解を深めるための機会をいただき、担当職員が講演をさせていただきましたが、様々な機会を通じ普及啓発を図っていききたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町民への啓発活動、それがやはり最も大切だろうなというふうに私自身は思っております。ですから、まず町民に対してできることから始めませんかということでの広報活動といいますか、訴える必要があるのではないかなというふうに思います。もちろんその項目の一つには、今言われておりますけれども、節水や節電、それからプラスチック商品を使用しないとか、そういうことは私たちには、町民にとってはもちろん食品ロスです。大変最近食品ロスが多いということと言われておりますけれども、それらについてしっかりと町民に対して広報を通じて広報活動をする必要があるのではないかなというふうに思うのですが、町長の施政方針演説の中で5ページ目、これらが「再生可能エネルギーの活用などで脱炭素」とかとる書かれておりますが、このことがまさに持続可能な開発目標につながるだろうなというふうに私はこれを読ませていただいております。ぜひこのことを含めて、行政も町民も一体となってこの取組を推進していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長、長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

町民への啓発活動という部分でございますけれども、先ほど町長のほうから答弁させていただきましたけれども、様々な機会を通じてということで、普及啓発を図っていききたいというふうに述べさせていただいていたと思うのですけれども、具体的には広報しべちゃなどの誌面を通じて、先ほど議員言われた事例で食品ロスだとか節水だとか、町民がふだんの生活の中で取り組めるような事例というのを紹介していくというようなことを、今、考えております。SDGs達成のためには、新しいことをするだけではなくて、ふだんの日常生活の中にSDGsがどう関わっていくのかというようなところを意識してもらうことというのがすごく大切なことだと思いますので、それを実行し続けていくことが17のゴール達成につながっているというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、課長のご答弁ありましたように、私どもの日常生活の中でどうやってこれを意識しながら生活をしていくかということが重要だというふうに思うのです。今までは便利さを求めてきましたから、結果としてこのような目標を立てなければならないというふうになったのだろうというふうに思いますので、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長、長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 同じ繰り返しになりますけれども、広報しべちゃなどを通じて、町民に向けた啓発活動を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 3点目に移ります。自宅前での期日前投票をについてです。

十勝管内士幌町では、4月の統一地方選で、投票箱を載せたワゴン車が有権者の自宅を訪問する移動式の期日前投票所を道内で初めて導入することを決めた。投票所までの移動が困難な高齢者が対象で、事前の申込みが必要との新聞報道がありました。

本町も、高齢者や車のない方への配慮として、移動式の期日前投票所が開設されております。しかし、足が不自由で移動に困難な方は、移動式投票所までも行けないと訴えている方もいらっしゃると思います。そして増えてきています。

今年は統一地方選がある年で、特に一番関心のある町議会議員選挙は、町民にとって最も身近な選挙と言えます。過去5年間で7回行われた選挙種別での投票率を見ても、町議会議員選挙の投票率が一番高くなっております。町民の65歳以上は今年の1月末で35.6%で、自宅前での移動式投票所が開設されれば、投票率の向上にもつながると思います。高齢者や足の不自由な方への投票行動を助けるため、既に導入している移動式投票所を一步進め、希望者の自宅前での期日前投票所を実施する考えはないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 選挙管理委員会事務局長、齊藤君。

○選挙管理委員会事務局長（齊藤正行君）（登壇） 本来であれば選挙管理委員会の委員長であります藤田委員長がご答弁申し上げるところではありますが、所用により出席することが相かなわなかったことにより、議長へ欠席届を提出させていただきました。地方自治法の規定により、委任を受けた当方からご答弁申し上げますことをご理解願います。

6番、鈴木議員の自宅前での期日前投票をとのお尋ねにお答えします。

本町の投票所の運営は、以前より地域の集会施設やコミュニティハウスをお借りし、選挙日当日の投票立会人につきましても、その投票区にお住まいの地域の有権者の方にお越し、運営を行ってまいりました。他の自治体では学校などの体育館で行うことが一般ですが、本町では地域コミュニティの核となるコミュニティハウスをお借りし、選挙も地域の行事の一つとして地域の皆さんと一緒に選挙の運営にも取り組んできた経過があると認識しており、選挙管理委員会としましても、選挙執行に関して多大なご理解とご協力を得ていることに対して感謝申し上げます次第です。

しかしながら、人口減少などにより地域の有権者数が減少する中、選挙立会人、投票立会人の選任につきましても、朝7時から夕方5時あるいは6時などと長いこと、そのうち1名につきましても、開票まで投票箱を送致していただくなど、大変なご負担となっていることもあり、毎回選任に苦慮しておりました。

そこで、令和3年度衆議院議員選挙から投票所の統合を地域と協議している中で、廃止される投票所において選挙当日の投票所は開設しませんが、別日程でワゴン車を当該地域のコミュニティハウス前に設置し、移動期日前投票所を設け、投票機会の確保を地域のご理解の上、実施してきたというのが本町で導入した移動期日前投票所の経過であります。

ご質問の十勝管内における移動期日前投票所につきましては、報道によりますと、事前の申込みを受け付け有権者のご自宅を訪問するという移動期日前投票所の手法と伺っております。対象は高齢者あるいは障がいをお持ちの方を想定しているとされており、先駆的な対応と考えているところでございます。

ご質問いただきました本町においても同様の対応の考えについてですが、選挙管理委員会として議論した結果、導入を決めた自治体と本町では行政面積の差があり、本町のように広範囲にわたる移動を考えますと、車両をはじめ投票管理者あるいは対応職員の複数配置が避けられない状況であり、それら課題の洗い出しと解決方法を調査する必要があり、現時点での導入は考えておりません。

しかしながら、議員ご指摘の高齢者等あるいは若い方への投票機会の確保あるいは投票環境の整備など、投票率向上の対策は必要と認識しておりますし、その一環として次の地方統一選挙から移動期日前投票所では車椅子に座ったままで車の中で投票できるよう、福祉車両を用いて、より高齢者が投票しやすい環境を整備するよう準備を進めているところでございます。

今後も投票環境の向上につきましては、選挙管理委員会として議論し、また、他の自治体の取組を参考にしながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ご答弁をいただきました。

確かに土幌町と標茶町では行政面積が本当に違います。土幌町においては259.13平方キロメートル、本町においては1,099平方キロメートルというふうに、約4倍の広さがあるということから考えても、無理なのかなというのは私も率直に思いました。

しかし、やっぱり体の不自由な方々のせっかく持っている権利を行使してあげたいと、そういう思いというのは、誰もがもちになるのではないのでしょうか。

そういう意味からすると、先ほどのご答弁で課題の洗い出し等も含めるということでおっしゃってりましたので、今回については間に合わないでしょうけれども、ぜひぜひ検討していただいて、いつかの時点で、今回の地方統一選挙には間に合わなくても、その次の選挙もしくはもう一回先の選挙のときにできるように、ぜひぜひご努力をしていただきたい。

投票率の向上ばかりではないのですよ。せっかく自分の持っている投票するという行為、権利を行使できないということが一番町民にとっては残念なことなのです。投票したくても行けない。ましてや足の不自由な方は庭先にまで出ることができないという、そういう方もたくさんいらっしゃいます。郵送投票があります。私も頼まれて、当時独り暮らしで足の不自由な方がどうしても投票所へ行けないからと。それで郵送投票の手続をしてあげたという経験があります。しかし、その方だって、頼まなかったらしてもらえない、そういう状況にあるのですよ。特に独り暮らしで足の不自由な方。そういうことも考えたら、このことというのは、やっぱり検討する値はあるというふうに思うのですね。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 選挙管理委員会事務局長、齊藤君。

○選挙管理委員会事務局長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

議員がおっしゃっていることを全然否定する話ではございませんので、我々も同じ立場に立ってそういった方々にどういったことができるのだろうかというのは考えておりまして、本町で導入した移動期日前もその一環として、標茶らしいといいましょうか、うちの町とし

て何ができるかというところが発端ですので、すべからく委員長からは、投票所を廃止するというやむを得ない事情はあるけれども、やはりその地域での投票の機会を確保しなさいということは指示されておりますから、そういった方向性で移動期日前を導入してきたというのは、方向としては議員がおっしゃっていることと同じ方向を向いているのではないかなと私は思っています。

ただし、物理的に行政面積の違いが、やはり例えば町議選でいきますと、期日前投票所の期間というのは四、五日しかございません。ですので、その期間にやすらぎ園、それから病院も不在者投票の事務があります。物理的にそういった人員の配置、それから投票管理者ですとか、そういう人繰りの話をしなければなりません。そういった課題があるということで、否定はしておりませんので、今後いつの時点で導入されるかというのはまだ選挙管理委員会等々で議論した結果になりますが、前回の3月1日に実際に行われた選挙管理委員会でもこの話題は議論しましたし、その以前の報道が出た際にも議論はしております。本町においてこういった形での投票機会の確保ができるかというのは、常に選挙管理委員会の議論の中で出てきていますし、まだ決定ではございませんので、ちょっと公表できない部分も、次の統一地方選で実施しようということで、今、準備を進めている部分もありますから、あらゆる世代の投票機会の確保については、投票率向上が目的ではないと議員おっしゃいますけれども、そういった方々に投票できる機会、そういったことを提供する、それからご理解を深めるという行為は、これからも選挙管理委員会として続けていきたいというふうに考えております。明確ないつという時点で今ご答弁できないことは申し上げますが、今後もそういった議論を深めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、事務局長がご答弁されたことは重々理解いたします。

それと、先ほど最初の答弁のときに車椅子で投票ができる福祉車両、そのこともうちの町らしいなというふうに聞いていて、本当に温かい行政を進めてくれているなということも感じておりますが、ぜひこの件については選挙管理委員会の中で十分な議論をしていただいて、実現できるようにご配慮いただきたいなというふうに思います。

先ほど言った立会人をお願いするのに苦慮していると。そういうことも他の町村でもありまして、アルバイトを募集して使っている実態もありますので、その辺も含めて検討していただければというふうに思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議員提案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

本多君。

○9番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第1号、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、その提案趣旨について説明いたします。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要が生じたことから、本条例を提案するものです。

具体的には、これまで各地方公共団体がそれぞれ条例で定めていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日以降、国の個人情報の保護に関する法律に基づく制度に統合されました。

しかし、地方公共団体の機関のうち、議会については、一部の規定を除き、基本的には個人情報の保護に関する法律の適用対象外となっており、地方議会における個人情報の取り扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされました。

このため、標茶町議会では、本議会における個人情報の保護取り扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の内容を踏まえつつ、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例を制定したいとするものであります。

条文等内容については、事前に全員協議会において内容等の確認がされておりますので、全文読み上げは割愛させていただきます。

以上で、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案趣旨の説明を終わります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

本案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑は省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

議員提案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。報告第1号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和5年1月11日に発生した自動車事故でございます。

公務のため運転中、町道から国道への進入時に、国道を直進してきた相手車両と出会い頭に衝突したものです。幸いにも双方にけが人はおらず、物損事故として相手方との示談が成立し専決処分をしたところです。

なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和5年1月11日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 34万6,658円

2 相手方 川上郡標茶町字上オソツベツ原野基線113番地3 武田光男

専決処分日は令和5年2月17日です。

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。

議案説明資料1ページをご覧ください。

令和5年1月11日午後4時20分頃、川上郡標茶町川上10丁目4番地4地先、国道274号と町道川上8線のT字路交差点で、町道から国道に左折しようとした当方車と、国道を鶴居方向から直進してきた相手方車が、出会い頭に衝突し、双方の車両が破損しました。

町道側に一時停止標識があり、運転していた職員が左右の安全確認を十分行わず進入したことにより事故となったものです。

過失割合については、双方協議により、町90パーセント、相手方10パーセントとなりました。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第2号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長(山崎浩樹君)(登壇) 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工業団地内の町有地の処分についてでございます。

現在は平和9丁目に営業所を有するエム・エス・ケー農業機械株式会社に対する処分を提案するものであります。

なお、当該地への移転後は雇用の増を計画しているとのことであり、本町経済に寄与されるものと期待するところであります。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案3ページと議案説明資料2ページをご覧ください。

議案第2号 土地の処分について

町は、下記の土地を処分しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 処分財産の表示及び数量

所在地 川上郡標茶町平和8丁目71番

地目 宅地

面積 5,919.67平方メートル

2 処分予定価格 2,154万7,598円

3 処分の相手方 恵庭市戸磯193番地8 エム・エス・ケー農業機械株式会社 代表取締役 齊藤良幸

資料にまいります。

黄色く着色しているところが今回の土地でございます。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ちょっとお聞きしたいのですが、現在、この会社は平和9丁目に建っているわけですね。移転すると、その土地はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

この議決後に本契約をいたしまして、雪捨て次第、新しい土地において工場と事務所の工事を行うということは決まっているのですけれども、その後、古い事務所とか工場をどうするという予定は、まだ決まっていないということで報告を受けています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） その土地については、そのままこの会社が引き続き所有すると、そういうことでよろしいのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 会社といたしましては、できれば処分したいとの意向も持っているようでございますけれども、その手続はこれからということで伺っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 私の記憶で、ここは雪捨て場になっているところかなという気がするのですが、万が一このような処分になった場合、次の雪捨て場の確保はできているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） ここの部分は今まで空いていたということで、川向こうの人たちが雪捨て場として利用していただいておりますけれども、今年に入って売れるということがわかった時点で、雪捨て場は閉鎖しております。全部、南標茶のほうに運んでいただくような形をとっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第3号は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正理由ですが、これまでも本町では職員の研修あるいは派遣など、人材育成を積極的に行ってまいりました。視野を広げ、あるいは知見を広げるなど、職員のスキルアップの一つとして、ひいてはそれが住民サービスの向上につながるものとして、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。これまで本町では、主に、北海道への派遣を実施してきたところですが、昨年は国の行政機関に派遣をしております。ただし、赴任地が道内であったことから、いわゆる地域給による給与等の格差は発生せず、給与あるいは手当において、特段の措置は行ってまいりませんでした。しかしながら、本年4月より、赴任地が東京都への派遣が予定されていることから、給与、手当においてもそれらの措置が必要となり、条例改正を行い必要な措置をするものでございます。なお、過去における改正漏れの部分につきましても、あわせて改正しましたのでご理解のほどをお願いします。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。また、議案説明資料は3ページが新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものです。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、調整手当を地域手当に改正するものです。調整手当につきましては、平成23年の条例改正時に廃止され名称が地域手当となったものですが、その際に改正漏れの箇

所であり、このたびの改正に合わせて是正するものです。

条文にまいります。

第2条中「調整手当」を「地域手当」に改める、というものです。

第8条の2の改正につきましては、これまで北海道としていたものを北海道以外の派遣先を想定し、北海道等に改め、地域手当の対象とするものです。

第8条の2中「標茶町が北海道」の次に「等」を加える、というものです。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第4号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年2月1日公布されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令等により、出産育児一時金における支給額の見直しを図るものです。

改正内容につきましては、現行の出産育児一時金は支給額40万8,000円に加算額1万2,000円を加え総支給額42万円となっておりますが、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、出産育児一時金の額は、出産費用の平均額の推計を勘案し、50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえた内容となっております。

なお、本案につきましては、2月16日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協

議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書 6 ページ及び議案説明資料 4 ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますのであわせてご参照ください。

議案第 4 号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、ものです。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する、ものです。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による、とするものです。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 14 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号ないし議案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第5号、議案第6号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第5号及び議案第6号を一括し、提案趣旨並びに内容の説明をさせていただきます。

両議案につきましては、令和3年6月11日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律により、いわゆる定年の延長制度が導入され、令和5年4月1日から定年を段階的に引き上げること、及びこれに伴い管理監督職勤務上限年齢制の導入、いわゆる役職定年制、さらには定年前再任用短時間勤務制などを導入することが定められました。

本町においては国家公務員に準じた制度設計を行い、議案第5号では定年に関する条例本体の改正を、議案第6号ではその関係する条例の改正をご提案申し上げるところです。

改正の概要についてですが、1つ目は、定年の引き上げ、延長についてです。

こちらは、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げることとし、令和13年度以降の定年は65歳となります。ただし、これまで一般職員は60歳の定年ですが、医師・薬剤師はその確保対策も含め現在は65歳としておりますが、それをこのたびの改正では特例として、定年を70歳とし改正するものです。

2つ目として、管理監督職勤務上限年齢制の導入についてです。

定年をした職員のうち管理監督職いわゆる管理職は、60歳となった翌年度には管理職以外の職へ降任等をするという制度が導入されます。また、その特例として、公務の運営に著しい支障が生じる場合は、適用しないことができるという特例もございまして、詳細は規則で規定させていただくことを予定しております。

3点目は、給与の取り扱いです。

定年を延長した職員の給料月額は、7割、つまりその前年度まで支給されていた給料の7割に減額して支給されるという形になります。

また、退職手当については、60歳に達した日以後は、その者の退職の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定をするということになります。つまり65歳が定年のとき、途中、例えば62歳で退職という形になって、定年延長になっている年までに個人的な理由で退職される場合も、理由としては定年退職という形になるものでございます。

4点目は暫定再任用制度についてです。

こちらは、現行の再任用制度というものがあまして、退職後65歳までの任用について平成26年度から運用しておりますが、令和13年度末まで暫定再任用制度という名前に改正して、現行の再任用制度と同様な形で運用していく形になります。

5点目は定年前再任用短時間勤務制の導入です。

これまでは定年後の再任用の制度でしたが、新たな制度として、60歳に達した以後、定年前に退職した者を定年前再任用短時間勤務職員として、定年退職の相当日までの任期で再任

用することができるというものです。こちらは定年延長していけばフルタイムでずっと働くことになりますが、60歳以降、この定年前再任用短時間勤務との選択ができるということになります。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。また、議案説明資料は5ページから新旧対照表となっておりますがあわせてご覧ください。

議案第5号 標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の定年等に関する条例（昭和59年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

最初の改正は、題名の次に条例をわかりやすくするため目次をつけ、章により分類をするものでございます。

改正本文にまいります。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条から第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条から第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条と第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1条の改正は、制定趣旨の改正であり、参照する地方公務員法の改正に基づき改めるものです。

改正本文にまいります。

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条の改正は、定年の年齢を現行の60歳から65歳に改正するものです。また、ただし書きで定めていた医師及び薬剤師の定年に関しては、新たに第2項を定めて70歳と定めるものです。

改正本文にまいります。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、標茶町立病院において医療業務に従事する医師及び薬剤師の定年は、年齢70年とする。

第4条の改正は、定年による退職の特例にかかわる規定でありまして、現在の規定と同様に退職することとなる職員の職務の遂行あるいは特殊性など特別な事情を勘案し、その退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合などにおいては、1年を超えない範囲で勤務することができ、最大3年まで任用する制度で、参照条文の改正などにより改めるものです。

改正本文にまいります。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条、次ページにまいります、の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存すると認めるときは、」を「前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員に係る定年退職日」を「当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規、次ページにまいります、定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなつた」を「各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる。」を「当該期限を繰り上げるものとする。」に改める。

第6条は、新たに制度化された管理監督職勤務上限年齢制の規定です。定年は冒頭申し上げました、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げることとして、令和13年度以降の定年は65歳となりますが、管理職であつた者は60歳となった年度の翌年度には、それまでの管理職は管理職以外の職になるという制度です。まずは第6条でその管理職の範囲を定め、第7条で

は管理職は管理職以外の職になるという管理監督職勤務上限年齢制の適用年齢を定めたものです。第8条では、管理職は管理職以外の職になる際の遵守すべき事項を定めています。

条文にまいます。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）第8条の4に規定する職（標茶町立病院において医療業務に従事する医師及び薬剤師が占める職を除く。）及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年標茶町条例第8号）第4条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項におい、次ページにまいます、て「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

第9条の改正は、先ほど60歳になった翌年度には管理職であった者は管理職から管理職以外の職になる管理監督職勤務上限年齢についてご説明申し上げましたが、その職務の高度性あるいは特殊性など特別の事情があった場合、その職については管理職から管理職以外になる年齢を60歳より引き上げてもいい特例の規定です。

条文にまいます。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

次ページにまいります。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行、次ページにまいります、に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することが

できる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第10条の規定は、第9条の規定を適用する場合には本人の同意を得た上で実施することを定めたものです。

条文にまいます。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第11条の規定は、第9条の管理職から管理職以外への異動を特別な事情がある場合には引き上げる措置を実施した場合に、その特別な事情がなくなった場合には、第9条の規定どおり管理職から管理職以外への異動をすることを定めたものです。

条文にまいます。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第12条及び第13条の規定は、新たに定める定年前再任用短時間勤務制についてです。これまでは退職が60歳でしたから、それから65歳に至る期間、つまり定年後の再任用だったのが、定年が65歳になったことにより、60歳から65歳の間の再任用制度が創設されるということになります。

なお、この制度はフルタイムの任用ではなく、短時間勤務、いわゆるパートタイムの勤務となります。第13条では、60歳以前には一部事務組合等の職員であった者でも、町の定年前再任用短時間勤務職員として採用できる規定です。

条文にまいます。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

次ページにまいます。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者

（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5条は委任の項目であり、施行上必要な措置は規則に定めることを規定しています。

条文にまいます。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次ページにまいます。

続いて附則の改正です。まず制定附則の改正ですが、第3項では2年に一度定年が延びる規定について具体的に定めたもので、第4項では医師・薬剤師の定年延長についての2年に一度定年が延びる規定について具体的に定めたものです。

条文にまいます。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64年。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までは66年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは67年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは68年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは69年。

第5項についてですが、通常、60歳以降どのような勤務をするのか、事前に情報提供を行い、意思の確認を行います。この事前とは60歳となる前年度において実施をします。しかしながら、60歳以降職員として採用された場合にはそれらの規定が適用されませんので、採用となった年度期間中に、翌年度以降の意思を確認する規定を定めています。

条文にまいます。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において、次ページにまいます、9行目から読み上げます、て「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

続いて改正附則です。改正附則第1項は施行期日であり、令和5年4月1日から施行する旨の規定と、ただし書きにつきましては、令和5年度中に60歳となられる方の意思確認は、令和4年度中に実施するものであることから、それらの行為を行うため、公布の日から施行する旨を規定するものです。

条文にまいます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

附則第2項につきましては、旧条例に勤務延長をしている職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合、1年以内の期限で勤務延長をすることができるとしております。ただし旧条例の勤務延長の開始から3年を超えることができない旨を定めております。

条文にまいます。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の標茶町職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後

に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の標茶町職員、次ページにまいります、の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

続いて附則第3項です。2年に一度定年が延長する2年ごとの4月1日時点で、勤務延長をしている職員の職制については、昇任等の異動ができないことを定めています。

条文にまいります。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

附則第4項は現在の再任用職員の規定でありまして、暫定再任用制度として、施行日を令和5年4月1日として適用する旨を定めています。

条文にまいります。

4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第5項は、旧条例により再任用職員となっている者などについて、改正後の条例による暫定再任用制度として採用することができる職員に関して経過措置を定めています。

条文にまいります。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同、次ページにまいります、じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該

職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、附則第10項若しくは第11項、附則第13項若しくは第14項又は附則第16項若しくは第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

第6項は令和13年度末までの間、65歳に到達する年度の末日まで、暫定再任用制度として採用することができる規定です。その資格要件は、第1号に定める65歳未満の定年年齢とされた職員が、定年年齢により退職した場合とする要件及び第5項の各号と同様の要件とする旨を定めています。

条文にまいります。

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

次ページにまいります。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、

当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

第7項は、暫定再任用職員の任期は1年とする規定です。

条文にまいます。

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第8項は暫定再任用職員の任期の更新は、人事評価の結果が良好な場合と定める規定です。

条文にまいます。

8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは第6項、附則第10項若しくは第11項、附則第13項若しくは第14項又は附則第16項若しくは第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

第9項の規定は、暫定再任用の任期の更新は本人の同意によることとする規定です。

条文にまいます。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合、次ページにまいます、には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第10項から第12項の規定は、構成団体として一部事務組合の60歳超過職員を暫定再任用職員として採用できることなどを定め、これら採用にあつては、任期は1年などの規定を準用する旨を定めています。

条文にまいます。

10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、新定年条例第13条第1項に規定する組合（次項並びに附則第16項及び第17項において「組合」という。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

第13項から第15項の規定は、暫定再任用職員となるもののうち、短時間勤務となる職員に関する規定及び更新などについて定め、これら採用にあつては、任期は1年などの規定を準用する旨を定めています。

条文にまいます。

13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めている、次ページにまいます、ものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

第16項から第18項の規定は、一部事務組合の職員であつた者の、暫定再任用職員として採用した場合の短時間勤務となる職員に関する規定を定めています。これらの採用にあつては、任期は1年などの規定を準用する旨を定めています。

条文にまいます。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することが

できる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

第19項から第22項は、暫定再任用職員の特例に係る職及び年齢を定めるとともに、この特例の読みかえ規定を定めています。

条文にまいます。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定、次ページにまいます、する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第23項から第25項の規定は、改正法附則第8条第5項の規定により該当する職などを定めたものです。

条文にまいます。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第26項は、これまで定年退職後において再任用としてきた制度が、定年前の再任用短時間勤務制度が創設されることによる経過措置を定めるものです。

条文にまいます。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他、次ページにまいます、の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第27項の規定は、事前情報提供及び勤務意思確認行為を行う年齢を60歳になる前年度とするための規定です。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする、というものです。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続き、議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は地方公務員法の改正を受け定年延長制度が導入されることにより、議案第5号でご提案申し上げた条例のほかに、関係する条例の改正が必要となることからお諮り申し上げます。

次第です。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書26ページをご覧ください。新旧対照表につきましては、議案説明資料は21ページからとなっておりますので、あわせてご覧いただければと存じます。

議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する、というものです。

次ページにまいります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

改正が必要な条例は7本あり、それぞれ条建てで改正しておりますのでご理解願います。

第1条改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、再任用職員制度が定年前再任用短時間勤務制度へ改正されることなどについて所要の改正をするものです。

条文にまいります。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第3条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第5条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2第2項を削る。

第11条第1項ただし書中「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(育児休業法の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

次ページにまいります。

第16条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(定年の引上げに伴う給料月額の特例)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項並びに同条第4項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 標茶町職員の定年等に関する条例(昭和59年標茶町条例第21号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条、次ページにまいります、例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 標茶町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(4) 標茶町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となった職員の給与の特例)

9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の、次ページにまいります、属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受

ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2ロ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2ハ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

次ページにまいります。

第2条の改正は、標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正でありまして、先ほど定年延長に伴う定年引き上げ後の、60歳を超える者の職員の給与月額が7割となったことによる、「降給」の定義を追加するなどの所要の改正を行ったものです。

条文にまいります。

(標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 標茶町職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和28年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「休職」の次に「及び降給」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)附則第7項の規定に基づく措置及び規則その他の規定に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第3条は、標茶町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でありまして、減給とする期間が定年延長の前後となる場合に発生する対応など、所要の改正を行ったものです。条文にまいります。

(標茶町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 標茶町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和28年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「の期間、減給の発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

次ページにまいります。

第4条は、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、定年延長された管理監督職の職員については、育児休業あるいは育児短時間勤務の適用がない、また再任用職員について定年前再任用職員に移行することから所要の改正をするものです。

条文にまいります。

（標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 標茶町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 標茶町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「28条の5第1項」を「22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第5条は、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正でありまして、地方公務員法の改正にあわせ、参照している法律の改正または再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員に改正となったことを受け、用語等を改めたものです。

条文にまいります。

（標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次ページにまいります。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条は、標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でありまして、参照する地方公務員法が改正されたことによりあわせて改正するものです。

条文にまいります。

(標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条は、標茶町職員の再任用に関する条例の廃止であり、このたびの法律改正より廃止となります。

条文にまいります。

(標茶町職員の再任用に関する条例の廃止)

第7条 標茶町職員の再任用に関する条例（平成26年標茶町条例第1号）は、廃止する。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 今さらながらで恥ずかしいのですが、定年等に関する条例の第3条、改正前の条例で、職員の定年は年齢60年とする、ただし、標茶町立病院において医療業務に従事する医師及び薬剤師の定年は65となっています。これが今回改正で、職員の定年は65歳、第2項にこの町立病院の件が書いてありますよね。そして、医療業務に従事する医師及び薬剤師の定年は70までです。5年スライドしています。これは単純に、特別な職だからそうするのか、普通の職員も5年上がったから5年上げたのか。それともう一つ、看護師等は医療業務従事者ですよね。それらはどういう扱いなのか。職員と一緒になのか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えいたします。

看護師も含めて一般職について、今回、60歳から65歳になりました。ただし、地方公共団体に従事する職員のうち、国が想定した職員は65歳の定年を引き上げてもいいという措置が、国のほうから示されています。そのうちの一つが医師でございます。薬剤師については、その旨言及されていないのですが、国のほうに問い合わせをしまして、国も最初から薬剤師については想定しているということで、70歳まで引き上げることが可と、いいですよということで回答を受けておりまして、確保対策の観点から、今も、我々一般職は60歳でしたけれども、医師・薬剤師は65歳とありました。今後も同様に確保対策を含めて、70歳まで定年延長をし、その中で勤務していただけることが望ましいのではないかとということで、今回の改正においても一般職とは制度は別に、70歳まで引き上げました。

看護師については一般職と同じ65歳を想定して、国のほうでも看護師については引き上げについては、まだ可としておりませんので、国に準じた形になりますと、うちで言うと医師・薬剤師に相当する部分を70歳まで引き上げたということで、ご理解いただきたいと思い

ます。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 確かに薬剤師、医師の確保の問題は大変ですけども、簡単に言うと、僕は看護師のほうが大事だと思っているのです。さらに、医師・薬剤師の新陳代謝が図られないと、今これだけ医療技術がたくさん、いろいろなものが出てきているのに、新陳代謝を図っていかないと、いくら確保といっても、新しい、新しいと言ったら失礼な言い方で困るから何とも言えないのだけでも、そういう技術的なことをきちんと、新陳代謝で新しくいけるというか、そういうことを目指すのであれば、別に65歳でいいのではないかというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 質問の意図と違う答弁でしたらご指摘いただきたいのですが、議員ご指摘の部分、看護師も大切だと、私も以前、事務長の経験がありますのでそういった看護師が不足していて、今の窮状というのは十分理解しているつもりですし、その部分については、議員と同じ考えでございますけれども、今回、勤務延長を認められている範囲というのが国のほうから示されておりまして、どの職でも上げていいという国の制度ではありませんでしたので、国家公務員の定めに準じた形になりますと、看護師はその分に含まれていないということでしたので、看護師は一般職と同じ手当ををしたということでございます。

今後この制度が成熟する、給与の部分もそうですけれども、10年以内に見直しもするというような話も出ておりますから、そういった総合的な看護師不足、そういったことがこの制度において改善されるかどうかはちょっとわかりませんが、そういったことが望ましい姿なのかなと思っておりますし、やはりフルタイムで働きたいという職員がいっぱいあらわれて、それに給与等が対応する制度が一番望ましい姿ではないのかなと思っておりますので、現時点ではこういう制度で、国のほうが示された内容で定めたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） はい、わかりました。

いずれにしても医療というのは非常に大事でございますし、これから多分、私たちの生涯年齢もまた上がっていったりすると大変な状況ですから、十分それを踏まえて上で、今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 早口で御苦労さまでした。

聞き間違えているかもしれないので、確かめのためにお聞きしたいのですが、60歳から65歳の定年、延びるということで、ということは61歳から、さっき僕7割というふうに聞いたのですよね。それでいいのかどうなのかということと、7割にするのだったら65歳まで定年を延ばす意味がないのではないかということ。もう一つは、今、熊谷さんがおっしゃった医

師や薬剤師の場合、この場合も延長した場合に7割になるのかという、この3点を確かめたいと思うのですけど。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 何点かご質問をいただいたと思うのですけれども、すみません、私のほうも早口でしゃべったもので、今言われたことが全部、短時間で覚えていたかわからないのですけれども、ご指摘いただければと思います。

まず70%とした根拠ですけれども、これは国のほうで70%というのが国家公務員法の中で決められていまして、国のほうで賃金構造統計調査あるいは民間の給与実態を踏まえて、そういう形で民間給与の状況を調べまして、その水準と同等だということで、70%が妥当だということで設定したようございまして、その部分を各市町村でそれに準拠した形で、今回70%と設定させていただいたものです。給与水準ですとか給与改定、この辺は当面の間ということがついていますので、恐らくこの10年の中で、別な方向も示されるというような情報もありますので、その動向を見守っていきたいのですが、当初は7割というのは、そういう根拠でいくと、現段階ではそういう考えでいます。

あとは、医師・薬剤師の基本的に60歳を迎えて勤務を延長した職員については、引き続きフルタイムで職員となる場合には、給料が7割になりますよというのが一つです。あと選択肢としては、定年前再任用短時間勤務制、これは一度退職して、再任用制度、これはパートタイムしかありませんので、パートになるか、本当に全部やめてしまうかというのが、60歳の時にその3つの中から選択することが発生するかなと思います。

お尋ねの医師・薬剤師の定年延長、65歳が70歳に引き上げられた場合の、60歳になったら給与月額70%になるかという点については、ただいま確認をしますので、少々お待ちいただけますか、すみません。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 大変すみません。お答え申し上げます。

70歳まで医師・薬剤師が定年を引き上げました。それまで7割の対象外ということで、定年前と同じ給料で、引き続き担っていただきまして、院長それから薬剤師等の役職も70歳まで、引き続き管理監督職についていただくことが可能となっておりますので、その適用除外を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 多分そうではないのかなとは思っていたのですが、給料表というの

は町が決める内容ですよね。国の基準が、大体こういう感じでというのがきたのだと思うのですが、あくまでも給料表というのは本町が決めるということなので、私はこの65歳までということで、この質問は賛否にあんまり関係ないと、65歳まで7割という、機械的に決めてしまったというのは、いかがなものかなというふうに思うのですよ。

定年延長の趣旨から言えば、趣旨から言えばですよ、今までと同じ給料で働けるというふうにすべきではないかと思っているのですが、これはどうですか。課長のほうで説明するか、町長のお考えなのか。これから検討の余地はあるというか、変わる余地があるようなこともおっしゃいましたから、やっぱりそういう方向に向けるべきではないのかというふうに思うのです。そういう考え方は、どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回の条例改正の趣旨については、総務課長からお答えしたとおりなのですが、国家公務員の法改正に当たっての考え方としては、公的年金との接続、それから少子高齢化社会にあって高齢者のスキルを生かしながら職場を維持していく、そうした制度設計のもとにつくられているというふうに理解をしております。

その中で、特例以外の一般職であれば60歳から65歳になったわけなのですが、60歳以降の民間企業の、いわゆる再任用制度の中で、どういった運用がされているか調査がされた上で、そこで7割水準が適切だろうという答えが出されてきた。国家公務員については、そういったことで法改正が行われたわけなのですが、地方公務員においては、議員ご指摘のとおり、地方公共団体が条例等で定めるわけなのですが、その前提として国家公務員法に準拠した形でやってくださいと、そういったことがありましたので、本町においては、今回の条例改正において、その趣旨を踏まえた改正内容にしております。

総務課長から、見直しの余地というようなことがあったのですが、それについては法、それから条例、全般的な検討がされた後に、必要に応じてということで考えておりまして、今、この条例改正に当たって差し挟む余地はないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の質問なのですが、私、どういう仕組みで、これが決められてきたかということを聞いたのではないのですよ。考え方として、65歳定年、御承知のように高齢者の生活は非常に厳しいものになってきているわけでしょう。背景にそういうものがあるから、65歳の定年延長というものが出てきたと思うのですよ。だとしたら考え方として、理事者のほうは、やっぱり給料は同じくすべきでないのかと、その点についての考え方を聞きたかったのです。おわかりですか。これが妥当だと思っているのか、65歳にしたいけど、国の基準が一応そういうふうを示されたのでそういうふうにしたのだとか。自分で答えを言う必要はないのですけど。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 国のほうで示したからそうしたのだというのが、今、議員からお

示しがあったのですが、前提はそうではあります。もう一度、制度の中でお話をさせてもらうと、60歳から65歳になるときに、いわゆる管理職の方たちについては、そこから降任をしてもらうということでもあります。その部分においてもそうですし、それからこの間、60歳定年を迎えて再任用という制度で運用されておりますが、そこについても既存の給料ではなくて、引き下げた形で給料表上、設定されております。この間の経過と、それから今回の制度設計を含めて7割水準が、現段階では適切である、そういう判断で設定をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第7号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」ために、学校給食の実施に必要な施設として共同調理場を設置しておりますが、その施設の設置及び管理等について必要な事項を条例で定めております。

令和5年4月から学校給食費の公会計化の実施及び小中学生の給食費を無償化することに伴い、給食費の定義、無償化及び減免規定について、所要な改正提案をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書34ページ、説明資料は同じく34ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

議案第7号 標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

標茶町学校給食共同調理場設置及び管理条例（昭和51年標茶町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第160号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

これは、条文の以下のところに学校給食法を引用する規定があるため、「以下「法」という。」略称を追加するものであります。

第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

第8条として給食費の定義、納入する者の対象者、額・徴収についての規定となります。

（給食費）

第8条 共同調理場が供給する給食の代金（以下「給食費」という。）は、次に掲げるものが納入する。

- （1） 町内の小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の児童又は生徒の保護者
- （2） 標茶高等学校（以下「高校」という。）の生徒の保護者
- （3） 小中学校及び高校の教職員等
- （4） 共同調理場の職員

2 前項の給食費の額は、法第11条第2項の規定によるものとし、その額及び徴収については、教育委員会が別に定める。

第9条は無償化に伴う規定で、町内の小中学生の保護者は無償化とするものですが、次の1号、2号のものは除くものとして規定したものであります。

（給食費の無償化）

第9条 前条第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する保護者を除き、児童又は生徒の保護者が負担する給食費は徴収しないものとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている保護者
 - （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により援助を受けている保護者
- 第10条は、給食費の減免の規定を定めるものであります。

（給食費の減免）

第10条 教育委員会は、天災その他特別の理由があると認めるときは、給食費を減額又は免除することができる。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、本案につきましては、2月24日開催の第2回定例教育委員会の会議において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 給食費の関係につきましてお伺いいたしますが、児童生徒につきましては徴収しないということなのですが、ここに書かれている教職員等、あるいは共同調理場の職員に関してはどのように決められているのか、1食につきいくらになっているのか。また、昨日の一般質問の中でも、児童生徒の給食費の1食についての価格が示されておりましたけれども、伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

教職員の給食費の額につきましては、小学校の教職員については小学生と同額の、今年4月からは245円、それから中学校に勤務する職員については285円、高校についても同じく285円、それから共同調理場に勤務する職員については、小学生の量と同じ給食にしておりますので245円という設定でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 単価はわかりましたが、どのような基準で決められているのか。というのは、他の給食、徴収しているところとの整合性もあるのではないかというふうに思うのです。例えば、町立病院であっても患者さん以外に職員に提供されておりますよね。そういう関係で、この決められた単価というのはどのように決められているのですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 学校給食につきましては、教職員、先ほど説明したように小学校の教職員ですと、小学生と同じ材料、同じ給食を提供するということで、給食費の単価、先般、一般質問であったように1食当たりの単価というのを計算しておりますので、小学生の量と同じ分を教職員に出しますので教職員については245円、中学生については中学生と同じ給食を出しますので、そういうことで単価を設定しております。共同調理場の職員については小学生と同様の給食ということで、小学生と同単価ということで設定しております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 最後なので、病院のほうとしては提供している職員に対して、調理場の職員に対しても、やすらぎ園もそうですよね、提供されている、とっている方、いらっしゃるというふうに伺っていますよね。その辺の整合性、病院もやすらぎ園も……あ、幅、広げられないということですか。そうしたら、次回にやりとり回しますけれども、小学生から教職員も小学生と同じという、栄養面では、カロリー面では同じかもしれませんが、量的にも私は違うのではないかというふうにも思ったり、盛りつけのときに、そういうふうにも思ったりするのです。ですから児童生徒と大人という考え方にすると、同じ価格、単価というのはいかがなものかなというふうに思うのですけど。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

小学生・中学生と同じ学校給食ですから、それと同じものを出して、量についても、小学生・中学生と同等の量になります。ただ、当然、小学生でもおかわりしたり、そういう場合もあるかと思いますが、そこについてはおかわりした分を追加でいただくとかそういうことは当然しておりませんので、教職員についても小学校の先生については小学生の量、中学校については中学生の量ということで、同じ量になっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町立病院及び特別養護老人ホームやすらぎ園での給食業務に従事している職員について、その勤務時間が早朝であることに着目し、待遇改善に資するため、特殊勤務手当として新たに早朝勤務手当を創設しようとするものでございます。

いずれの施設の給食業務に従事している職員につきましては、4交代制での勤務体系となっており、該当する職員は、5時45分からあるいは6時からなど早朝から勤務に従事していただいております。これら勤務時間の特殊性に着目し、職員の士気向上あるいは人材確保を目的とし、新たな手当を創設したいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書37ページをお開きいただきたいと思います。あわせて別冊ですが議案説明資料の36ページ新旧対照表がありますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

議案第8号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条は、特殊勤務手当の種類を列挙している条文でありまして、その最後に早朝勤務手当を加えるというものでございます。

条文にまいります。

第2条に次の1号を加える。

（12） 早朝出勤手当

続いての改正は、第14条以下の条文を1条ずつ繰り下げ、第14条を早朝勤務手当の条文とするため所要の改正を行うものです。

なお、手当の額につきましては、他の自治体の金額を参考にしながら、一般行政職の初任給相当額の1時間当たり給与額に、時間外勤務手当の深夜割増率100分の150の割り増し分を計算し、1日の勤務で500円としたところでございます。

改正条文にまいります。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（早朝出勤手当）

第14条 早朝出勤手当は、交代制勤務の職員が正規の勤務時間として勤務した時間の始期が午前5時から午前7時までの間であるときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務した日1日につき500円以内とする。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する、というものです。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 確認ですが、給食調理員が該当ということですが、やすらぎ園と町立病院の2施設ということで捉えてよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 4交代制勤務を行っている施設につきましては、冒頭申し上げましたとおり、標茶町立病院と特別養護老人ホームやすらぎ園が該当施設だというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 午前の5時から7時までの間であるときに支給するという事は、通常、5時から7時までには常にやっているのか、それとも5時から6時で終わる場合もあるのか、この辺はどういうことになっているの。ちょっとわからないのですけど。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

条文のつくりとしましては、就業時間の始期、仕事の時間帯の始まりの時間が午前5時から7時の間にある、そういう時間帯に勤務した場合に、1回500円を支給しますよというような意味合いで制定しております。いずれも、例えばやすらぎ園でいきますと4交代制、規定にありますけれども、朝勤務Aというのが5時45分からの勤務になっております。そのほかにつきましては、勤務の始まりの時間は5時から7時までの間にある勤務体系はございません。病院も同じような体系となっておりまして、仕事の始まりの時間が5時から7時の間というふうな理解をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第9号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、さきの12月定例会でご審議、可決いただきました標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と、それまでの標茶町個人情報保護条例の廃止、あわせて

先ほどの標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の制定により、関係する他の条例において改正の必要があることからお諮りするものでございます。関係する条例とは、開示請求があった場合の手数料を定める標茶町手数料徴収条例と、それぞれの条例で定められた不服審査等に対応した標茶町行政不服審査会条例の一部改正であります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書39ページをお開きいただきたいと思います。あわせて別冊ですが、議案説明資料の37ページの新旧対照表をあわせてご覧いただきたいと思います。

議案第9号 標茶町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものです。次ページにまいります。

標茶町手数料徴収条例等の一部を改正する条例

先ほど説明申し上げましたとおり、改正する条例は2本あり、それぞれ条建てで改正しておりますのでご理解をお願いします。

第1条改正は、標茶町手数料徴収条例の一部改正でありまして、別表にはそれぞれの手数料の額を定めておりますが、冒頭申し上げました標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定とそれまでの標茶町個人情報保護条例の廃止、あわせて先ほどの標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の制定により第11項の名称を改めるというものでございます。

条文にまいります。

(標茶町手数料徴収条例の一部改正)

第1条 標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「11 標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12条）に関するもの」を「11 標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年標茶町条例第16号）第3条第2項及び標茶町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年標茶町条例第 号）第30条第2項に関するもの」に、改める。

なお、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、条例公布後、制定年と公布番号を明記するものでございますのでご理解願います。

続いて第2条は、標茶町行政不服審査会条例の一部改正であります。これまで、行政不服審査会は、標茶町個人情報保護条例に係る事案を所掌していましたが、標茶町個人情報保護条例は廃止となったことにより、条文から削除し、先ほど議決されました標茶町議会の個人情報の保護に関する条例に係る事案についてを対象とする、あるいは実施機関の定義づけをする。または所掌事務とするよう改めるもので、条文では第1条と第1条の2、第2条の改正に当たります。また、第5条と第6条の改正も標茶町個人情報保護条例での条を削除し、標茶町議会の個人情報の保護に関する条を加える改正とするものでございます。

改正本文にまいります。

(標茶町行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 標茶町行政不服審査会条例（平成17年標茶町条例第13号）の一部を次のように改

正する。

第1条中「第43号)」の次に「(以下「情報公開条例」という。)」を加え、「標茶町個人情報保護条例(平成17年標茶町条例第12号)」を「標茶町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年標茶町条例第 号)(以下「議会個人条例」という。)」に、「よる」を「基づく実施機関の」に改め、「町長の附属機関として」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、議会個人条例第1条に規定する議会をいう。

なお、先ほどと同様に、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、制定年と公布番号が空欄となっておりますが、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の公布後、その制定年と公布番号を明記するものですのでご理解願いたいと思います。

第2条第1項第2号中「標茶町情報公開条例」を「情報公開条例」に、「標茶町個人情報保護条例」を「議会個人条例」に改め、同項第3号中「町長」を「実施機関」に、「標茶町情報公開条例」を「情報公開条例」に、「標茶町個人情報保護条例」を「議会個人条例」に改め、同条第2項中「又は」の次に「議会の」を加え、「町長」を「実施機関」に改める。

第5条第4項中「標茶町情報公開条例」を「情報公開条例」に、「標茶町個人情報保護条例第39条」を「議会個人条例第45条」に改める。

第6条の見出し中「標茶町情報公開条例」を「情報公開条例」に、「標茶町個人情報保護条例」を「議会個人条例」に改め、同条第1項中「標茶町情報公開条例」を「情報公開条例」に、「標茶町個人情報保護条例第2条第1号」を「議会個人条例第2条第1項」に、「同条第3号」を「同条第10項」に、「同条例第19条第1項」を「同条例第25条第1項」に、「同条例第30条第1項」を「同条例第35条第1項」に、「同条例第37条第1項」を「同条例第42条第1項」に改める、というものでございます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第10号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年4月から塘路中学校を休校措置とすることから、塘路校区内で塘路中学校に就学する生徒を標茶中学校までスクールバスにより通学できるよう、現在のスクールバス路線「茅沼・五十石線」を塘路まで延長し、「塘路・茅沼・五十石線」として運行するために、関係する条例の所要な改正提案をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書42ページをお開きください。

議案第10号 標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページにいきます。

標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町スクールバスの運行等に関する条例（平成16年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下、説明を新旧対照表のほうで行いたいと思います。

説明資料40ページをお開きください。新旧対照表になっております。

第2条第1項の表中、改正前は路線名、運行区間、茅沼・五十石線、茅沼・五十石地域とあるところ、その前に塘路を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

なお、本案につきましては、2月24日開催の第2回定例教育委員会の会議において、議決いただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 一般質問で少し触れたのですがけれども、統廃合の場合、路線を延長するというのはわかるのだけど、当面休校なのに塘路まで路線を延長するというのは、どう

いう理由によるものなのかということが一つと、多分、塘路で乗る子がいないと思うのですけれども、いない場合に、これは塘路までやっぱり延長するのですか。前、路線バスで、何年間も多和平で乗降する客がいないのにもかかわらず、多和平まで行って戻ってきたという例もあったので、これは塘路に乗る子がいるのかいないのか、いないはずなのだけども、それでも運行は塘路まで行くのですか。この2つ。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず中学校の休校を、令和5年度については休校措置ということで、塘路中学校に本来就学すべき生徒がいた場合に、休校となりますので、その生徒についてはどこかの学校へ就学をさせなければなりませんので、その意味で標茶中学校まで、その間、就学をしていただくという措置をとるものであります。

なお、今議員から乗る子がいないのではないかというお話がありましたが、本来ですと現在6年生の児童が1名いました。中学生になる予定で、塘路中学校に就学する予定でおりましたので、そこについては1名の生徒を送り届けるという措置を考えていたのですが、実はその生徒については別な学校に就学するということが、先般わかりまして、4月からは実際に乗る生徒がいっぱいいます。

その部分については、生徒がいないところまで延長しての運転は、当然いたしません。生徒がいるところまでお迎えに行くということです。現在の茅沼までの路線と変わりはないのですが、万が一、例えば途中で塘路地域に転校されてきたとか、転校といいますか引越をされて、そのご家庭に中学生の、本来就学すべき生徒がいるとかいう場合についても、そういう場合についてはスクールバスでの対応をしなければなりませんので、休校措置をとるに当たって、スクールバスとして塘路までを延長する路線として設定をさせていただくということで、今回の改正とさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 当面休校、そして地域の住民の皆さんと話し合いを継続するということで、廃校を決定したわけではないですよ、中学校の。それなのに条例でこういうふうに決めてしまっているのかなというのは、卒業生が1人いるということで、そういう事情はわかったのですが、廃校にするから塘路まで延長の条例を決めてしまうということではないのですね。そのことだけ確認して。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

議員ご質問のとおりでありまして、廃校ではございません。5年度については休校ということで、5年度の部分について、まず対応が必要ということで、今回の路線の延長を提案させていただきます。

この後、6年度以降については、毎年度、地域との協議含めて、6年度以降どういう対応をするかという部分については今後になりますけれども、万が一、休校措置が解除できた場合については、この部分もまた改正が必要になってくるかなと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第11号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、内容につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）第2条による児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条第3項に規定する懲戒権に関する規定の削除に伴い、同条項を引用する本条例につきましても、懲戒権の規定の削除が必要となったことから所要の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書44ページ、議案説明資料41ページをお開きください。なお、説明資料は新旧対照表となっております。

議案第11号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページへまいります。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、内容につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）第2条による児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条第3項に規定する懲戒権に関する規定の削除に伴い、同条項を引用する本条例につきましても、懲戒権の規定の削除が必要となったことから所要の改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書46ページ、議案説明資料の42ページをお開きください。なお、説明資料は新旧対照表となっております。

議案第12号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次のページへまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時36分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第13号）であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ3億5,828万5,000円を追加し、総額を131億2,668万4,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、道営草地整備事業（標茶北部地区）1,823万5,000円、道営草地整備事業（標茶西部地区）376万1,000円、改良住宅ストック総合改善事業（桜団地）2億500万円、自立支援介護給付・訓練等給付費421万4,000などであります。

減額につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、造林事業（新植）1,321万円、水源林造成事業278万4,000円、市街地循環バス委託料665万1,000円、児童手当1,700万円などであります。

他会計への繰り出し等につきましては、下水道事業特別会計へ472万2,000円、国民健康保険事業事業勘定特別会計へ134万2,000円、介護保険事業特別会計へ1億72万円を追加しております。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で3,906万2,000円の減額、川上郡衛生処理組合で238万5,000円の減額であります。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むと共に、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところであります。

また、繰越明許費4件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第13号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,828万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億2,668万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

15ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

5 ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」でございます。全て新規の設定でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名が地域活性化事業（農山漁村振興交付金）643万5,000円でございます。道営草地整備事業（草地整備型（公共牧場整備事業））負担金（標茶北部地区）2,915万円でございます。道営草地整備事業負担金（標茶西部地区）1,250万円でございます。

8 款土木費、4 項住宅費、町営住宅建設事業で2億500万円となっております。

次ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中学校講堂防音事業、標茶中学校外構整備、合わせて補正前の限度額2億2,760万円に1億円を追加し、補正後の限度額3億2,760万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

3 地域活性化事業、補正前の限度額2億1,180万円に80万円を減額し、補正後の限度額2億1,100万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができ

る。

合計では12億3,270万3,000円に1億7,320万円を追加し、補正後では14億590万3,000円とするものでございます。

29ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億3,270万3,000円に補正額1億7,320万円を追加し、補正後の額を14億590万3,000円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額137億3,610万8,000円に補正額1億7,320万円を追加し、補正後の額を139億930万8,000円とするものです。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会をいたします。

（午後 4時05分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 深 見 迪

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第13号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
議案第14号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第15号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第16号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第17号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第18号 令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第19号 令和5年度標茶町一般会計予算
議案第20号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第21号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第25号 令和5年度標茶町病院事業会計予算
議案第26号 令和5年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 櫻 井 一 隆 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 齊 藤 昇 一 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 ・ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君

総務課長	齊藤正行君
選管事務局長	
企画財政課長	長野大介君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教 育 長	青木 悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山 豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第13号ないし議案第18号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、国民健康保険事業費納付金で、令和4年度に納める額が確定したため563万6,000円の減額、諸支出金の一般会計繰出金としましては、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料の経費分、これらに係る交付金につきましては、国保会計に交付されるため、国保会計で受けた交付金を一般会計に繰り出すという予算措置として134万2,000円を増額しております。また、本項、本目につきましては、新たに設けることとしています。

歳入は、保険税で、当初課税後の収納状況から、把握できました現計予算との差を調整するもので、563万6,000円の減額、保険給付費等交付金の特別交付金、道の補助金になりますが、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチンの費用分、被保険者証更新に係る郵送料経費分に対するもので67万2,000円の追加、令和3年度からの繰越金67万円を追加し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、2月16日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)

令和4年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ429万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,458万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第15号、令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費の執行精査による補正で、歳出につきましては、消費税及び地方消費税の減額補正、公共下水道整備費の委託料の減額補正。それに伴い、歳入では、国庫支出金の減額補正及び財源精査による町債の減額及び繰入金の増額補正でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,534万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」

起債の目的、1公共下水道事業、補正前合計額7,730万円を補正後900万円減額し、6,830万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書」です。

変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額7,730万円を900万円減額し、補正後の額6,830万円。同じく当該年度末現在高見込額、補正前の額14億6,687万5,000円を900万円減額し、補正後の額は14億5,787万5,000円です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

引き続き、議案第17号、令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第17号、令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費精査による補正で、受託工事に伴う収入支出の減額、及び道営農地整備事業における事業費精査による負担金が減額、それに伴い町債の減額となったものです。また、この道営事業では繰越明許費を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,560万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」

2 款簡易水道事業費、1 項簡易水道事業費、事業名道営農地整備事業負担金、金額は859万円8,000円です。

5 ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」

起債の目的、1簡易水道事業、補正前の限度額1,580万円に800万円を減額し、補正後の限度額を780万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額1,580万円に800万円を減額し、補正後の額780万円。同じく当該年度末現在高見込額は、補正前の額2億8,028万7,000円に800万円を減額し、補正後の額2億7,228万7,000円です。

以上、議案第17号の説明を終わります。

引き続き、議案第18号、令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第18号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、執行精査に伴う動力費の増額及び修繕費の減額補正、消費税及び地方消費税の増額補正と建設改良費の減額補正、それに伴う企業債の減額補正及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額45万2,000円の追加で、8,931万6,000円。第2項営業外費用、補正予定額45万2,000円の追加で、736万8,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,810万8,000円は減債積立金629万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,926万5,000円」を「3,583万6,000円は減債積立金629万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額210万円及び過年度分損益勘定留保資金2,744万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、補正予定額270万円の減額で1,100万円。第1項企業債、補正予定額270万円の減額で1,100万円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額497万2,000円の減額で4,683万6,000円。第2項建設改良費、補正予定額497万2,000円の減額で2,310万円。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額1,370万円を270万円減額し、補正後1,100万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、(1) 当年度純利益から(14) 利息の支払額までの合計で、補正前と比較して45万2,000円増加し2,865万1,000円です。

次に、2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 有形固定資産の取得による支出から(3) 他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して452万円増加し、マイナス2,100万円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1) から(3) までの合計は、補正前と比較して2,700万円減少し、マイナス1,273万6,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較し、227万2,000円増加し、マイナス508万5,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と同じ2億1,783万円です。

したがって、6 資金期末残高は補正前と比較し、277万2,000円増加し、2億1,274万5,000円となります。

次の5ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定貸借対照表の補正後です。

資産の部

1 固定資産、(1) 有形固定資産から(2) 無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して452万円減の5億9,013万3,000円です。

2 流動資産については、(1) の現金預金から(3) 貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して227万2,000円増の2億1,751万5,000円です。

資産合計は、補正前と比較して224万8,000円減の8億764万8,000円です。

次の6ページをお開きください。

負債の部

3 固定負債、(1) 企業債から(3) 修繕引当金の合計で、補正前と比較して270万円減の2億7,403万3,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金から(7) その他流動負債までの合計で、補正前と比較して45万2,000円増の2,683万5,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と同じ1

億3,090万7,000円。

負債合計は、補正前と比較して224万8,000円減の4億3,177万5,000円となります。

次に資本の部。

6 資本金は、補正前と同じ3億6,387万3,000円。

7 剰余金、(1) 利益剰余金と剰余金合計で、補正前と同じ1,200万円。

資本合計は、補正前と同じ3億7,587万3,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して224万8,000円減の8億764万8,000円となります。

3 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費の給付実績見込み、その他歳入歳出の精査により、歳入歳出それぞれ2,671万8,000円を減額し、総額を8億4,784万6,000円とするものであります。

サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通し、歳出では予算の精査により、歳入歳出それぞれ2,515万円を減額し、総額を6億733万1,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、それぞれの特定期間を見込み、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算1ページをご覧ください。

令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,671万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,784万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,515万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億733万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより議題6案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第13号から議案第17号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第13号の歳出は款ごとに行います。

初めに議案第13号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 21ページの4項の住宅費で、町営住宅整備工事請負費2億500万円となっておりますけれども、これ多分13戸だと思うのですけれども、1戸当たりいくらかの補修費になりますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 建設費の1戸当たりのお値段ということでお答えいたします。

今回予定しているのが、1棟13戸で1LDKが3戸、2LDKが3戸、3LDK7戸ということになっておりますので、大きさが違いますので一概に言えませんが、今の2億5

00万円で単純に割り返しますと1戸当たり1,580万円ぐらいになると思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 23ページの一番下、14款1項1目給与費の3節職員手当……

（「13款」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 今、13款です。

○5番（熊谷善行君） 失礼しました。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 14款1項1目の3節職員手当の時間外勤務手当1,475万9,000円、これ相当金額が前年度よりも上がっていると思うのですが、どのような状況なのか教えてください。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

昨年度より、この時間外勤務手当の分、増額されていまして、私どもも時間外勤務の縮減について取り組んでいるところでございますけれども、令和3年度と比べ、実態として時間数が多くなっております。

要因としましては、コロナ対策の予防接種等々で通常の業務を時間外に対応しなければならない、あるいは人事異動などで新たな業務についての対応で、不慣れな部分が要因にあるもの、あと事業実施のための増加、例えばふるさと納税の寄附の対応ですとか、年末等々に集中したことによって、そういった事業のための増加などがあるものと認識しております。また、これにつきましては監査からも指摘がありますけれども、1人の職員に偏らないよう

に係全員、あるいは課などで全体的にカバーしていくように、というようなことも言われております。問題や事故を起こさないことも含めて検証していきまして、働き方改革、魅力ある職場づくりのためにも、時間外勤務の縮減について、取り組みを進めていくこととしておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第13号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第14号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第15号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正、保険事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、保険事業勘定、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、歳入歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第16号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第17号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第17号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、上水道事業会計補正予算。

第1条総則から第4条企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第18号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議案第13号から議案第18号まで6案一括して採決いたします。

議題6案は、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は、原案可決されました。

◎議案第19号ないし議案第26号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 議案第19号から第26号までの令和5年度各会計予算について、初めにその概要をご説明申し上げます。

令和5年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和5年度地方財政計画」では、地方交付税は1.7%の増額、臨時財政対策債は44.1%の減額となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、309本の事業評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第5期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、令和５年度予算にかかわる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町民税などの減額により、対前年比マイナス1.4%、1,519万1,000円の減額を見込み、全体で10億9,997万2,000円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和５年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比3億1,315万6,000円、率にして7.4%増の45億6,848万9,000円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比2億9,515万6,000円増の42億6,248万9,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して13億5,130万6,000円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業などにつきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な捕捉に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金6億6,000万円、備荒資金7億7,000万円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は、基金等への理論積み立て分3億6,534万円を除きますと、10億6,466万円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または内容の積み上げに時間を要するものなどについては、追って確定次第、補正措置をとらせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計を初めとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、114億1,600万円といたしましたが、前年度当初比では5億4,700万円の減、率で4.6%の減でありまして、令和4年度12月末予算と比較しますと12億5,980万1,000円の減で、率で9.9%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き2億3,690万2,000円、率では11.3%の増であり、その内容は物価高騰などによる委託管理経費の増などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰出金では、トータルで1億5,570万7,000円の増となっております。主なものは国保会計3,429万1,000円の増、下水道会計3,112万6,000円の増、介護会計2,863万8,000円の増、病院事業351万7,000円の増、衛生組合504万2,000円の増、北部消防5,190万8,000円の増などとなっております。

ソフト事業では、1億6,317万6,000円増の19億5,504万7,000円ですが、新規では、学校給食費無償化事業2,629万7,000円、中学校部活動の地域移行44万円、タウンプロモーション事業500万円、特産品開発支援事業200万円などがございます。

普通建設事業費などの新規では、クリーンセンター設備更新事業2,800万円、コッタロ湿原展望台トイレ改修事業868万円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比2,308万6,000円減の11億5,548万2,000円といたしました。積算の基礎であります、被保険者の見込みが2,327人でありまして、医療費の見込みは総額7億1,657万5,000円であります。70歳未満の被保険者一人当たりの医療費につきましては30万円、未就学児の一人当たりの医療費につきましては23万円、70歳以上一般被保険者一人当たりの医療費につきましては60万円、70歳以上現役並み所得の被保険者一人当たりの医療費につきましては100万円と推計し、保険者負担額では6億1,937万円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては、4億511万7,000円が道より示されております。

これらをもとに算定いたしました本年度の保険税につきましては2億9,154万3,000円を見込ませていただき、一般会計から1億2,461万6,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比400万円減の予算額4億7,600万円であります。

公共下水道等につきましてはストックマネジメント計画策定業務、雨水函渠更新工事等で8,077万7,000円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります、施設整備のため財源が不足します、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億2,555万4,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります、保険事業勘定で8億6,441万4,000円、サービス事業勘定で6億3,478万4,000円、総体予算額14億9,919万8,000円で、対前年比2.0%の増でありまして、一般会計からの繰り入れは3億8,401万6,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第8期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費9,412万6,000円、短期入所生活介護事業費3,589万5,000円、介護老人福祉施設費4億8,673万4,000円、居宅介護支援事業費1,669万6,000円、介護予防支援事業費が118万3,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億2,971万3,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,342人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億2,911万5,000円となっております。

財源につきましては、保険料9,019万4,000円が主であります、一般会計からは3,933万5,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、対前年比5,100万円増の2億5,100万円といたしました。本年度は老朽化した施設の補修、受託工事の実施、検定満了量水器取替、簡易水道施設システム構築業務などの事業費を1億6,646万円としております。

財源につきましては、水道使用料1億132万2,000円を初め、それぞれの特定期間を見込んだところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります、その業務予定量を年間入院患者数9,516人、1日平均26人、年間外来患者数2万5,515人、1日平均105人を見込みまして、収益的収支で13億4,600万円、資本的収支のうち支出で1億6,450万円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分5億7,280万2,000円と補助分2億3,737万3,000円の合計8億1,017万5,000円を繰り入れ、収支を調えたところであります。

また、本年度はエックス線平面検出装置更新2,475万円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります、業務予定量につきましては給水戸数2,168戸、年間総配水量45万3,600立方メートルであります、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては8,976万7,000円、支出は8,724万円、また、資本的支出のうち支出を5,106万4,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計から625万円の負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として624万1,000円の負担を受け、財源調整に支障のないよう配慮したところであります。

それでは、お配りしております「令和5年度予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和5年度における「各会計の概要」であります、先ほど申し上げました一般会計114億1,600万円を初めとして、それぞれ会計ごとに計数を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では149億2,739万3,000円で、対前年比3.2%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやりとりがありますので、その金額が8億9,780万8,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は、上の表の左下のほう、差引純計とありますけれども、140億2,958万5,000円で、対前年比4.0%減ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比0.6%減の14億4,649万円、支出は1.0%減の15億1,050万円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比2.8%減の1億216万7,000円、支出は1.7%減の1億3,830万4,000円となったところであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の歳入であります、1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が1,519万1,000円減の10億9,997万2,000円、地方交付税は3億1,315万6,000円増の45億6,848万9,000円、使用料及び手数料は643万7,000円減の6億3,144万5,000円、国庫支出金は5億6,576万円減の5億7,352万4,000円、道支出金は2,856万7,000円減の6億1,943万2,000円、寄附金は1億円増の2億5,110万円、繰入金は1億6,950万9,000円増の13億5,462万7,000円、諸収入は5,869万4,000円増の11億1,339万8,000円、町債は5億6,550万円減の7億150万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。45億565万5,000円であり、収入総額に占める割合は39.5%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、69億1,034万5,000円で60.5%であります。ちなみに、前年度自主財源は35.2%、依存財源は64.8%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げますと町税が9.6%、地方交付税40.0%、使用料及び手数料5.5%、国庫支出金5.0%、道支出金5.4%、繰入金11.9%、諸収入9.8%、町債が6.1%となっております。

3 ページにまいります。

歳出についてであります。1 款議会費から15 款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして、大きく増減があったものについて数値を申し上げますと存じます。

総務費が1 億7,584万3,000円増の13億6,174万1,000円、民生費が9,398万8,000円増の13億4,924万円、衛生費が1 億3,825万3,000円増の16億3,493万1,000円、農林水産業費が6,613万6,000円増の15億2,021万7,000円、商工費が9 億1,641万8,000円減の3 億5,555万6,000円、教育費が2 億8,177万9,000円減の5 億3,763万9,000円、職員費が8,602万7,000円増の18億5,186万4,000円となりました。

各款の構成比につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

次に4 ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1 の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては19億2,660万5,000円で、歳出総体に占める構成比は16.9%で、前年度と比較しますと額では7,854万4,000円、率で4.3%の増となっております。構成比でも1.4ポイント増加しております。

物件費につきましては、19億9,321万2,000円であり、構成比は17.5%で、前年度と比較しますと額で2 億6,535万3,000円、率で15.4%の増、構成比でも3.1ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げますと、扶助費につきましては、5 億6,951万2,000円で、構成比は4.9%、前年度と比較しますと額で252万7,000円、率で0.4%の増、構成比では0.2ポイントの増となっております。

補助費等につきましては、22億4,714万円で、構成比は19.7%、前年度と比較しますと額で8,872万9,000円、率で4.1%の増、構成比では1.7ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、14億2,000万7,000円で、構成比は12.4%、前年度と比較しますと額で12億4,370万円、率で46.7%の減となり、構成比でも9.9ポイントの減となりました。

公債費につきましては、12億2,814万5,000円で、構成比は10.8%、前年度と比較しますと額で4,021万9,000円、率で3.4%の増となり、構成比では0.9ポイントの増となりました。

積立金につきましては、6億699万1,000円で、構成比は5.3%、前年度と比較しますと額で8,574万9,000円、率で16.5%の増、構成比では0.9ポイントの増となりました。

繰出金につきましては、9億1,415万7,000円で、構成比は8.0%、前年度と比較しますと額で9,517万2,000円、率で11.6%の増、構成比でも1.2ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が37億2,426万2,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうち消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金、それらを合計しますと86億5,904万7,000円となり、構成比で申し上げますと75.9%を占めます。

5 ページにまいります。

こちらは、一般会計予算款別性質別分類表であります、これについては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

標茶町財政調整基金の運用状況であります、前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は6億6,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7 ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和4年度末で12億2,658万1,000円を予定し、令和5年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では9億3,192万1,000円となる見込みであります。

次に、8 ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に、人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、1行目の議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が5,954万8,000円で、それに人件費2,411万2,000円を加えますと議会費の総額は8,366万円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります、人件費及び職員数につきましては予算編成時の現況で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをお含みお願いします。

表の右側には款項目ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。この表の示す意味合いは以上のとおりであります、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明いたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておきませんが、地域交通対策費があります。町内6路線につきましてバス使用料をいただき運行しているわけですが、これにつきましては予算額が9,019万円、バス使用料276万円をいただいております、一般財源を5,918万5,000円投入しております。その充当率は65.6%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が3億3,359万7,000円で一般財源の充当額は3億1,936万円であり、これも95.7%と高い比率であります。

次に、9ページにまいります。

衛生費における塵芥処理費であります。数値はここには出ておりませんが、予算額が3億5,790万7,000円で、ごみ処理手数料は1,833万円であり、一般財源を3億757万7,000円充当しており、その充当率は85.9%となっております。これにつきましても経費の削減とともに、処理手数料のあり方について今後の検討が必要と考えます。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておませんが、予算額が3,019万9,000円で、70万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,949万9,000円で、その充当率は97.7%と高くなっております。

次に、10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,565万4,000円で、その一般財源充当率は100.0%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておませんが、予算額4,176万5,000円で、体育施設使用料を40万1,000円予定しておりますが、一般財源を3,855万2,000円充当し、その充当率は92.3%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は83億4,267万4,000円で、その充当率は73.1%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は66.2%で6.9ポイント増加しており、引き続き高い水準であることから、継続した経費削減努力はもちろんのこと、負担のあり方についても検討する必要があると考えているところであります。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、これらの数値が直接数字としてあらわれていませんことをご理解いただきたいと存じます。

次に、11ページにまいります。

一般会計予算中の主な事業等の経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上してありまして、事業費総額は4億9,133万4,000円で、一般財源の充当額は1億5,935万7,000円であり、その充当率は、32.4%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

12ページをお開きください。

事業費総額が中ほどに記載されております。民生費の事業総額は5億199万4,000円で、一般財源の充当額は1億8,150万5,000円であり、その充当率は36.2%であります。

次に、衛生費であります。事業費総額は1億6,846万6,000円、一般財源充当額は9,989万3,000円で、充当率は59.3%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページのほうに記載されておりますので、14ページをお開きいただきたいと思います。需用費総額 9 億9,490万1,000円であり、一般財源充当額は 2 億8,210万9,000円、充当率は28.4%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は 3 億1,652万4,000円、一般財源充当額は6,968万5,000円で、充当率は22.0%であります。

こちらの事業費の減少につきましては、主に茅沼地区観光宿泊施設改修事業の事業費に伴うものであります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載しております。

事業費総額は15ページになりますが、6 億6,744万円、一般財源充当額は 1 億8,468万7,000円で、その充当率は27.7%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては、15ページから16ページにかけて記載しております。

事業費総額は16ページに記載しておりますが、1 億5,206万4,000円で、一般財源充当額は9,319万8,000円で、一般財源充当率は61.3%となります。

事業費の減少につきましては、主に標茶中学校防音事業・外構整備事業及び学校給食共同調理場改築事業の完了に伴うものであります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費として押えております総額が33億2,893万5,000円で、この一般財源が1 0億9,904万6,000円であり、一般財源の充当率は33.0%となっております。

次に、1 ページ飛びまして18ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては、財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第 1 期から第 5 期行政改革を実施する中で、起債の抑制とともに、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから起債額は増加しまして、臨時財政対策債残高は令和 5 年度末見込みでは20年前と比較し10.9倍の25億7,065万5,000円となり、一般会計全体残高の19.1%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては、交付税措置されますことから特に問題はありませんが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれていることをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び21ページの、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障に要する経費につきましては、お目通しいただきましてご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第19号から第26号までの提案内容等につきましては、それぞれ担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第19号から第26号までの令和5年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第19号の提案内容についてご説明申し上げます。

令和5年度標茶町一般会計予算

令和5年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114億1,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

（地方債）

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

（一時借入金）

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

（歳出予算の流用）

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の間の流用

以下、内容については歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

45ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長（長野大介君） なお、2ページから7ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

8ページをお開きください。

「第2表 継続費」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億4,350万円、年割額ですが5年度は2,560万円、6年度は1億1,790万円とするものです。

152ページをお開きください。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、4年度から5年度までの分であります。年割額2億5,026万円、財源内訳ですが、国道支出金1億7,518万2,000円、地方債は7,500万円、一般財源は7万8,000円。前年度末までの支出（見込）額4,476万円、当該年度支出予定額2億550万円、当該年度末までの支出予定額2億5,026万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、4年度17.9%、5年度82.1%、計で100%とするものです。

次に5年度から6年度までの分ですが、年割額1億4,350万円、財源内訳、国道支出金1億45万円、地方債4,290万円、一般財源15万円。当該年度支出予定額2,560万円、当該年度末までの支出予定額2,560万円、翌年度以降支出予定額は1億1,790万円。継続費の総額に対する進捗率、5年度17.8%、6年度82.2%、計で100%とするものです。

9ページをお開きください。

「第3表 繰越明許費」

4款衛生費、2項清掃費、事業名はごみ運搬車購入事業で、2,800万円とするものです。

次のページ、10ページをお開きください。

「第4表 債務負担行為」でございます。

事項は、パソコンLAN機器導入費、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額につきましては利子6万円を含み、1,353万円とするものです。

153ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

パソコンLAN機器導入費から、157ページの1番下の教育用パソコン機器導入費までの44件の設定でございます。債務負担行為の限度額5億935万3,000円、前年度末までの支出（見込）額3億3,579万6,000円、当該年度以降の支出予定額1億7,355万7,000円、財源内訳ですが、国道支出金1,782万円、その他4,428万6,000円、一般財源1億1,145万1,000円とするものです。

11ページをお開きください。

「第5表 地方債」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、限度額7,020万円、虹別61線道路改良、限度額1,480万円、常盤10号線道路改良1,430万円、合葬墓建設3,500万円、スクールバス購入280万円、町有バス購入1,400万円、ごみ運搬車購入2,800万円、災害対応特殊救急自動車購入1,450万円、通信業務共同化システム統合680万円、内水処理対策700万円、医師確保対策4,900万円、子ども医療費助成1,400万円、森林整備対策事業1,290万円、合わせて限度額を2億8,330万円といたします。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金につきましては融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明を省略させていただきます。

2 地域活性化事業、限度額2億2,030万円。

次ページにまいります。

3 公共施設等適正管理推進事業、限度額1億1,940万円。

4 緊急防災・減災事業、限度額190万円。

5 緊急浚渫推進事業、限度額200万円。

6 臨時財政対策債、限度額7,210万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。利率でございますが7.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

7 災害援護資金貸付債、限度額250万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。

合計でございますが、限度額7億150万円とするものです。

158ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高136億1,235万8,000円、前年度末現在高見込額139億930万8,000円、当該年度中起債見込額7億150万円、当該年度中元金償還見込額11億4,980

万1,000円、当該年度末現在高見込額でございますが134億6,100万7,000円とするものです。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 3時10分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 深 見 迪

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和5年3月8日（水曜日） 午前10時03分開議

- 第 1 議案第19号 令和5年度標茶町一般会計予算
議案第20号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第21号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第25号 令和5年度標茶町病院事業会計予算
議案第26号 令和5年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 櫻 井 一 隆 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 齊 藤 昇 一 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 ・ 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 選 管 事 務 局 長 | |
| 企 画 財 政 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山 崎 浩 樹 君 |
| 農 林 課 長 兼 | 村 山 尚 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | |

住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長 補 佐	菊 地 誠 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時03分開議)

◎議案第19号ないし議案第26号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第20号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第20号は、令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は、年間の平均値で比較しますと、令和3年度との対比では163名の減となっております。

療養給付費の試算については、過去5年間の平均をもって1人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額とし、6億1,937万円を計上しております。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして2億9,154万3,000円を見込み、一般会計から義務的経費として6,536万9,000円、赤字補填として5,924万7,000円、合わせて1億2,461万6,000円の繰り入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月16日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和5年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,548万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第23号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第23号は、令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和5年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただいております。

歳入歳出の総額は1億2,971万3,000円で、対前年比では462万7,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増額になったことによるものです。

以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。

令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,971万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君)(登壇) 議案第21号、令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、前年度309万5,000円の減の見込みで計上しております。

公共下水道整備費の事業費増により、国庫支出金で前年度1,020万円の増、一般会計繰入金では前年度3,112万6,000円の増、町債は4,220万円の減としています。

歳出につきましては、総務費で前年度1,135万2,000円の増、公共下水道事業整備費では前年度2,017万8,000円の増です。

主な事業は、開運地区の標茶9号幹線更生工事と下水道施設の次期ストックマネジメント計画の策定を計画しております。

1ページをお開きください。

令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算

令和5年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億5,000万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債」です。

起債の目的、1 公共下水道事業、限度額2,700万円。2 特定環境保全公共下水道事業、限度額750万円。3 農業集落排水事業、限度額60万円。限度額の合計は3,510万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

23ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高16億4,314万5,000円、前年度末現在高見込額14億5,787万5,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額3,510万円、当該年度中元金償還見込額2億2,109万6,000円、当該年度末現在高見込額12億7,187万9,000円です。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

引き続き、議案第24号、令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算のご説明をいたします。

議案第24号、令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、使用料は前年度467万8,000円減を見込んで計上しております。道支出金は、施設補修、計装設備機器の更新、施設台帳整備のデータ化を計画しており、前年度2,237万円増で計上しました。

歳出につきましては、工事請負費中、補修工事請負費3,030万4,000円、計装機器設置工事請負費として、機器更新に1,394万8,000円の計上、計量法に基づく水道メーターの更新で858万円、負担金補助及び交付金、令和6年度簡易水道事業法適化移行事務負担金で827万7,000円を計上いたしました。

1ページをお開きください。

令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,800万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債」です。

起債の目的、1簡易水道事業、限度額6,850万円。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

21ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

合計で申し上げます。区分、1 普通債、前々年度末現在高 2 億6,512万5,000円。前年度末現在高見込額は 2 億7,228万7,000円。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額6,850万円。当該年度中元金償還見込額63万8,000円。当該年度末現在高見込額 3 億4,014万9,000円です。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

引き続き、議案第26号、令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算の説明をいたします。

議案第26号、令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入におきましては、主たる収入である給水収益については、前年度154万4,000円の減額見込みで計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰入金で、前年度19万6,000円の減額、営業外収益につきましては、前年度 9 万1,000円の増額を計上しています。

一方、支出におきましては、営業費用で前年度180万2,000円の減額。営業外費用で前年度17万8,000円の増となっております。資本的収支の支出におきましては、老朽管更新で川上地区で 2 件を計画しております。また、計量法に基づく水道メーターの更新では、前年度99万円の増となります。

1 ページをお開きください。

令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 2,168戸
- (2) 年間総配水量 45万3,600立方メートル
- (3) 一日平均配水量 1,239立方メートル
- (4) 受託工事費 255万円
- (5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業188メートル、事業費1,249万6,000円。検定満了メーター取替事業、管径13ミリメートルから75ミリメートルまでの合計で227個、事業費1,530万1,000円でございます。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款、水道事業収益8,976万7,000円。第 1 項、営業収益7,875万7,000円。第 2 項、営業外収益1,101万円。

支出、第 1 款、水道事業費用8,724万円。第 1 項、営業費用7,964万6,000円。第 2 項、営業外費用709万4,000円。第 3 項、予備費50万円。

次の 2 ページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額3,866万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,613万7,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入1,240万円。第1項、企業債1,240万円。

支出、第1款、資本的支出5,106万4,000円。第1項、企業債等償還金2,326万7,000円。第2項、建設改良費2,779万7,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額1,240万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,882万7,000円

(2) 交際費 2万円

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 一般会計 625万円

(2) 下水道事業特別会計(減価償却費分) 624万1,000円

以下、内容について予算説明書に従い説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費3,227万6,000千円、前年度比41万円の減。(3) 引当金の増加額11万円、前年度比14万4,000円の増。(4) 長期前受金戻入額マイナス391万1,000円、前年度と同額。(5) 受取利息及び受取配当金マイナス1万円、前年度同額。(6) 支払利息417万1,000円、前年度比30万2,000円の減。(7) 固定資産除却費91万9,000円、前年度比7万9,000円の減。(8) 未収金の減少額5万円、前年度同額。(9) 未払金の増加額ゼロ円、前年度比1,000円の増。(10) 前払金増加額と(11) その他はございません。(12) 小計3,360万5,000円で、前年度比18万4,000円の増。(13) 利息及び配当金の受取額1万円、前年度同額。(14) 利息の支払額マイナス417万1,000円、前年度比30万2,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は2,944万4,000円で前年度比48万6,000円の増。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出マイナス2,527万円、前年度比25万円の増。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はございませんので、投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス2,527

万円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入1,240万円、前年度比130万円の減。(2) 建設改良企業債の償還による支出マイナス2,326万7,000円、前年度比46万9,000円の増。(3) 他会計からの出資による収入はございません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,086万7,000円、前年度比83万1,000円の減。

4 資金増加額はマイナス669万円3,000円となり、前年度比9万5,000円の減。

5 資金期首残高は2億1,274万5,000円、前年度比274万円の増。

4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は2億605万2,000円となり、前年度比264万5,000円の増となる見込みでございます。

9 ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で、5億8,177万4,000円、前年度比1,241万1,000円の減。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で43万4,000円。固定資産合計は5億8,220万8,000円、前年度比1,244万5,000円の減。

2 流動資産。(1) 現金預金2億605万2,000円。(2) 未収金472万円。(3) 貸倒引当金はゼロ円。流動資産合計は2億1,077万2,000円、前年度比171万5,000円の増。資産合計は7億9,298万円で、前年度比1,073万円の減です。

10 ページをお開きください。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で2億3,367万円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は2億6,386万7,000円、前年度比1,286万6,000円の減。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,256万6,000円。(4) 未払金186万1,000円。(5) 前受金50万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で130万4,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債1万3,000円。流動負債合計は2,624万4,000円、前年度比24万4,000円の減。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額4,357万1,000円。繰延収益合計は1億2,699万6,000円、前年度比391万1,000円の減。負債合計は4億1,710万7,000円、前年度比1,702万1,000円の減となります。

資本の部、6 資本金3億6,387万3,000円。

7 剰余金、(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億7,587万3,000円、前年度比629万1,000円の増。負債と資本の合計は7億9,298万円で前年度比1,073万円の減となります。

次の11ページでございます。

令和4年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び以下12、13ページの令和4年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございますので、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3 ページをお開きください。

3 ページ、4 ページの令和 5 年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第22号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

議案第22号は、令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。

3 年目となる第 8 期介護保険事業計画に基づき、当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

保険事業勘定につきましては、総務費で387万8,000円の増額、第 8 期計画に基づき保険給付費で934万2,000円の増額、地域支援事業費を83万1,000円の減額など、総額で対前年度1,220万円を増額し、歳入歳出それぞれ8億6,441万4,000円といたしました。

また、介護サービス事業勘定につきましては、デイサービスセンター座位入浴装置更新651万2,000円、やすらぎ園で車両購入費330万円を見込むなど、サービス事業費全体で1,779万3,000円の増額を見込み、歳入歳出それぞれ、6億3,478万4,000円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれ特定財源を見込み、繰入金により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

令和 5 年度介護保険事業特別会計予算、1 ページをご覧ください。

令和 5 年度 標茶町介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,441万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第 2 条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,478万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第25号、令和5年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊、予算書1ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和5年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 病床数 60床

（2） 年間患者数、入院9,516人、外来25,515人

（3） 1日平均患者数、入院26.0人、外来105.0人

（4） 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費4,589万8,000円、病院建設費916万2,000円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益13億4,600万円、第1項医業収益7億1,297万5,000円、第2項医業外収益6億3,302万5,000円。

支出、第1款病院事業費用13億4,600万円、第1項医業費用13億2,887万1,000円、第2項医業外費用1,662万9,000円、第3項予備費50万円。

次のページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額6,401万円は、過年度分損益勘定留保資金6,401万円で補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入1億49万円、第1項出資金1億49万円。

支出、第1款資本的支出1億6,450万円、第1項建設改良費5,506万円、第2項企業債償還金1億944万円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職員給与費8億6,666万円

（2） 交際費150万円

（他会計からの繰入金）

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

（1） 医療対策費補助2億3,737万3,000円

（2） 医療対策費負担5億6,628万3,000円

（3） 企業債償還金負担7,947万9,000円

（4） 施設設備費負担2,753万円

合計で9億1,066万5,000円

次のページへまいります。

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億1,990万円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産、種類、建物付属設備、名称は病室空調設備（エアコン）、数量は1式、及び種類、機械・備品、名称はX線平面検出装置、高圧蒸気滅菌器、数量はそれぞれ1台です。

2 処分する資産、種類、機械・備品、名称はX線平面検出装置、高圧蒸気滅菌器、数量はそれぞれ1台、処分の態様はそれぞれ廃棄となります。

次に、予算説明書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

続きまして、6ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。（1）当年度純利益ゼロ円、前年同額。（2）減価償却費7,718万2,000円、前年度比713万6,000円の増。（3）引当金の増加額マイナス540万1,000円、前年度比922万4,000円の減。（4）長期前受金戻入額マイナス775万9,000円、前年度比45万8,000円の減。（5）受取利息及び受取配当金マイナス1,000円、前年同額。（6）支払利息982万9,000円、前年度比366万1,000円の減。（7）固定資産除却費132万8,000円で、前年度比1,809万4,000円の減。（8）未収金の減少額から（12）その他まで、いずれもございま

せん。(13) 小計7,517万8,000円、前年度比2,430万1,000円の減。(14) 利息及び配当金の受取額1,000円、前年同額。(15) 利息の支払額、マイナス982万9,000円、前年度比366万1,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は6,535万円で、前年度比2,064万円の減。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 有形固定資産の取得による支出マイナス5,007万8,000円、前年度比1,430万2,000円の増。(2) 国庫補助金等による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入は、いずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナスの5,007万8,000円、前年度比1,430万2,000円の増。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1) 建設改良企業債による収入はございません。(2) 建設改良企業債等の償還による支出マイナス1億944万円、前年度比372万9,000円の減。(3) 他会計からの出資による収入1億49万円、前年度比538万1,000円の減。(4) 他会計からの償還金による収入はございません。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナスの895万円で、前年度比911万円の減。

以上により、4 資金増加額は632万2,000円となり、前年度比1,544万8,000円の減。

5 資金期首残高1億7,625万円、前年度比2,796万3,000円の増。

4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は1億8,257万2,000円となり、前年度比1,251万5,000円の増となる見込みでございます。

次に、16ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イの土地からへのリース資産までの合計で15億4,149万2,000円、前年度比1,539万3,000円の減。(2) 無形固定資産、電話加入権38万8,000円、前年度と同額。固定資産合計は15億4,188万円で、前年度比1,539万3,000円の減。

2 流動資産、(1) 現金・預金1億8,257万2,000円、前年度比1,251万5,000円の増。(2) 未収金6,000万円、前年度同額。(3) 貯蔵品795万円、前年度同額。流動資産合計は2億5,052万2,000円、前年度比1,251万5,000円の増。資産合計では17億9,240万2,000円、前年度比287万8,000円の減となります。

次のページにまいります。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債1億2,101万6,000円、前年度比8,389万3,000円の減。(2) リース債務64万6,000円、前年度比134万2,000円の減。固定負債合計は1億2,166万2,000円、前年度比8,523万5,000円の減。

4 流動負債、(1) 企業債1億1,189万5,000円、前年度245万5,000円の増。(2) リース債務134万2,000円、前年度比61万9,000円の増。(3) 未払金7,000万円、前年度と同額。(4) 引当金、イ賞与引当金3,378万7,000円、前年度比627万9,000円の減。(5) 預り金655万円、前年度と同額。流動負債合計2億2,357万4,000円、前年度比380万5,000円の減。

5 繰延収益、(1) 長期前受金2億831万円、前年度比48万8,000円の減。(2) 長期前受金収益化累計額5,560万9,000円、前年度比787万9,000円の増。繰延収益合計1億5,270万1,000円、前年度比836万7,000円の減。負債合計では4億9,793万7,000円、前年度比9,740万7,000円の減となります。

資本の部、6 資本金12億9,115万8,000円、前年度比9,452万9,000円の増。

7 剰余金、(1) 資本剰余金、イ国庫補助金330万7,000円、前年度と同額。(2) 利益剰余金、イ減債積立金、ロ当年度未処分利益剰余金、いずれもございません。剰余金合計330万7,000円、前年度と同額でございます。資本合計では12億9,446万5,000円、前年度比9,452万9,000円の増となります。負債と資本の合計では17億9,240万2,000円、前年度比287万8,000円の減でございます。

次ページ18ページにまいります。

こちらにつきましては、令和4年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）でございます。また、19ページと20ページにつきましては、令和4年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）でありますことから、こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。

4ページ及び5ページにつきましては、令和5年度標茶町病院事業会計予算実施計画でございます。こちらの説明につきましては、今までの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月16日開催の第3回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く12名で構成する「令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

（午後 1時48分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 深 見 迪

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

令和5年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

令和5年3月9日（木曜日） 午後 2時44分開議

第 1 議案第27号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

第 2 議案第19号 令和5年度標茶町一般会計予算

議案第20号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第21号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第22号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度標茶町病院事業会計予算

議案第26号 令和5年度標茶町上水道事業会計予算

（令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告）

第 3 意見書案第1号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書

意見書案第2号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

意見書案第3号 岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書

第 4 閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

1番 渡 邊 定 之 君

2番 櫻 井 一 隆 君

3番 長 尾 式 宮 君

4番 松 下 哲 也 君

5番 熊 谷 善 行 君

6番 鈴 木 裕 美 君

7番 齊 藤 昇 一 君

8番 深 見 迪 君

9番 本 多 耕 平 君

10番 黒 沼 俊 幸 君

11番 鴻 池 智 子 君

12番 後 藤 勲 君

13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 ・ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
選 管 事 務 局 長	
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長 補 佐	菊 地 誠 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中 央 公 民 館 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名であります。

(午後 2時44分開議)

◎議案第27号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第27号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第27号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算(第14号)であります。

年度末を迎え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業の精査による減額と、新たな経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ2,640万2,000千円を減額し、総額を131億28万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、必要物品ストック事業109万1,000円などであります。

なお減額につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業344万円の減額、中小企業特別融資貸付利子補給補助金210万4,000円の減額、事業継続緊急給付金1,920万円の減額、アウトドア応援事業助成金327万8,000円の減額、標茶町宿泊施設応援事業助成金93万2,000円などの減額でございます。

また、債務負担行為で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算(第14号)

令和4年度標茶町の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,640万2,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億28万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4 ページをお開きください。

「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

事項は経営継続資金（令和 4 年度）、補正前の期間は令和 5 年度から令和 11 年度、限度額は融資金 3 億円に対する利子補給（年 2.1～2.3％）2,443 万 8,000 円を、補正後の期間は補正前と同じで、限度額は融資金 3 億 8,100 万円に対する利子補給（年 2.1～2.3％）2,449 万 7,000 円とするものです。

12 ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

経営継続資金（令和 4 年度）、補正前、債務負担行為の限度額、融資金 3 億円に対する利子補給（年 2.1～2.3％）2,443 万 8,000 円、当該年度以降の支出予定額、期間が令和 5 年度から令和 11 年度、金額が 2,443 万 8,000 円、財源内訳ですが、その他 2,369 万円、一般財源 74 万 8,000 円を、補正後、債務負担行為の限度額が融資金 3 億 8,100 万円に対する利子補給（年 2.1～2.3％）2,449 万 7,000 円、当該年度以降の支出予定額、期間が令和 5 年度から令和 11 年度まで、金額が 2,449 万 7,000 円、財源内訳でございますが、その他が 2,339 万円、一般財源が 110 万 7,000 円でございます。

合計では、債務負担行為の限度額 5 億 6,710 万 5,000 円、前年度末までの支出（見込）額が 3 億 1,858 万 2,000 円、当該年度以降の支出予定額が 2 億 4,852 万 3,000 円、括弧内の 6,221 万 9,000 円につきましては、令和 4 年度の支出予定額であり、当初予算の額と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金 2,062 万 9,000 円、その他 5,960 万 7,000 円、一般財源 1 億 6,828 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 27 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 2 条、債務負担行為の補正の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案可決されました。

◎議案第19号ないし議案第26号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を議題といたします。

本案に関し、付託をしておりました令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定をいたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第2号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第2号は原案否決されました。

◎意見書案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第6。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時12分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和5年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。
(午後 3時13分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 深 見 迪

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

